

令和4年第3回（9月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

令和4年 9月7日 開会

令和4年 9月28日 閉会

東伊豆町議会

令和四年

第三回〔九月〕定例会

東伊豆町議会議録

## 令和4年第3回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	15
楠山節雄君	15
鈴木勉君	28
栗原京子君	37
笠井政明君	55
西塚孝男君	70
○散会の宣告	78

### 第2号（9月8日）

○議事日程	79
○出席議員	80
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者の職氏名	80

○開議の宣告	8 1
○議事日程の報告	8 1
○一般質問	8 1
山田直志君	8 1
須佐衛君	9 8
○発議第3号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 1 4
○専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））	1 1 6
○専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号））	1 1 9
○専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））	1 2 1
○議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）	1 2 3
○動議の提出について	1 3 2
○日程の追加について	1 3 2
○発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議について	1 3 3
○議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	1 3 5
○議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	1 3 8
○議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	1 4 1
○議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）	1 4 3
○議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）	1 4 5
○報告第3号 令和3年度東伊豆町健全化判断比率の報告について	1 5 0
○報告第4号 令和3年度東伊豆町資金不足比率の報告について	1 5 0
○報告第5号 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）	1 5 2
○散会の宣告	1 5 3
第 3 号 （9月9日）	
○議事日程	1 5 5

○出席議員	1 5 5
○欠席議員	1 5 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 6
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 6
○開議の宣告	1 5 7
○議事日程の報告	1 5 7
○議案第 3 9 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 0 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 1 号 令和 3 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 2 号 令和 3 年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 3 号 令和 3 年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 4 号 令和 3 年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 5 号 令和 3 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 7
○議案第 4 6 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	1 5 8
○発言の訂正	1 7 2
○散会の宣告	1 7 2

#### 第 4 号 (9月28日)

○議事日程	1 7 3
○出席議員	1 7 3
○欠席議員	1 7 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 7 4

○開議の宣告	175
○議事日程の報告	175
○議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	175
○議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定について	176
○議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）	187
○議員派遣について	190
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	190
○閉会の宣告	190
○署名議員	193

## 令和4年第3回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年9月7日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
1. 1番 楠山節雄君
    - 1) 稲取岬の景観整備について
    - 2) 幼稚園の給食費無償化について
    - 3) 紙のリサイクル運動の推進について
  2. 12番 鈴木勉君
    - 1) 給付型奨学金制度について
    - 2) 生ごみの資源化について
  3. 5番 栗原京子君
    - 1) 歯と口の健康について
    - 2) 高齢者のスマホ教室について
    - 3) 配慮のあるトイレ環境について
  4. 2番 笠井政明君
    - 1) 災害時の避難等について
    - 2) 当町の大学連携について
  5. 6番 西塚孝男君
    - 1) 町長の政治姿勢について
    - 2) 中学校の部活動について
    - 3) 稲取幼稚園の利活用について

---

出席議員(12名)

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	10 番	内 山 慎 一 君
11 番	藤 井 廣 明 君	12 番	鈴 木 勉 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	企 画 調 整 課 長	森 田 七 徳 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 尚 和 君	住 民 福 祉 課 事 参	前 田 浩 之 君
健 康 づ くり 課 長	齋 藤 和 也 君	観 光 産 業 課 長	山 田 義 則 君
建 設 整 備 課 長	齋 藤 匠 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	梅 原 巧 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	福 岡 俊 裕 君	書 記	榑 原 大 太 君
-------------	-----------	-----	-----------

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

令和4年第3回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、条例の一部改正、令和4年度補正予算、令和3年度一般会計及び特別会計の決算認定などが、それぞれ日程に組み込まれております。

さて、長引く新型コロナウイルス感染症については、オミクロンB A. 5が猛威を振るい、静岡県では医療提供体制が非常に逼迫した状況にあることから、9月30日までの間、医療逼迫警報が発令されております。

本定例会におきましても、感染症対策を図りつつ進めていきたいと考えておりますので、マスクの着用や手指を清潔に保つなど、皆様にも御協力いただくとともに、健康に十分御留意され、審議に臨んでくださいますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年度東伊豆町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会より令和4年第3回定例会の運営につきまして御報告いたします。

まず、本定例会は8名の議員の方より一般質問が提出されましたが、1名1問の質問につきましては、議会運営委員会での調査及び採決の結果、地方自治法第109条第3項及び東伊豆町会議規則第61条の規定に基づき、不許可となりましたので御報告します。

なお、議会運営委員会での審議の結果及び今後の対応につきましては、お手元に資料を配

付しておりますので御覧ください。

7名の議員の方々から通告がありました一般質問19問につきましては、一般質問の主旨をよく御理解いただき、円滑な質疑・答弁がなされますよう御協力をお願いします。

一般質問については、時間60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分間の休憩を取り、換気を行います。

町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問権に要する時間は、制限時間60分には含みません。

また、質問通告者の中で、1番議員と14番議員より、掲示板の使用と資料配布の願いが、5番議員と7番議員より掲示板使用の願いが提出されております。

本定例会の提出案件といたしましては、補正予算9件、報告事項3件、令和3年度一般会計決算認定及び特別会計決算認定がそれぞれ日程に組み込まれております。

さらに、議会からは、条例の一部改正及び議員派遣についての審議も予定しておりますので、よろしくをお願いします。

なお、財政健全化に関する報告、第3号及び第4号並びに一般会計及び7つの特別会計決算認定につきましては、それぞれ一括議題といたします。

条例改正などにつきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい概要説明とし、補正予算の説明につきましては、一般会計でおおむね200万円以上、特別会計でおおむね50万円以上で説明すること、また、会計管理者の決算概要の説明につきましては、歳入では、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出では、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額とすること、水道課長の説明につきましては、従来どおりすることを確認いたしました。

令和3年度の決算審査につきましては、一つの特別委員会を設置し、付託案件の審議を行います。

また、一般会計の審査におきましては、課ごとで行うことを確認しております。

決算審査特別委員会の報告は9月28日としますので、御承知ください。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、本日から9月28日までの22日間とすることを提案します。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査に関し、本会議の会期日程等の運営に関する事項について閉会中の継続調査といたしますので、よろしくお願いたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑なる議会運営をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、定居議員、14番、山田議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告及び令和3年度の各会計の決算審査意見書につきましては、既に送付いたしました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付してあります。

会議資料については議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 行政報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

定例会の開会に当たりまして、御挨拶を兼ねて行政諸般の報告をさせていただきます。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

町長に就任し、初めての東伊豆町の議会となりました6月の令和4年度第2回定例会においては、私の所信を表明し、これまでに5か月間町政を運営をしてまいりました。5か月という短い期間ではありますが、所信表明をいたしました事業推進が始まったものもございません。

また、令和4年度当初予算が骨格予算であったため、令和3年12月に成立しました国の補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び財政調整基金を財源とし、肉づけ予算となる一般会計補正予算第2号を編成をいたしました。これにより、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に重点を置く施策を推進しております。

加えまして、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の影響を受けます生活者や、事業者の

負担軽減を実施できるよう、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の地方創生臨時交付金が創設をされました。これを受けまして、生活支援及び産業支援として、各課局において、原油価格・物価高騰の影響、それによりどのような支援が必要か、また、公共交通機関等の各団体からの要望書提出も踏まえ、支援策を検討し、事業計画を策定いたしております。この支援事業につきましては、迅速な対応が必要となるため、町議会の皆様方の御理解をいただき、一般会計補正予算を専決処分いたし、既に事業推進いたしております。

今回の行政報告においては、これらも含めた事業の進捗状況などを報告いたします。

それでは、初めに、当町の経済状況の指標の一つでもあります入湯客数について報告いたします。新型コロナウイルス感染症第6波の拡大により、1月8日から3月21日までの期間、全国的にまん延防止等重点措置が発令されたことで、回復基調にあった観光客の出足が鈍くなり、その影響が心配されたところでありましたが、ゴールデンウィークを境に客足が顕著に戻り始めております。特に、5月は前年同月比57.8%の大幅な増となり、コロナ前と比較しても8割まで回復してきました。7月以降においても、新型コロナウイルス第7波の拡大により、宿泊予約の伸び悩みは多少見受けられますが、政府による行動制限回避の方針や県民割支援の継続により、大きな落ち込みに至っていない状況です。町としては、今後も臨時交付金を財源とした誘客対策事業を粛々と進め、継続的な観光客の来町を促し、事業者の収益確保に努めていく所存です。

次に、今定例会で御審議いただく各会計における令和3年度決算概要につきましては、会計管理者並びに水道課長より上程時に説明いたさせますが、一般会計では、歳入総額66億4,630万5,000円、歳出総額61億5,048万8,000円となり、歳入歳出差引額は4億9,581万7,000円でございます。このうち翌年度に繰り越すべき財源は4,444万7,000円であり、これらを差し引いた実質収支額は4億5,137万円でございます。

なお、歳入の根幹をなす町税の令和3年度決算における収納状況は、現年課税分が94.71%、現年課税分と滞納繰越分を合わせた町税全体の収納率は91.13%となり、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により徴収猶予を受け、繰り越された固定資産税などが納付された影響で、前年度を2.51ポイント上回る結果となりました。

課税面の主な概要は、個人町民税の現年調定額が令和2年中に緊急事態宣言等で経済活動が抑制され、令和3年度課税所得が減少したことで5.97%、2,744万円の減となり、固定資産税の現年調定額は、コロナ減免や地価下落などにより20.98%、2億5,818万円の減となりました。また、入湯税の調定額におきましては、ワクチン接種推進による外出の増加などで

前年から5.74%、360万1,000円の増となりました。

町税を取り巻く環境は大変厳しい状況となっておりますが、良質かつ充実した行政サービスの水準を維持するため、町税の公平な負担に力を注ぎ、納税者の利便性を図る施策を推進するとともに、今後も静岡地方税滞納整理機構及び賀茂地方税債権整理回収協議会などとの連携により、町政運営における貴重な自主財源の確保と、町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の町表彰につきましては、各団体等から推薦していただいた方々を町表彰審査委員会に諮問いたしましたところ、功労者2名、有功者3名を推薦する旨の答申をいただきましたので、来る11月3日の表彰式において表彰することを決定いたしました。昨年度と同様、本年度につきましても式典出席者を限定するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行った上での表彰式により、受賞者を祝福していただきたいと思っております。

ふるさと納税関係ですが、ふるさと納税の増額を目指し、11名による各課横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、6月6日に第1回の会議を開催し、これまでに3回のチーム会議を行いました。現在までに、ふるさと納税返礼品の増加を目指し、チームメンバーによる町内各店舗等への働きかけを行っております。また、これまでの電子感謝券に加え、紙媒体による感謝券発行を予定しており、あわせて、各店舗等に対して、感謝券利用の受入れをお願いしております。

次に、防災関係ですが、8月13日から14日にかけて、台風8号による大雨に対し、各地区自主防災会の協力をいただき、避難所の開設等、対応を図りました。この台風により、松崎町雲見地区で太田川が氾濫したため、被災地支援として、6日間、水道課を中心に職員延べ14名、給水車延べ7台を派遣し、給水支援を行いました。被災地の一日も早い復旧、復興を願っております。

台風シーズンを迎え、当町においても災害が起こる可能性があります。町民の皆さんにおかれましては、各家庭に配布されている防災マップで自宅周辺の被害想定を再確認し、飛散のおそれのある物の固定や家の周りの点検を行い、食料、飲み物、衣類や常備薬等を事前に備えておき、すぐに持ち出しできるよう準備をお願いいたします。また、避難先は混雑を避けるため、町や自主防災会の避難所のみならず、親戚等の住宅等への分散避難についても御検討ください。

次に、去る9月1日、防災の日に、南海トラフを震源とする西側で大規模地震が発生し、東側での大規模地震の発生の頻度が高まったとの情報を基に、突発型の大規模地震を想定し

た訓練を実施しました。訓練当日は、想定される国が発表する臨時情報に基づき、事前の準備、警戒体制に続き、地震発生の流れに従い、高校生を含む住民など1,071名が参加し、各自主防災会単位での津波避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練など、関係団体の御協力をいただき、実施をいたしました。

次に、消防関係ですが、7月6日に女性消防団員による花火教室を町内幼稚園、保育園で行い、花火の安全な取扱いについて子供たちに話をしました。7月23日から8月3日までの間に、消防団員を対象に、駿東伊豆消防東伊豆署の職員によるロープ結束講習を実施いたしました。町としましては、消防団員があらゆる災害に対応できるよう、効果的な訓練の実施、消防署との連携など、消防防災力の充実、強化を図ってまいります。

次に、企画関係ですが、東伊豆町DX勉強会を内閣府官房デジタル田園都市構想実現会議事務局の内田審議官様に講師をお願いし、6月24日に開催をいたしました。役場庁舎大会議室と内閣府とをインターネットで結び、職員47名に加え、町議会議員の皆様からも6名の参加をいただきました。勉強会の主な内容でございますが、デジタル田園都市構想の最新の状況及び優良の取組事例の紹介でありました。

今後の当町の取組ですが、当町の規模においては効果の出にくいものもあるかと思えます。また、財源や人材などの限りもございますので、他自治体の成功事例などにより、確実に成果を上げられることを見極めた上で、今回の勉強会も踏まえ、具体的な検討を進めていきます。

地域公共交通検討会につきましては、7月13日より、町民の皆さんの将来の外出手段の確保について検討するための地域公共交通検討会を立ち上げ、検討を進めています。アドバイザーに従来の公共交通サービスに様々なテクノロジーを掛け合わせるMa a Sの第一人者である森田創さんをお迎えし、事務局の企画調整課のほかに、健康づくり課などの職員の有志のほか、商工会、観光協会、社会福祉協議会にも御参加いただいています。

また、第1回の検討会には、国土交通省中部運輸局からも職員を派遣していただきましたが、今後も必要に応じて参加してくださるとのことです。今後は、大川地区と北川地区に対するアンケート調査のほか、高齢者や宿泊施設で働く若者へのヒアリングなども実施し、来年度以降、実証実験を行いたいと考えております。また、町民の皆さんにも、公共交通の問題について、自分事として考えていただくきっかけづくりとして、講演会の開催も予定していますので、多くの方に御参加いただきたいと思います。

高齢者スマートフォン補助金交付事業についてですが、7月1日から申請の受付を開始し

た高齢者のスマートフォン購入補助金ですが、既に71人の方から申請をいただきました。

「スマートフォンを使ってみたかったが、なかなか決心がつかなかった」という多くの高齢者が、補助制度をきっかけにスマートフォンを購入する例が目立っています。スマートフォンは、今後のデジタルトランスフォーメーションの入り口となるものです。一人でも多くの高齢者の方に補助制度を御活用いただきたいと思います。

けやき公園希望の館の再開についてですが、平成3年度から貸出しのみの運用となっていた奈良本のけやき公園・希望の館が、7月末より、地域おこし協力隊の鈴木敦さんの手により、ワーケーション施設として再開いたしました。8月からは飲み物の提供なども始まっており、今後は、簡単な食事もできるようになる予定ですので、町民の皆さんの憩いの場としても御利用いただきたいと思います。また、10月には、アウトドアブランドのスノーピークとのイベントも計画していますので、ぜひ、足をお運びいただきたいと思います。

L I N Eクーポン発行事業ですが、4月1日より運用を開始した町公式L I N Eによる情報発信について、現在、登録者が2,000人を超えましたが、より多くの方に登録をお願いするため、町内の店舗で使用できる3割お得なL I N Eクーポンを発行します。町公式L I N Eの登録が条件となりますので、これを機会に登録していただきたいと思います。また、今月中には、事業に参加する店舗の募集を開始する予定です。参加店舗には新しい決済機器の準備や金銭的な負担は生じませんので、積極的に多くのお店に参加していただきたいと思います。

次に、住民福祉関係ですが、6月26日及び7月24日に、マイナンバーカード休日交付の窓口を開設し、交付3件及び申請5件がありました。また、7月9日の期日前投票所にて出張申請窓口を開設し、17件の新規申請がありました。マイナンバーカードの交付割合は7月31日現在、51.81%で県内第4位ではありますが、引き続き、多くの皆様取得いただけるよう努めてまいります。

7月11日から20日までの夏の交通安全県民運動が実施されました。11日には、交通指導員、学校及びPTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導が行われました。御参加いただいた関係各位にお礼を申し上げますとともに、秋の全国交通安全運動が9月21日から30日まで行われますので、関係各位には重ねて御協力をお願い申し上げます。

福祉関係ですが、子育て支援対策の一環として、物価高騰に直面する未就学児の保護者に対し、子育ての負担軽減を目的に、未就学児1人当たり1万3,500円の給付金を支給します。対象保護者には8月下旬に申請書を送付しました。申請書を提出された方には順次、給付金

を支給いたしますが、まだ申請をされていない保護者の方は、来年の2月までの申請を受け付けておりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

また、10月1日に開催を予定しておりました、令和4年度東伊豆町敬老会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、高齢者が一堂に会して式典を行うことは感染リスク・感染拡大の危険性があるため、出席者の健康・安全面を第一に考え、開催は極めて困難な状況であると判断し、令和2年度、3年度に引き続き、今年度の東伊豆町敬老会を中止といたしましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、健康づくり関係ですが、新型コロナウイルスに関しまして、重症化予防を目的に60歳以上の方及び18歳以上の基礎疾患を有する方に加え、医療機関等の関係者を対象とした4回目のワクチン接種につきまして、これまでと同様、役場と保健センターを会場として7月15日より集団接種を始め、9月21日までの間に3,438人の予約をいただいています。

また、3回目までのワクチン接種といたしまして、副反応が少ないと言われているノババックス製ワクチンの接種日を設ける等、接種機会を設けています。今後につきましては、国の事務連絡に基づき、10月中旬以降を予定されているオミクロン株対応ワクチン接種の接種体制につきまして、準備を進めてまいります。

特定健診及び一般健診につきましても、役場及び保健センターにおいて集団健診として、生活習慣病の早期発見、重症化予防等を目的に、予定どおり5月30日から7月24日までの15日間で929名の方に受診いただきました。今後は9月3日から12月16日までの間に、9日間の集団健診を予定しています。既に病院や人間ドックで受診されている方からは、健診結果の提出のお願いをするとともに、今年も9月より、健育会熱川温泉病院並びに康心会伊豆東部病院の両院に御協力いただき、個別に特定健診の対応をしていただいて、受診率の向上に努めております。健診の予約につきましては、コールセンター及びインターネットから予約できますので、御利用をお願いいたします。

受診後は、健診結果により、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防などの保健指導を受ける必要のある方には、別途御案内をさせていただいておりますが、健康寿命の延伸に努めていただくとともに、御自身の生活習慣を見直す機会と捉え、ぜひ、保健指導を受けていただくようお願いいたします。

健康増進事業ですが、7月30日に稲取ゴルフクラブ様の御協力により、今年も緑の早朝ウォーキングを実施し、72名の方の参加をいただきました。好天に恵まれ、広々としたゴルフ場のコースを歩くこの企画は、今年も好評をいただきました。今後も継続して実施していき

たいと考えております。

後期高齢者医療関係ですが、制度改正により10月11日から、一定以上の所得のある被保険者は、現役並み所得者を除き、医療費窓口負担割合が2割になります。当町の8月8日現在の被保険者2,854人のうち、414人が対象となる見込みです。激変緩和措置など、制度周知に努めてまいります。

次に、建設整備関係ですが、6月の議会定例会において議決いたしました白田川橋の架け替えに係る概略検討の業務委託につきましては、6月27日に契約をいたしました。その委託結果を踏まえ、議会及び地域住民の皆様との協議を行った中で、架け替えの可否について検討してまいります。

8月24、25日に、国土交通省が設置する土木学会沿岸まちづくり小委員会の委員の11名が当町を視察いたしました。津波防災に関しては、過去に津波対策地区協議会において方針が決定されておりますが、当町を視察した小委員会の先生方の知見による提言をいただいた中で、今後の当町の防災とまちづくりが一体となった取組を進めていきたいと考えております。なお、津波対策地区協議会において方針が決定している白田地区の白田漁港海岸整備事業は、令和2年度に着手し、今年度の完了を目指し、8月26日に入札を行い、工事発注したところでございます。

次に、観光関係ですが、議会全員協議会で御説明申し上げ、専決処分にて執行させていただいております、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応するための地方創生臨時交付金を財源とした補助金の執行状況を御説明申し上げます。

まず、農業者・漁業者を対象とした物価高騰対策農漁業者経営安定化補助金について、この補助金に関する要綱を制定後、農業者に対しては、ふじ伊豆農業協同組合の各生産者組合や東伊豆町農業経営振興会の各営農部会を通じて、事業内容について周知しております。また、漁業者については、伊豆漁業協同組合稲取支店により、各組合員に対して直接通知を発送しております。なお、これらの申請については9月5日より、観光産業課農林水産振興係にて申請の受付を開始いたしました。

次に、東伊豆町内事業者を対象とした、原油価格・物価高騰に対する物価高騰等緊急対策事業者支援金については、8月22日より東伊豆町商工会窓口にて申請の受付を開始しました。広報については、商工会員にはダイレクトメールを発信するとともに、回覧、ホームページなどの広報媒体を活用し、周知を行っております。

続きまして、イベント関係ですが、東伊豆町観光協会の主要事業であります、大川竹ヶ沢

公園のほたる観賞の夕べについては、感染対策を取りながら、昨年より期間を延長し、6月3日から12日までの10日間、開催いたしました。天候不順による3日間の中止がありながらも2,775名の来場があり、例年以上に飛び回っているという声も多く聞かれ、夜の暗闇に蛍が乱舞する光景を、来場者は楽しんでおられました。

次に、8月11日の祝日に稲取細野高原で、数あるチェックポイントを制限時間の中でコンパスを頼りに探しながらゴールを目指す、東伊豆アドベンチャーラリーが開催されました。昨年度はコロナ感染拡大により中止されましたが、悪天候にもかかわらず、52チーム、138名が参加し、ススキの草原の中を右往左往しながらトレッキング・オリエンテーリングを楽しんでおりました。

次に、観光誘客事業推進のため、7月中旬には東伊豆町観光協会と共に自らトップセールスを行ってきました。コロナ禍で、大島稲取間の季節航路の運航が危ぶまれる東海汽船に対しては、伊豆大島つばき祭りの期間の継続運航や、日帰りダイヤの設定をお願いするとともに、災害協定に基づく大規模災害時の連携確認も行ってきました。また、誘客宣伝や物産販売などでつながりのあるJR東日本、旅行業界最大手の株式会社JTB、観光業界で最大の購読者数を誇る株式会社観光経済新聞社などにも訪問し、代表者などと意見交換を行うとともに、町の宣伝を行ってきました。

次に、教育関係ですが、本町の学校環境につきましては、学校教育環境整備委員会にて今後の方向性を検討しているところですが、委員の方々には、考え得る選択肢の中から最良の提案をするべく取り組んでいただいております。方向が絞られるまでにはまだ期間を要するようですが、子供たちによりよい教育環境が提供できるよう、町としても対応していければと思います。

幼稚園の統合につきましては、統合準備会において進めておりますが、6月には新幼稚園の園名を募集させていただき、町の皆様方から多くの提案がありました。数ある候補の中から統合準備会にて選定をした結果、ひがしいず幼稚園が第一候補となり、町としても異論がないため、新園名は、東伊豆町立ひがしいず幼稚園となりました。今後は園歌についても準備会にて検討し、決めていただければと存じます。

7月に専決させていただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる教育委員会関係事業は、学校給食食材費等負担金及び小中学校児童生徒給食費負担金に活用させていただくことになりました。昨今の消費者物価の高騰により給食食材が予定どおり購入できない事態となっておりますが、給食費を上げ、保護者の負担を増やすということはせ

ずに、食材購入に充て、現在の給食費を据え置く措置といたします。

また、同じく、物価の高騰により生活に不安がある中、給食費の負担も重く感じている家庭もあることから、2学期分の給食費を町にて負担するため、今回の交付金を活用させていただきます。いずれも、今回の臨時交付金の主旨である、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応に沿うものとなりますので、御理解ください。

次に、社会教育関係ですが、生涯学習関係やニュースポーツ関連の事業につきましては、おおむね順調に開催できております。昨年度は規模を縮小して開催した町民文化祭も、11月5日、6日に通常の形にて開催する計画で進んでおります。夏休み期間中の4日間、小学生の学習支援として稲取小寺子屋を開催いたしました。昨年同様、稲取高等学校のボランティア部から15名もの支援をいただき、参加した小学生に優しく丁寧な対応で勉強を教えてくださいました。小学生もふだんとは違った雰囲気の中、楽しく勉強に励むことができたものと思います。

社会教育施設関係では、町営野球場ダッグアウトの改修を計画しております。今年度末までには安全で新しい施設となりますので、野球場を御利用する方には工事中に御迷惑をおかけしますが、楽しみにお待ちしております。また、今議会にて補正予算をお願いしていますが、町立図書館2階、バリアフリー対応のトイレのリニューアルを計画しております。ウォシュレットの設置はもちろん、ベビーチェアも新設する予定でおりますので、小さなお子様を連れて、利用しやすい図書館となります。

次に、水道事業関係ですが、コロナ禍における物価高騰などの影響を受けている町民の経済的な負担軽減を目的とし、水道料金のうち基本料金を免除するため、先日、対応経費に関する補正予算を専決処分させていただきました。11月納期限の令和4年度第4期使用分の基本料金を免除する内容で、官公庁を除く町水道使用者約5,800件を対象としております。免除を受けるための手続には特に必要ありませんが、基本水量を超えた超過部分については請求させていただくこととなりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、令和5年度当初予算編成に向けて、当町では初となる行財政運営と改革の基本方針を策定いたしました。国においては毎年策定されているものであり、東伊豆町版の骨太方針となります。これは、町の重要課題や翌年度予算編成の方向性を示すもので、町の基本となる施策を推進していく上で基となるものです。令和4年度中から推進すべきものもございますので、今後、対応を図ってまいります。

結びに当たりまして、朝夕は大変過ごしやすくなったとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続

くと思われまますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意をされ、御活躍されますよう祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

---

#### ◇ 楠山節雄君

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

1番、楠山議員の第1問、稲取岬の景観整備についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） おはようございます。

今回、私、3問通告をしてありますので、議長のほうからお話がありましたように、一問一答の答弁でお願いをいたしたいと思っております。

1 問目、稲取岬の景観整備について。

観光パンフレットをはじめ、様々な宣伝に使われるなど、魅力があり、また、稲取高校付近から岬の風景を撮影する様子が見られるなど、美しい岬にさらに磨きをかけることによって観光振興等に寄与できると考えますが、以下についてお伺いをいたします。

1 点目、地中海を連想させる風景だと感じるが、さらに魅力ある空間づくりを推進するお考えは。

2 点目、推進には、地域を指定した上で、既存の住宅リフォーム制度の補助率や限度額の拡大、非住宅用地の適用が必要と考えますが、制度の拡充を図る考えはいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の答弁をさせていただきます。

そこにもあります、地中海に似た風景、これ、私も大好きで、よく国道を通過して峠を越えて、白田のほうから越えて、ちょうどこの峠を下りる直前からこの景色が見え始めて、本当にきれいだなというふうに、いつも思っています。

この稲取の風景って結構有名みたいで、私も大好きな風景という話はしたんですけども、これは聞いた話なんですけれども、イタリアのサッカーチームACミランの選手がこの風景を見て、「おお、イタリアの風景に似ている」というふうに言ったとか、言わないとか。でも、そういう近いものはあると思います。

恐らく、多分、一部の自宅の屋根がちょっと統一感のある色だったり、あとは、緑とそれぞれの家のコントラストが非常にバランスがよかったり、いろんな理由があろうかと思えますけれども、私もこの地区の魅力というのは、本当に素晴らしいものがあると思っています。

では、行政として、ではどうするかという話になるんですけども、魅力ある空間づくりという話でございました。つまり、地方公共団体がそれをやるとすると、景観行政を進めていくという手続になると思います。

幾つかの段階が、これ一般論ですけども、ありまして、まず、景観行政団体への移行をするということ、そして景観計画の策定、そしてその次に、景観条例の制定とか計画の告示とか運用、こんな順番で恐らく物事が進んでいくと思っております。

当町においては、令和2年4月に、第1ステップでありました景観行政団体に移行をさせ

ていただきました。現在はその次の景観計画をつくるという段階に差しかかっているのではないかなと認識しています。

この景観計画においては、良好な景観形成をつくり出すために、ある意味、規制により誘導していくということも必要だという話もある中で、一番大事なのは、地域住民との協働の下、住民の合意形成、これをしっかりと図っていくことが重要だとも言われております。

これまで、住民の合意形成の前段階として、これまでですけれども、景観に関わる講演会というのをこの町の中で開かせていただいて、地域住民の方に、我が町の景観はどれだけすばらしくて、どういうことをやればいいのか等も含めて、御理解を深めていこうという計画でおります。ただ、残念ながら、このコロナの影響ということがありまして、講演会というのが現状はなかなかできていないということだそうです。

一方で、これ、私が町長になってから考えていることですが、金太郎あめ的な総合計画はちょっとやめにして、それに同じような内容だけでも、しっかりこの東伊豆町のことを考えた総合計画に代わる町のビジョンというものをつくろうよという話をさせていただいたかと思えます。

その景観計画をやるには、その上位計画とも言える町のビジョン、総合計画的な位置づけのものですけれども、それをまずしっかりとつくって、その中で、この地域はこういう計画、こういう景観はすばらしいからこういうふうに残そうという議論がいくと思います。なので、まずはこの町のビジョン、これ、策定をやろうというふうに、この議会終わり次第手をつけ始めると思いますが、それをしっかりと策定をして、その後に景観をしっかりと考えていくというふうに、今のところは考えております。

それで、魅力を有する空間づくりを推進する場合、私自身は、これやりたいと思っています。ただ、今、お話ししたように、政策的な順番というか上位計画をしっかりとつくって、そしてそれを踏まえた計画にしないと、町の中がばらばらな何かイメージになってしまって、ちくはぐなものになってしまう、それもやっぱり避けなければいけないという中で、総合計画的ものをまずつくりたいというふうに思っている中で、でも、これがちゃんと整ったときには、しっかりと本当にやりたいと思っていまして、ただ、財源とかマンパワーの話、ここが大変重要になってくるので、その辺も実際に、今、政策的な優先順位もあると思います。やらないというわけでは決してないんですけれども、そのあたりもしっかりと踏まえながら、できるタイミングが来た場合には、ちゃんと、私も昔、そういう計画的な話も勉強していたことがあるので、それはしっかりと進めていきたいと思えます。

もし、それを進める環境が整ったという条件の中で考えると、議員が御指摘いただいたように、それを推進していくアイデアとして、既存リフォーム制度の補助率拡大とか、そういうことというのは大変インセンティブを与えるということなので、その時点になったらしっかりと議論をして、適切なやり方、これを考えていきたいと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 前向きな答弁をいただいて本当にうれしく思います。

町長もこの光景は、峠を越えると目の前に出てくる光景だということで、不動産業者さんもそういうところを目指しているのかも分かんないですけども、この山あいのちょっとってぺん付近がオレンジと白基調の建物になっています。多分、不動産業者もそういう考え方、地中海を思わせるというふうなことで、家を建てる時の条件付みたいなことで建設がされたと思います。

過去には、ここの付近を通っても、雑木等が生い茂ってなかなかこの美しい光景を目の前に、ちらちらとは見える状況だったと思いますけれども、これは稲取の事業者の方が、自分のお金で雑木等を伐採をして、今、町が何か管理をしているということですけども、この美しい光景が現れてきていると思います。

町長、いろんな総合計画も含めて、いろんな手続が最終的には必要になってくると思うんですけども、自分の考え方だと、本当にすばらしい光景、何とかこうSNSあたりでも拡散をするようなすばらしい景色に移行できればなというふうな思いをする中で、有名な言葉で「ローマは一日にして成らず」、一朝一夕にこうしたものが推進ができるということにはなっていないかなと思います。

一番大切なのは、町長言われるように、地域住民との合意コンセンサス、そうしたものが必要だと思うんですけども、町長前向きな答弁ですので、ぜひ、早めに動き出しができる部分については動き出しをしていただければなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、SNSの発信というのは本当にいいなと思います。ただ1個問題がありまして、あそこ、国道沿いで、なかなか車を止めてゆっくり写真を撮る場所がないんです。無理に止めると危ないし、だからその辺をどうすればいいかというのは、ちょっと工夫をする必要が、

例えば、これ勝手なことを言っただけであれはすけれども、ビューポイント的なものを将来的に考えていくとか、この町で見せたい場所を見やすくするという、何かそういうことも必要なのかなと、ちょっと今のお話で思いました。

あと、やれるところからやるということについては、まさにそうおっしゃるとおりで、計画ということは順次やんなきゃいけないんですけども、そこにではない細かい話については、臨機応変にやれるところをやっていきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） この提言については、私、2回目で、前町長のときにも同様の質問をしているんですけども、そのときにはやっぱり費用対効果ではないんですけども、効果が検証できないよみたいなことで、それと、住民のコンセンサスが得られていないというふうなことで、多分そういうお話を町長された中で、住民の理解がその時点では得られていなかったのかなというふうに思っているんですけども、コロナ禍の中ですから、やっぱり講演会みたいなものをぜひ実施ができる状況を見極めて、なるべく早めに地元の意向みたいなものをやっぱり確認するということは、さっき言ったように上位計画ですとか、いろんな総合計画的なもの、そういうものをつくる前に、やっぱり、できるのかなと。

そういうことをやることによって、そういう総合計画の中にも反映がされていくのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺は考えていただきたいなと思います。

あと、新たにやっぱり補助制度をつくるとなると、やっぱり金額の部分、町の費用負担だとかということで大変になるとは思いますけれども、既存のやっぱり住宅リフォームの制度というのは、現時点でも結構活用されて大きな金額が予算計上されたり、あるいは補正予算で対応したりというふうな形が取られていますので、これ、地域指定になってくると思うんですけども、あの岬周辺、そういうところについては既存の住宅用地だけではなくて、非住宅まで含めて、そういうことをすることによって一気に事業推進というんですか、そうしたものが加速をされていくのではないかなと思いますので、ぜひ、その辺も御検討いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 非住宅についての適用等、選択肢としてはあると思います。ここについては全体のバランスもありますし、タイミングもあると思うので、しかるべきタイミング

でしっかりと検討していきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後にしたいなと思います。

SNSも含めて、こう魅力あるというものが発信をされたときに、観光客の方がこの地域を訪れたときに、そこをやっぱり散策をしたいというふうな気持ちになってくると思うんです。そうした中で、その中に、地域に入ってきて何か魅力のあるものというのがないと、やっぱり一時のブームで終わってしまうということを考えると、あそこは後小路だとか八幡小路だとかという、路地がすごい細いところが多いんです。

私はすごい魅力がある町名だなど、路地の名前だなどというふうに思うんですけれども、そういうことも含めて、あとは、地域おこし協力隊等がso-anですとか、いろいろ、EASTDOCKだとか、あの辺を拠点に活動していますので、そうしたことがやっぱり核になっていくのかなというふうに思っていますし、見せるということを考えると、そうしたものがやっぱり拡大をしていくということが必要ではないかなと思いますけれども、町長の考え方、最後にお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

あれ、八幡小路でしたっけ、下を、道を少し新しくして非常に統一感のあるというか、すばらしい風景によみがえったという。まさにそこにある魅力を行政が後押しをして付加価値を高めたといういい例だと思うんですけれども、まさにあの地域というのは、非常に路地があって、なかなかほかにはない昭和っぽい私の好きな風景なんですけれども、この間ちょっと土木学会の人が来ていただいたときに、あのエリアについても少し御紹介をさせていただいて、というのは、防災上の観点、両方やらなきゃいけないと思うんですよね、地域に住む方の安心・安全を守るということと、その地域が持っている景観とか、そういうものを守っていくというのは、両方やらなければいけないというところに、行政の責任があると思うんですけれども、その安心・安全の面についてお話をちょっと聞いたところ、安心・安全は確かに守りながら、でもあの風景は残したほうがいいよねという御指摘も実はいただいたので、そんなことも踏まえながら、地域住民の皆さんのお話を聞きながら、前向きに取り組んでいきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、幼稚園の給食費無償化についてを許します。

1 番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) 2 問目になります。

幼稚園の給食費の無料化について、現在お試し期間中の幼稚園給食は、令和5年度から完全実施する予定ですが、子育て支援の充実を表明しています町長に、以下の点をお伺いをいたします。

給食の実施に対する費用無償化のお考えはいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長(稲葉義仁君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ありがとうございます。

2 問目の御答弁をさせていただきます。

幼稚園の給食費無償化についてということでございますが、御質問のとおり、町立幼稚園は統合決定いたしましたので、令和5年度から新幼稚園としてスタートをいたします。その際に、幼稚園給食につきましても提供をしていくという計画に、現在なっております。

私にも幼稚園に通っている子供がおりまして、親の気持ちはよく分かるというところの中で、多忙な家事をこなす親にとって、子供のお弁当をつくるというのは、お弁当つくるのは大変重要な、大切なことだと思うんですけども、でも結構負担が重いところもあって、その子供のお弁当をつくる家事の負担を軽減をするという意味合いでも、幼稚園の給食というのは、親として何かそんなことは実は感じているところであります。

このたび、その給食を町立幼稚園の中でもスタートをするということで、言い換えるならば、親御さんの家事の負担を軽減するという施策を入れたということとも言い取れると思うんですけども、それを踏まえて、御質問の給食費無償化については、これはどっちかというと家計への負担を軽減するという施策だというふうに感じております。

現状、来年から給食スタートということでありますので、まずは家事への負担を、スタートさせて軽減をしっかりとさせていただいて、その次の段階で家計への負担をどうやって軽減できるかということを考えていけばいいのではないかなと、現時点では思っております。

いずれにしても、一步一步ではありますけれども、子育て世代の負担軽減、これはいろんな負担があると思っておりますけれども、その負担軽減に向けて真面目に取り組んでいきたいと思

っております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 県の教育委員会ですとか、ほかの市町にもちょっと確認をさせていただいたり、インターネットで調べたりしたんですけれども、静岡県下の中で完全の無償化というんですかね、給食費無料をしているところというのは、小山町が中学まで完全に無償化というふうに載っているんですけれども、そのほかについては完全に実施をしているところはないということで、これは、費用の関係でやっぱり大きな金額がかかってくるということが、やっぱりその辺を阻害をしているというふうに思っています。

ただ、ではそのほかのところは軽減措置がないのかということ、御前崎ですとか沼津、裾野、長泉ですとか、近くだと西伊豆が完全ではないんですけれども、無償化、無料化の取組をしているということです。まだ少ないというふうな状況ではありますけれども、静岡県も含めて全国的にこれらが、やっぱり子育て支援という考え方が、どこの市町でも人口減少の取組の一つとして、こうしたことがやっぱり増加の一途をたどっているという状況を考えると、やっぱりこの辺も視野に入れてぜひ考えていただきたいなというふうに思っています。

西伊豆の例を取りますと、西伊豆さんは、小中のほうについては2分の1の支援、それから幼稚園については2園あるそうなんですけれども、主食、要するにお米は子供たちが持参をして、おかず等副食の部分について無料というふうな内容だということで確認をさせていただきましたけれども、この辺、町長はまず、今まで実施がされていなかった給食が実施されるということで、家庭の負担軽減にはもう当然なってくるんですけれども、それらを見極めて、今後その検討をしていただきたいという、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 幼稚園の給食無償化については、財源的な問題も確かにあるとは思いますが。ただ、これは我が町は残念ながら人口が減ってきていて、なるべくそれを抑えたいという中で、規模感で考えると、大きな町とかだと、子供の数も多いので施策的なコストもかかるわけです。言い換えると、この町はやりやすいという言い方も一方でできると、という意味では、財源的にはいろんなところで、例えばふるさと納税で税収を上げていくとか、そういう努力をしながら、子供たち、ベビーファーストということも私、宣言しましたけれども、子供たちをすくすくと立派な大人に育てていただくという、そういうこともやるという意味では、工夫をすればできるのではないかなと思います。

ただ、一方で、この給食費無償化における問題の一番大きな問題は、その制度というか、幼稚園以外の幼児教育施設というのがこの町にはございまして、幼稚園だけ一方的に無償化をすることによってバランスが欠いてしまうと、子供たちは、自分が行くところは子供たちで選ぶわけではなくて、親のいろいろな考えの中で、それぞれの教育というか、幼稚園なりそういうところに行くという中で、一人一人子供たちが平等にこう豊かに、町としても支援をしたいということを考えると、その無償化のところだけで対応するというのは、非常に制度設計がややこしくなるという問題があると思います。場合によれば、分かんないですけども、いっそのこと給付金にして、年齢と何かそういうざくっとしたところでやるというやり方もあるかもしれませんが、子供たち並びに子育てをしている親御さんへの支援というのは、町としての基本的なコンセプトでもあるので、どういうやり方がいいかということについては、ちょっと議論をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 私も無償化を考えたときに、ほかの施設、事業所、そこのバランスがやっぱり崩れてしまうのかなと、やっぱりそういう懸念というのはあったんですけども、ただやっぱり町長言われるように、人口減少の問題の取組ですとか、いろんなことを考えると、やっぱり若者の移住・定住なんかもそうでしょうけれども、こうした施策というのは東伊豆町、結構充実をしていると思うんですね。ですけども、さらにこうしたことが親御さんたちの負担軽減になってくれば、若者の定住みたいなものというのが進んでいくのかなというふうな考え方もしました。

一番最初に、無償化と言った後に、町長の行政報告を見させていただいて、19ページに教育関係の内容がここに記載をされています。今回の交付金を活用させていただきます、いずれも、今回の臨時交付金の主旨である、コロナ禍における原油価格・物価高騰の対策だよと、そういうものに沿うものだよということを理解してくださいということは、ここを捉えてから裏返して考えると、こういう国からの支援がないと、今現在はちょっと難しいのかなということを、自分自身ではちょっと考えてしまったんですけども、ただ、本当に、若者の定住ですとか、子育て支援、負担軽減、これらを考えると、こうしたこともぜひ検討していただきたいと。

実際に少ないですけども、さっき言ったような市町は何らかの形で、それぞれの市町で

軽減策は違うにしても、こうしたところは現実的に実施がされていますので、また、いいところですか問題点だとかというのを、こうしたところから得られるということもありますので、ぜひこの辺も、ぜひ確認をしていただければありがたいというふうに思いますけれども、最後に答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、いい事例については大いに参考にすべしということについては、大いに参考にさせていただければと思います。

国からの支援というお話がありましたので、そこについて少しお話をすると、今、政府のほうでこども家庭庁の設置を、その方向に施策を進めていると思います。恐らく来年の4月に設置されるのではないかなという中で、恐らくそれが設置をされると、それなりのいろんな施策が打ち出されてきて、それを実行するために自治体に対する支援策というのも出てくるのではないかなとも、ちょっと感じておりまして、ここをしっかりと見極めて我が町のやり方というのを考えていければいいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、紙のリサイクル運動の推進についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 第3問ですけれども、紙のリサイクル運動の推進について。

現在、当町では厳しい財政状況の中、ごみ処理有料化をスタートさせ、ごみの減量化やリサイクル率の向上、処理施設の延命化に向けて取り組んでいます。そこで、以下の点をお伺いをいたします。

1点目、現在、稲取小学校では雑紙の回収ボックスを設置をしています。さらなるごみの減量化やリサイクルに寄与するこの取組を、町内事業所に拡大をするお考えはありますか。

よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御質問、ありがとうございます。第3問について御答弁をさせていただきます。

今、町としてもごみを全体的に縮減というか、減らしていこうという中で、今年の4月からごみの有料化ということを始めました。

この視点というのは大変重要で、受益者負担ではないですけれども、自分たちが負担をかけていることに対してはお金を払うということなんですけれども、その負担を、ではどうやったら減らせるかということを見ると、やはりごみ自体を縮減をしていかなければいけないという中で、分別回収、リサイクルという視点というのは、これ、大変重要だと思っております。

我が町においても、一部それはされているのかもしれませんが、御紹介いただいたごみの回収方法のように、町全体に広がるような、あと、効率的なやり方というのはなかなか今まではなかったのかなというふうに思います。

私も実は御提案をいただく前に、ある方から、このやり方をいいんではないかと、実際に段ボール持ってきて言われました。今、町長室にその段ボール置いてあるんですけれども、お話を聞いたときに、大変効率的、というのは、ごみ箱に紙を捨てる感覚でその段ボールを置いておけばいい、しかも、その捨てる紙というのは、別にA4とか、形ではなくても、ある程度小さな紙でも全部いけるという話を聞いて、これはいいかなというふうに思いました。

一方で、ごみというのは、まさに、リサイクルすれば資源、何もやらなければごみだけれども、しっかりと分別していけば資源になるという考え方、これ、大変重要で、町としてもこれから、このごみの対応について、戦略的にちょっと取り組んでいきたいと実は思っています。

回収するごみも種類がいろいろありまして、鉄くずもあれば瓶もあれば油、廃油、これ一部町で集めていますけれども、あとは、紙、いろいろあると思うんですけれども、そこを戦略的にやるという意味で、今、ここで1つ、1個固定してしまうと、ほかのやり方がちょっとやりづらくなる可能性もあるので、御提案いただいたやり方というのは大変いいと思います。その意味で、一つの選択肢として、今日配っていただいた例のやり方については一つの選択肢としながらも、これから町にとってどんなやり方が一番メリットが出てくるのかというのをしっかり検討した上で、それでもこのやり方、今日御提案いただいたやり方がいいという話になれば、それはすぐにでもやればいいと思っています。ただ、その前段階で、どういうやり方で、どういう人たちに参画していただいて、どういう人たちからごみを集めて、そういうこともちゃんと考えてからやらなければいけないと思っておりますので、そういうふうになりたいと思います。

ただ、御提案いただいた内容、本当にいいやり方だとは思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） お手元のほうに資料配付させていただいて、ちょっと鮮明ではなくて見にくいかもしれませんが、従来の新聞ですとか、雑誌、段ボール、これは従来どおり、今までと同様に資源ごみというふうなことで出させていただいて、業者が回収というふうな形ですけれども、どちらかという、雑紙と言われる種類だとか見ると、紙コップですとか紙袋だとか、紙袋も何か雑誌だとか新聞の間に挟んで出している家庭もあるかも分かりませんが、名刺だとか小さいもので、どちらかという可燃の袋に入れて焼却するような内容のものが、すごい多いんですね。

どっちかという、もう小さなものですから、なかなか大量に集まってくるわけではないでしょうけれども、こうした意識をやっぱり持たせるということが、せつかくごみの有料化に踏み切って、家庭の人たちがやっぱりそこを意識をし始めているときに、さらにこうした取組というのは、リサイクル率の向上だとか、ごみの減量化だとか、そういうものに推進する上で、本当に重要な取組ではないかなというふうに思いましたので、今回はちょっと提言をさせていただきました。

いろいろ仕組みみたいなものというのが、本当に検討して、これから作り上げていかなければならないと思うんですけれども、稲取小学校で実施をしているということですので、そちらのほうの聞き取りみたいなものを行って、教育施設もありますので、そうしたところ、特に官庁あたりはリサイクル以外にも、こうした雑紙的なものを排出をする機会というのがやっぱり多いと思いますので、役場独自だとか、一般の方たちについては、例えば公民館だとか役場に置いておいて、そこに入れてもらう、そういう地道な取組というんですか、こつこつとした取組が必要かなというふうに私自身も考えましたので、その辺、町長どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ごみの問題なんですけれども、徳島県の上勝町においては、要は、ごみをゼロにするという取組をやっています。紙だけではなくて、あらゆるものを分別してやっているんですけれども、しかもその収集の仕方が、たしか私のかすかな記憶だと、町民が持ってくるという

システムだったような気がするんです。

その工夫が必要だと思うんですけども、先ほど、戦略的に言ったのは、まさにそういうところをイメージしていて、回収の仕方、回収する対象、誰が参画をするのか、そういうこともいろんな事例を参考にしながら、東伊豆町で何ができるかということを検討して、その中でそれぞれのやり方をこう当てはめていくというやり方をしたいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 最後にちょっとお願いで。

本当にいい取組だなというふうに、私は思いますので、早めのちょっと動き出しをしていただくと、全体構想みたいなものをやっぱりつくらなきゃならないでしょうけれども、その辺の動き出しをぜひ、町長、お願いをしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 役場のマンパワーがちょっと限られているという中で、着任早々言ったのが、民間の活力を活用させていただくということでありました。

どの分野においても役場だけがやるのではなくて、町民の方、住民の方も参画をしていただいて、そういうところに意識の高い方とか、よく詳しい方とかいらっしゃるので、そういう方にも参画をしていただきながら、何か話し合いぐらいからもうスタートできると思いますので、状況をちょっと把握しながら進めていければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 鈴 木 勉 君

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員の第1問、給付型奨学金制度についてを許します。  
12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 議長、ちょっとすみません。ちょっと自分の席に戻ってよろしいですか。

すみませんでした。

おはようございます。

今回、私、2問を通告してございますので、よろしく答弁のほどをお願いしたいなと思っております。

第1問、給付型奨学金制度についてをお伺いをいたします。

平成29年6月と平成30年12月の定例会において、東伊豆町独自の給付型奨学金制度の設立を提案し、質問をしてきました。

岩井町長が就任し、まちづくり指針の広聴の場を設ける予定と伺いましたが、課題となる人口減少対策として、給付型奨学金制度について協議することができるかどうか、町長のお考えをお伺いします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 鈴木議員の質問に対してお答えをいたします。

まず、給付型奨学金制度についてということで、東伊豆独自のものをこれまでも提案してきたということで、それを新町長は、やる気はあるのかという質問かと思ひます。

まず、給付型の奨学金制度というのは、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学に極めて困難のある学生等について、進学、または進級の後押しをすることを主たる目的として、学資を給付する制度ということになっております。

議員御提案の内容というのは、その給付型奨学金制度に町独自の仕組み、つまり東伊豆町に帰ってくることを給付の条件にするということだというふうに認識しました。確かに、東伊豆町に帰ってくるということを給付の条件にするということは、東伊豆町に戻ってくるというインセンティブの一つにはなるかと思ひます。ただ一方で注意すべきポイントもある

のではないかなというふうに感じております。その注意すべきポイントの一つ、それはまず要は財源というか、原資をどうやって賄っていくかということでございます。この給付型制度をやるに当たっては、やり方にもよると思いますが、制度設計にもよると思いますが、かなりの額が必要ではないかという試算もあるかと聞いております。その辺の問題が一つ。もう一つが、施策というのは優先順位が大事だと思っていて、この場合、幾ら、東伊豆の給付型の奨学金制度、インセンティブを与えてそれによって戻ってきたとしても、その場所に、つまり東伊豆町に働く場所がなくては、何のために帰ってきたかが分からなくなってしまふということ、つまり戻ってくる方の雇用の受皿を先につくっておくということが、施策的優先順位の前に来るんじゃないかなと、個人的には感じました。戻ってくる方がやりたい仕事がある環境づくりをまずはしていくということでありまして、戻ってきたのはいいけれども、何か、どんな仕事でもいいというわけには多分いかないと思うんですね。東伊豆町に戻ってきたら自分の人生設計をそこでしっかりと立てて、心豊かに暮らしていけるような環境づくりということをやらなければいけないというふうに思っています。ただお金のために給付金ということで、いただけるからということで戻ってきたとしても、それは場合によれば、やりたい仕事をやれないということにもしなるとすれば、それは不幸になるんじゃないかなというふうに思っています。

私としましては、まず本町の出身者が帰ってきたくなる町、また、外からも移り住みたくなる町というような政策に、まず進めていきたいと。要は雇用の受皿も含めてその魅力をしっかりと上げていくことをやっていきたいと思っています。そのために、役場の各部署と町内の様々な産業との連携や協力体制、それをしっかりと構築して最善な政策を見つけ出していきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

今の答弁を聞きながら、私、思ったのは、これから再度町長に質問しようかなと思ったような問題点も、全て今、答弁の中にあつたような気がするわけなんですけれども、私、今回、これが3回目という形の中の質問になるんですけれども、岩井町長におきましては、初めてこの内容について、給付型をなぜこういう形の中で提案するのか、私としてはちょっと町長に聞いていただきたいなと思っております。

私が調べたところによりますと、2020年4月から、国のほうでも給付型の奨学金を実施しておりますし、その内容性は住民税の非課税世帯を対象とするという、非常に私から言わせると狭い範囲の給付型でないのかなと思っておりますけれども。ほかの全国の市町村でも、人口の流出に非常に苦慮している自治体も多いわけで、そういう自治体でも、自分の地元に帰ってきた学生なんかには、奨学金の肩代わりの返済をしていきたいという、そういう制度も広がっておることも調べてきました。

我が町では、育英奨学基金を原資とした無利子でお貸しする返済型の奨学金制度もあることも、十分承知をいたしております。

しかし、このようないろいろな町としても人口減少対策を考えているわけなんですけれども、今のこの東伊豆町の現状を見ますと、町外から若い人たちが町に戻ってきてくれるのかなと、今の対策のままでいいのかなと、私は思っております。この東伊豆町の将来を考えますと、若い人たちが1人でも多く帰ってきていただいて、この町に住んでいただきたい。そういう形をやはり考えていかないと子供たちが増えていかない。人口が増えるという一つの形はいろいろとあるだろうけれども、やはり若い人たちがいないと、将来のこの町のやはり子供たちが増えていかないというのが、私の一つの考え方なんですけれどもね。

先ほども言ったとおりに、国の制度も利用できるのは大学生だけなんですけれどもね。利用した方たちはどこに就職をしてもいいわけなんですけれども、先ほども町長の答弁の中にありましたんですけれども、東伊豆町の給付型の奨学金制度は大学生だけでなく、専門学校生徒などにも範囲を拡大していきまして、卒業後に帰ってきて東伊豆町に住んでいただくのが条件なんですけれども、住むことが条件なんですけれども、就職先につきましては、近隣市町村、できれば東京まで勤めてもいいんじゃないかなというのが、私の思いなんですけれどもね。この制度を利用して大学を出て、この町にもし帰ってこなければ無利子で同じように奨学金を返済してもらう、そういう考え方なんですけれどもね。先ほどもいろいろな問題についてはまた再度質問しますけれども、私の考えたこういう制度については、町長がどうのお考えかなと思って、聞いてみたいかなと思って今回は質問しているわけなんですけれども、よろしくお願ひできますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

繰り返しになる部分もあるかと思えますけれども、給付型の制度に、東伊豆町に戻ってきていただけるというインセンティブを与えるということ自体は、別に否定は全くしません。

ただ、優先順位があつて、受皿となる場所をしっかりとつくった上でということと、あとは具体的に、じゃ、現状でこの給付型のインセンティブを与えた制度をやるときに、じゃ、本当に東伊豆から出ていった方が東伊豆町に戻ってきたいと思っているのかというところ。戻りたいと思っていないのにこの給付制度をやったとしても、なかなか不幸な結果を招くだけではないかなというふうに、何となく思います。ですから、そこをしっかりと両方をやる必要があるのかなと。戻って住めば、ほかのところで働くということもその選択肢の一つでいいと思いますけれども、例えば今、テレワークとかいろんな動きがある中で、もう少しその制度については深掘りするべきかなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 僕にとつたら、非常に今、お答えいただいた内容性は嬉しいなと思っております。これからまたこういうものにも町長には取り組んでいただきたいなという気持ちがありますものですから、今ここで、これをどうのこうのとかという推進を考えていただければ、私は町長のいろいろな所信表明から聞いておりますけれども、この町が変われる、そういう一つのポイントにもなればいいなと思っておりますけれどもね。

先ほどの町長の答弁の中にもありました。今までの質問を総括していきますと、やはり問題点が出てきておりますのが、先ほどの町長の答弁にもありました、このふるさとに帰ってきて働くところがあるのかと。それからこのふるさとに帰ってくることを条件とした給付型を利用する学生が本当にいるのかなということ。それからどれぐらいの資金が必要か、財源の確保をどうするのか、ここら辺が過去2回に及んだ質問の答弁書を見ますと、こういう内容が記されているわけなんですけれどもね。

今、就職先については、町内の企業も、やはり人材確保という形については、非常に今苦労しております。ある企業では、この人材確保を求めるために給付型の奨学金制度を創設しまして、人を募集するという、そういう事業所も、もう出てきております。できれば、町内の数多くの企業と町が、やはり帰ってきて働ける場所になり得るように、そういう企業とやはり共同、連携をしまして、こういう制度を推進していただけたらいいなというのが、私の思いでございますし、それからこれを使って、奨学金制度を使う学生がどれぐらいいるのかなという形になりますと、やはりこれからの子供たちに聞いても、この制度を使わなくても、やはり自分のふるさとに対する思いというものは相当ありまして、できればこの

町に帰ってきたいなという卒業生が、50%近くいるというような話も伺っております。そういう点では、企業のそういう奨学金制度と町が行う給付型の奨学金制度、両方を利用して、大学とか専門学校に学んでこの町に帰ってくるというのも、私はゼロじゃなくて、そういう制度があれば利用したいなという人が必ず出てくるなど、私は思っておるわけなんですけれどもね。

一番問題となりますのが、どれぐらいの資金が必要なのか、財源確保をどうするのか。その点につきましては、私なりの考え方なんですけれども、今、岩井町長が非常に力を入れておりますふるさと納税、そこから基金を積み立てたらどうなのかなど。またもう一方では、町内の企業と出資を共同で、そういう町内の企業の方たちにも使用していただいて基金をつくと。そういう方法が私は考えているわけなんですけれども、町長どうでしょうか。お伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

原資、財源についてのつくり方というのは、そこだけ切り取ればいろんなやり方があるのかもしれない。ふるさと納税にしても、その目的を納税をする側が指定してやるというスキームに確かなっていたかと思えますし、そういうところでも可能性があるのかなど。クラウドファンディングとか、いろんなやり方も今、起きていますんで。何かしらのやり方はあるかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、このインセンティブを与えた奨学金制度の前に、私はもう少し環境整備をこの町の中でやらなければいけないのかなというふうに思います。ここはあくまでも私見なんですけれども、これは誤解を生むかもしれません。恐れず言うならば、子供たちが町に帰ってきたいというふうに思う子供たちになっていただくのも重要かもしれませんけれども、私は町長として、ここに育つ子供たちは何々をしたいという目的を明確に持てるような子育てをしたいと思っています。世界で、そしてこの日本の中で活躍ができる、それをやりたいと本当に思える子供たちを何人輩出できるかというのが、この町のポテンシャルにつながってくるのではないかなと思います。その後に、この町がそういう貴重な人材が戻ってこられるように町が汗をかくことが重要だと思います。お金を用意して、だからこちらに戻ってこいと言うのではなくて、使い方が僕は違うと思います。なので、まずは、子供については、とにかく可能性を最大限に伸ばす、そういう教育、ずっと、何と言うんですか、足かせのように町に戻らなきゃいけないというのをずっと足に引っかけながら人生を歩ませるわけには、私はいかないと思います。可能性を持って、希望を持って

いただく子供に育っていただいて、その子供たちが、場合によれば世界で活躍するかもしれません。その後に戻ってきてもいいじゃないですか。もしくは、この町にこれからいろんな取組によってリモートワークでいろんな仕事ができるようになったとすれば、東伊豆町にいながらもいろんな仕事ができるという環境づくりを、まず先にやるのが、優先順位の高いところでないかなというふうには個人的には思っています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 今、答弁いただいた内容については、私も反論するという形はありません。しかしながら、自分の思いですけれども、やはり今、町の現状を見ますと、今私たちの時代みたいに兄弟が5人も6人もいるよという時代から、本当に一人っ子というような現状だろうと思うんですよね。そういう中で、今の東伊豆町のものを見ますと、自分の家の1人の長男にしても長女にしても、子供がよそに行って、今、町長が言われたみたいな形というのは理想論なんですけれども、この町の自分の親にしてみれば、自分の家を継いでくれる人たちがこの町にいないというのが、今起きているわけなんですけれどもね。ほとんど今この町の過疎化という中での高齢化というのも、原因の一つには、この町に住む跡取りがいなくなっているというのが、私は一つの原因だろうなという気持ちもあるわけなんですけれどもね。

町長が言われた今の答弁の中に、やはりこの町に帰ってきたいだけの魅力をつくっていくのが先じゃないのかな、僕もそうだと思っております。やはりこの町に帰ってくる、そういう人たちの思いをやはり大きくするためには、町長の手腕というものにも私は期待をしていきたいなと思っております。そういう中でも、やはり私なんかは今提案していますような、非常に裕福な家庭ばかりではないわけなんです。やはり、学びごとをする、学校を進学していく、専門学校に行って技術を身につけたら、この町に帰ってきてこの町に就職するという、そういうごく僅かな生徒も確かにいるわけなんです。ですから、そういう子供たちのためにも、私は学ぶ、そういうお金、やはりバイトをしたりして一生懸命授業料を稼いだりしながら学んでいく子供たちというのも、私も目の当たりにしているわけなんですけれども、やはりそういう子供たちにも私は手助けをしていくのも大事じゃないのかなと思っております。

以上で、第1問は終了させていただきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、生ごみの資源化についてを許します。

12番、鈴木議員。

(12番 鈴木 勉君登壇)

○12番(鈴木 勉君) 第2問、生ごみの資源化についてをお伺いいたします。

東伊豆町では、ホテル、旅館から大量の生ごみが排出されております。この生ごみを堆肥として再利用することを提案をいたしますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 生ごみの資源化ということ、堆肥にしたかどうかという御提案であると思います。御答弁申し上げます。

まず、ごみ処理に対する様々な処理方法が検討された中で、我が町東伊豆町においては、焼却処理、処分というのが実施されているということだと思います。焼却処理については、水分含有量の多い生ごみを処理するために、より多くの燃料を使ってしまうたり、つまりそれで経費がかさんでくるということもあったり、あとは、それによって施設に大きな負担をかけるという課題があるというふうに認識をしております。このような理由から、一般論ですが、焼却ということではなくて埋立てをやろうかという自治体もあつたりするのも事実でございます。ただ、この埋立てによる処理というのはハエが発生したり、カラスの問題、鳥獣害を引き起こすというような、あとはごみの縮減が図れないということがあるので、埋立てのヤードが不足するという課題が生じてしまうということで、なかなかこれもうまくいかないケースも見られる。そういうような背景の中で、循環型社会の構築というのも機運でありましたけれども、その中で、生ごみの堆肥化事業を開始する自治体というのが全国的にはあるというのも認識をしております。生ごみの堆肥化、私も個人的には可能性があるというふうに思っておりました。ただ調べたんですけれども、なかなか課題もあるということも分かかってまいりました。例えば、施設の修理、修繕費や維持管理費といったランニングコストが結構かかってくるという話もあれば、あと、できた堆肥、この使い道がないという問題もどうもあるみたいです。一般的に家庭系の生ごみの堆肥化事業というのは、その販売収入によって製造費用を賄うことができなくて、赤字になるパターンが多いのではないかという指摘もされております。できた堆肥の使い道が少ないこと、これが一番大きな問題だと思います。せっかく作っても売れない、使い道がないということだということなんですけど、これはひとえに堆肥の質に問題があるということで、例えば生産した堆肥にビニールなどの異物が

混入をしている、ごみの分別ができていないことが原因だったり、排出される家庭系ごみの組成が変動し、理想の炭素比、C/N比というんですけれども、それを保つのが難しいという、そんないろんな原因で、できたものも質が悪いので、農家の方もなかなか使わないしということみたいです。このような課題を乗り越えて初めて生ごみ堆肥化事業が実現をするということでもあります。なので、頭から否定をしているわけではありません。このような課題を乗り越えなければいけないと認識を、やるのであればですね、認識をしています。このような課題を乗り越えることができるのか。もしくはほかの選択肢、ごみの燃料化をはじめ、ごみを活用した例えば発電事業ですとか、いろんな選択肢があるのかもしれない。その辺は幅広い視点でいろいろ検討しながら、生ごみ処理のリサイクル活用を目指して、いろんな事業を検討しながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございました。

この東伊豆町の中でも旅館から出ます生ごみにつきましては、数年前ではございますけれども、町内の企業が鶏の餌に再利用するということを実施していました企業がございました。餌として使うのにも機械で細分化するわけなんですけれども、いろいろその中にも混ざり物が多くて機械が故障したりして、やはりこの生ごみを餌にすること自体も一つの問題点という形の中での解決が見られなくて断念したという事実がございます。ごみの堆肥化につきましては、近隣の市町村、下田市でもこのごみの減量化などについても議論もしておりますし、そういう中でもやはりごみを堆肥化するという話も出てきておるわけでございますし、一般の事業所、企業も、自分のところの出てくる果物の皮とかそういうものを、野菜くずも含めて乾燥させて堆肥化していくと、そういう形というものも実際もう始まっておるわけでございます。

今、町長が言われた答弁の中にも、課題として出てくる問題もあるわけなんですけれども、私は、この堆肥化したものを使う農家が少ないんじゃないかな、そういう形が今、答弁の中にあっただけなんですけれども、今、このウクライナの問題が出まして、非常に輸入する肥料が高騰しております、国内でこういう今、私と町長が話しています生ごみの堆肥というものが見直されているときが来たのではないのかなという思いもしますし、この質の悪いものが使えないという形よりも、やはり質を上げていくというものも、今は機械の問題とか一つの鮮

度、工夫の仕方によっては相当よくなっている、改良されてきているのではないのかなという気がするわけですし、今、話の中でもありましたんですけれども、このできた肥料を今、民間企業も、こういう考え方をしている企業もごぞいます。このできた肥料をやはり民間ですとお金、有料で農家を買っていただくという形を考えるわけなんですけれども、やはり行政としたら、そこら辺は安価な値段で農家に提供していく、そういう考え方でいけば、この生ごみの堆肥化したものを使ってくれる農家も非常に多くなるのではないのかなと私は思うわけなんですけれどもね。これを堆肥化するには、もう実施している市町村もこの近くにごぞいますし、それから、この間の伊豆新聞を見ますと、南伊豆町のニュースが新聞に出てきておりますし、これは生ごみだけではなく、ホテル、旅館から出てくる生ごみだけを対象とするじゃなくして、一般の家庭からも出てくる廃棄物を燃焼化に使えるようにするとか、発酵とか乾燥させて肥料にするとかという実証実験が始まったという記事が出ておりましたんですけれども。

私、町長にお伺いしたいのは、今のこういう地球に優しい施策をしていく、そういう取組をしていくという中では、やはり生ごみというものも、旅館から出てくる生ごみ、これはあくまでも減らすということも大事ですけれども、やはり東伊豆町は観光立町でございますから、ホテル、旅館から出てくる生ごみが減るということは、非常に経済状況から考えると、宿泊していただけるお客さんが少なくなるというようなイコール性を私感じるもので、やはりホテル、旅館から出てくる生ごみなんかは、しっかりと行政が処理する形を考えてあげて、やはり大いにこの町に来ていただける観光客を呼び込んでいただきたいなという思いがあります。

今まで申し上げてきた中でも、やはりこの生ごみを堆肥化するのにも、やはり施設というものが必要になってきます。やはりそういう設備投資も必要になってくる、こういう話なんですけれども、私は大事な東伊豆町にとっては施策ではないのかなと思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、できた生ごみの質を上げるということについて、機械で解決できるんじゃないかというお話があったかと思っておりますけれども、そこはちょっと確認をさせていただければと思います。私の認識だと、この生ごみで成功しているところというのは、そういう生ごみだけではなくて、糞尿も一緒に混ぜて、多分その組成を変えて高品質の生ごみ作成に成功してい

る事例だと思います。当町においては、その混ぜる糞尿がなかなか今、現状手に入らないという中で、それをどうやって乗り換えるかというところは課題の一つになるかだと思います。

また、一般の生ごみについては、現状でもコンポストの支援もやっております、そこで多少対応できるかなというところもありながら、あと地球に優しい観光地だからという話、言われておりましたけれども、恐らくそれは、これからインバウンドを狙っていくに当たって、海外の観光客がまず日本を選んでもらって、その日本の中でも伊豆半島を選んでもらって、その伊豆半島の中でも、この東伊豆町を選んでもらうということをするためにはどうすればいいかの一つのやり方として、SDGsの取組をしっかりと町全体でやっているよというのを、戦略的に東伊豆町のブランドとして打ち出すことが重要だというお話ですよ、多分。そういうことであれば、まさにそういうことは大変重要だと思っております。ですから、様々な角度、堆肥化ということもまだ選択肢の一つと残しながらも、それを使った発電とかいろんなことをこれから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 12番、鈴木議員、よろしいですか。

以上で、鈴木議員の一般質問を終結いたします。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

---

#### ◇ 栗原京子君

○議長（稲葉義仁君） 午前に引き続き一般質問を行います。

5番、栗原議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

5番、栗原議員の第1問、歯と口の健康についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。私は今回3問について通告を出させていただきました。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1 問目、歯と口の健康について。

歯や口の機能が全身の健康を保持し及び増進する上で、重要な役割を果たしていると言われる。町として、町民の歯と口の健康に関してどのような取組がされているか、次の点を伺います。

1、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、各ライフステージの特性を踏まえた歯と口の健康に関して、どのような事業が実施されているか。

2、歯科検診の結果、東伊豆町の子供には虫歯が多いが、考えられる要因は。

3、幼稚園や小学校で行われているフッ化物洗口の現状と課題は。

4、障がいのある方や介護を必要とする方等検診に来ることができない方の歯科検診及び歯科保健指導はどのように実施されているか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員から、まずは歯と口の健康についてということで御質問いただきました。

本当に歯って大事だというふうに認識をしております。今、国のほうも国の骨太方針の中で将来的には国民皆歯科検診というのを狙っていくというような、そういう方向性も出されているということで、東伊豆町においても、しっかりとその歯と口の健康については、問題意識を持って取り組んでいかなければいけないと思っております。

御質問、最初の御質問ですけれども、幼児期、学齢期、成人期、高齢期等の各ライフステージにおける、どのようなことが行われているかということについて、それぞれの時期に分けてお話をさせていただきます。

まず、乳幼児期につきましては、年齢時期に応じて歯科相談、フッ素塗布、虫歯菌チェック、歯科検診、あとシーラント事業、歯のほうに何か塗るやつですね。シーラント事業を実施しているところでございます。また、幼稚園、こども園では歯磨き教室、年中、年長時にはフッ素洗口事業を実施しているところでございます。

そして、次に学齢期においては、6歳児から小学校2年生までに先ほどお話したシーラント処置を町内歯科医院で実施しておりまして、小学校では歯磨き教室の実施や、低学年にはフッ素洗口事業を再開する予定でいる状況です。

成人期におきましては、ミンク歯科検診をはじめ、パパママ教室において、親とその子供のための歯科保健指導を実施しているところをございまして、健康増進法に基づいて歯周疾患検診を40代以上の各年代ごとに実施をしております。さらに、糖尿病の重症化予防事業といたしましては、該当者には歯科受診の勧めを実施しているところです。

最後に、高齢期におきましての対応ということでございますが、高齢期においては、介護予防事業の中で口腔機能チェックを行い、オーラルフレイルの発生予防対策を行っております。また、静岡県後期高齢者医療では、75歳と80歳の方を対象に歯科検診を実施しているところがございます。

続きまして、2番目の話でございますけれども、東伊豆町の子供、虫歯が多いというふうな御指摘でございます。確かに、結果的に言うと、東伊豆町の子供は虫歯が多いということが言えるのではないかと認識しています。原因なんですけれども、まずは、賀茂健康福祉センターのアンケート調査によりますと、当町に特徴的な要因、なかなか見つけ出すことはできないんですけれども、あえて、強いて挙げるとすれば、おやつに関して、乳幼児では甘いものの与え方が大変影響しているというふうに一般的に言われているんですけれども、当町においては複合世代の同居が多いということ、いろんな世代が複合的に同居されているという中で、おやつをあげる大人が複数いるということが考えられるのではないかなというふうに思われております。また、おやつの時間が決まっていないと、間食の回数が多いほうが虫歯になりやすいということもありまして、おやつを10時と3時とか決めることなく、だらだらと食べる取り方に問題があるということも指摘をされております。さらに学校の養護教諭の先生のアンケートにおいては、子供たちのブラッシング方法に問題があるとの認識も示されているところです。虫歯による要因には、細菌、食べ物、歯の質の3つがあると言われておりますけれども、その歯の質を強化するために、エビデンスがあるフッ化物の利用を今後進めていきたいというふうに考えております。

そして、問1の3番目であります。

幼稚園や小学校で行われているフッ化物洗口の現状と課題ということでございますが、幼稚園や認定こども園では、園内において、先生に協力をいただきながら事業実施をしております。幼稚園では5年、こども園では6年が順調に経過しているところがございます。小学校では、令和元年から1年生を対象に開始をいたしました。コロナの影響等により休止をしておりました。今年度は、1年生から3年生を対象に、今月より再開できるように準備を進めているところです。小学校での授業再開する中で課題ということについては、課題が

見つければ今後対応していきたいというふうに考えております。

そして、問1の最後の質問でございます。

障害のある方や介護を要する方々への対応ということでございます。障がいがある方等の検診に来ることができない方の歯科検診や保健指導は、今のところ特に実施をしていないのが状況です。診療につきましては、発達面等で歯科医院での診療が困難と思われる方につきましては、専門の医療機関を紹介しております。この辺でいいますと伊豆の国市の伊豆医療福祉センターになると思うんですけれども、また要介護認定者の方には、ケアマネージャーにより、必要に応じて、訪問歯科診療を行っている歯科医院を紹介をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 御答弁ありがとうございました。

まず、資料を掲示板のほうに貼らせていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

これ、3つに、①、②、③と分かれていますけれども、それぞれ①が5歳児、②が小学校6年生、③が中学3年生の、要は虫歯の状態を表しているようであります。静岡県内全部の市町が並んでいるわけですけれども、一番下がオレンジのラインのところ、あれが静岡県の平均になっています。黄色のところは東伊豆町なんですけれども、全部のところ、結構ドンケツのほうで、なかなか歯の状態はかなりよくないのかなというふうに思います。賀茂域全体として、虫歯の状況というのはあまりよくない状況だというふうに言われていますけれども、中学生ぐらいになると、さすがにちょっとばらけて、特別賀茂地域だけが悪いという印象はないんですが、やはり5歳児のときにはちょっと悪い傾向があるのかなというふうには感じます。その中でやっぱり私たちの東伊豆町がかなり悪いということで、同じような食生活で特別ほかの市町と違うような生活をしているわけでもないのに、どうしてこんなに悪いのかなというふうに思って、町長のほうにも質問させていただきました。

今回、静岡県の歯医者さん、歯科医師会の会員になっている方なんですけれども、そこへの広報誌、静岡縣市報というのがあるんですね。今回の2022年の7月号が特集号になってまして、何と東伊豆岩井町長との対談になっておりました。専門家と町長の3名との対談形式で進んでいるんですけれども、やはりその中に先ほど町長がおっしゃったように、複合世代が同居しているケースが多いということと、近所の方たちが小ちゃい子供におやつをあげ

るケースが多い、いわゆる時間を決めないでちょっと食べる時間が多いのかなということを専門家の方がおっしゃっていました。なかなか、近所の方にお菓子をもらうというのは歯の健康にとってはよくないかもしれないですけども、私個人的にはとってもいい風習というか、地域の方が小ちゃい子かわいがって、子供も地域のおじいちゃん、おばあちゃん、おじちゃん、おばちゃんに声をかけてもらったりとか、そういう習慣というのは止めちゃいけないというふうに思うんですね。じゃ、おやつの問題、やっぱり私なんかも孫につい喜ばせたくてすぐおやつとかあげちゃうんですけども、そこをじゃ、どうしたら防いでいけるんだろうかということで、やっぱり先ほど町長のほうからもお話がありましたけれども、虫歯を予防する3つの項目があって、いわゆる口の中の細菌を少なくする、これブラッシングとかフロッシングですね。2番目に、細菌の活動源である糖質を少なくする。この部分が東伊豆町はちょっと難しいのかなというふうに思います。3番目が歯の質を高めるなんですね。じゃ、できる対策とは何だろうということで、歯の質を高める、虫歯にならないような歯をつくっていくということが、とっても重要じゃないのかなというふうに考えます。

先ほど、今ちょっとコロナの影響で中断していたフッ化物洗口をそろそろ再開を始めるというお話がありました。これ、とっても東伊豆町って本当にやっぱり虫歯の子が多いということで、何とかしなきゃいけないなということで、本当に一生懸命虫歯対策に対してはやったださっているんですね。まず、ほかの市町に先駆けて、平成29年、2017年から子供たちにフッ化物洗口のほうを行ってくださっています。令和元年、2019年には、県内初となるシーラント事業、シーラントの処置ですね、シーラント事業のほうを東伊豆町は開始をしてくださいました。これは第1臼歯、6歳ごろちょうど一番初めに生えてくる一番奥の歯です。この奥歯の溝がなかなか一生懸命ブラッシングしても溝の汚れが取りにくくて、その溝から虫歯になってしまうということで、とっても大事な歯なんですけれども、そこに虫歯になる前に、プラスチックの素材のものを埋め込んで、最初に溝をなくしてしまうという処置なんですけど、これは本当に県内初で取り組んでくださって、一生懸命子供たちを虫歯から守ろうとしてくださっている姿勢がうかがえるんですが、このフッ化物洗口も、賀茂域全ての市町がやっているわけではなくて、小学校2つ、町内全部の小学校でやってくれているのは東伊豆だけなんですね。そのフッ化物洗口が再開になるということで、どういう形で、今までは集団で子供たちみんな集めて、保健師さんがやったださっていたようなんですが、どういう形で再開をしていく予定なのかを、ちょっと伺っていいですか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 令和元年度に行いましたときは、小学校1年生を対象に学校のほうに出向きまして、そこから体育館のほうに生徒のほうを移動してもらって実施するというような形でやっていたんですけども、町長話しましたとおり、コロナの影響等により、マンパワーが、人手が割けなくなったというような形になりましたので、一時中止をしていたというような流れでございます。

今回、再開するに当たりましては、同じく歯科衛生士さんを雇うような形を取りまして、各小学校のほうに出向きまして、学校のほうの協力もいただきながら、学校の中の水飲み場のところで実施すると。実施するに当たりまして、フッ化物の洗口液につきましては、ポーショントypeとって、コーヒーのミルクみたいなやつを一人一人でするような、なるべく人の力を使わなくて、マンパワーを足りなくてもできるような形で実施するよう形で今、検討しているところでございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ポーショントypeだと、使い慣れると子供たちも自分たちでできるということで安心だし、そこにマンパワーを割かなくてすむということでは、とてもいいのかなと思います。最初、もしかしてポーショントypeなので、配って自宅に持ち帰ってやってねという形を取るのかなというふうにちょっと心配をしました。というのは、河津で最初にそういう方法で家に持ち帰ってのフッ化物洗口という方式を取ったところ、虫歯予防に対してあまり効果が見られなかったという結果が出ているそうです。で、集団に切り替えたということなんですが、やっぱりお家に持ち帰ってしまうと、ついうっかり忘れちゃったとか、忙しくて面倒だからずっとやらなかったというようなケースも出てくると思うんですね。やっぱり学校でみんな同時にやるということは、とっても大事で、ちょっと大変かもしれませんが、そこら辺は集団という形で、せっかくやるので集団という形で続けていただけたらなというふうに思います。

それとあと、先ほどポーショントypeのフッ化物洗口なんですけれども、先ほどライフステージごとの対応ということで、高齢期の歯の健康についても、ちょっと先ほどの広報誌に載っていたんですね。高齢になってくると歯茎が痩せて、中の歯が今まで隠れていたところが出てきてしまう。そこがその歯にはエナメル質がないので、どうしても虫歯に歯根部がなりやすいということで、そこら辺の対応も、もしコスト的にも許されるのであれば、例えば高齢期の方たちにもそのポーショントypeを配って、お家で子供と一緒にできるような形が

あってもいいのかなというふうに、この中でも専門家の方がおっしゃっているんですけども。そこら辺のお考えをちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） フッ化物洗口については、高齢者の方でも、歯周病予防等に有効であるというようなことを言われておりまして、ただ、その配るにしても継続的に実施をしなければならないことになるものですから、財政的なことも検討しながら、今後の事業をどういうふうに展開できるかということで考えてはみたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

同じような問題意識を実は持っておりまして、高齢者の方々に対してのオーラルフレイルの話もありますけれども、フッ化物の洗浄ということについて、少し今、検討をしようかなと思っているところでございます。財政的な話もあるという話でありましたが、高齢者、虫歯になると多分いろんな悪い影響が出てくるということも鑑みて、今後の対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） そうですね、いろんな悪い面が影響があると思います。言わば口の中の雑菌を間違えて飲んでしまって、それが原因の肺炎で亡くなるケースというのは多いので、高齢者の歯と口の健康というものも気をつけていかなきゃいけないのかなというふうに思います。特に東伊豆町は町民の約25%が75歳以上の高齢者だということで、そこら辺の年齢層の方々に対するフッ化物洗口の検討というのは、ぜひちょっと考えていただけたらなというふうに思います。

また、本当にこの歯の健康というのは、最近になって介護予防にも、子供から大人、高齢者までずっと口と歯の健康が全身の健康に影響するというふうに言われ始めました。幼稚園、小学校のときの歯と口の健康に対する教育というか、そこら辺の意識が変わることによって、大人になっても歯と口の健康、口腔衛生に関しての意識が高いまま病気の予防だとか、自分の健康に関することの意識が変わってくるのかなというふうに思います。

学校では、学齢期の授業として歯磨き教室というのが行われているということでしたが、

これはどういう形で行われているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 今御指摘いただきました小学校、中学校の歯磨き教室ということだと思えますけれども、申し訳ございません、その点につきましては調査をしておりませんでしたので。養護教諭を中心に歯の健康については指導はしているというのは聞いておりますけれども、何回くらい、どんな形でというのまで調査しておりませんので、また後ほど回答させていただきます。

お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

いずれにしても小学校からの子供の小さいうちの歯に関する教育というのはとても大事だと思います。なので、本当に町民の健康を守るために、まずこの歯と口の健康を守っていくこと、大事にしていくことという意識改革、これは子供に限らず大人でも、町民の皆様にもそこら辺の意識改革をしていただけたらなというふうに思って、今日は東伊豆町の子供たちのむし歯の状況というのは結構まずい状態だよというのを気づいていただくために、あえて掲示板のほうを使用させていただきました。

国としましても、8020運動で、80歳になっても自分の歯を20本まで残しておこうという方向でいろいろ動いています。静岡県としては結構歯の状態はよくなって、県として4番目ぐらいに状態としてはいいんですね。だけれども、県としてももちろん歯と口の健康に関する条例も設けていますし、県内の11市、4つの町、全部で15市町が歯と口の健康に関する条例のほうを設けて、これはやっぱり行政としても重要課題だという認識で、そこら辺の健康づくりのほうに気をつけているという状態でありますので、これからも東伊豆町の町民の方々の、子供たちを中心に歯と口の健康を守るために、またいろんな負担をかけることもあるかもしれないんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

また、その検診に行けない介護状態の方、また障がいの方に関しては、その対応して下さるクリニックを紹介して下さるということですので、そこら辺もまたしっかり周知をしながら、全年齢型で歯と口の健康を守っていけるような施策をこれからもお願ひしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、高齢者のスマホ教室についてを許します。

5番、栗原議員。

(5番 栗原京子君登壇)

○5番(栗原京子君) 2番目は、高齢者のスマホ教室についてをお聞きします。

町は、高齢者のIT活用を支援するため、新しくスマホを購入する高齢者に補助金を交付する事業を始めたが、デジタル格差の解消に向け、さらなるサポートが必要と考え、以下の点を伺います。

1番、スマホ教室を行っていた町内の携帯ショップの撤退に伴い、町としてスマートフォン教室を行う必要があると考えるが、いかがか。

2、デジタル活用支援員の養成も重要と思うが、町の考えは。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(稲葉義仁君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 第2問、スマートフォンに関連する御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、高齢者のスマホ教室についてということで、高齢者に対するアンケート結果やスマホ購入補助金の申請者の皆さんの御意見を伺うと、スマートフォン教室への参加を希望する高齢者が多いことから、町として教室を開催する方向で検討したいと考えております。

スマホ教室を実施する場合には、携帯電話会社から講師を派遣してもらうということだと思うんですけれども、余談ですけれども、スマホ補助金というのを4月1日に受付開始して、2か月で71名の申請があったということで、このあたりの後の対応もしっかりしなければいけないというふうに思っております。

スマホ補助金を開始するに当たりまして、当地区の携帯会社がその後閉鎖ということになりました。これについては少し想定外のところもございましたけれども、そこをしっかりと対応していきたいと思っております。

また、問い2の2番目のデジタル活用支援員ということでございますけれども、稲取の携帯ショップが閉店したことから、デジタル活用支援員の必要性が増したというふうに、先ほどの経緯もありまして感じております。その一方で、支援員という職業として見たときに、この支援員という職業というのは、それだけで生活がなかなか成り立つような仕事の中身で

はないのかなというふうに思います。ということを見ると、支援員になっていただける方がいるかどうかということも含めて、少し考えていかなければいけないと思っております。

1点目でお答えをした町で開催するスマホ教室に参加される方のお話なども聞きながら、どういうふうにしたらいいかということ、その辺もちゃんと聞きながら今後検討していきたいと考えております。

今後、もしいろいろな検討の結果、デジタル活用支援員の必要性がもし高いと判断した場合には、例えばですけれども、地域おこし協力隊として募集、採用するという方法も一つのやり方としてあるのではないかと、現状で考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

本当に71名の高齢者の方がスマホを購入したと。すごいなというふうに思います。なかなか一歩踏み出すのって勇気が要ったんじゃないかなと思うんですけれども、これからデジタル化していく中で、スマホというのは必要なものになってきますので、それだけ多くの方が、またその方から広がって行って、じゃ自分も、自分もというふうにさらに広がってくるというふうないうふうに思います。

ただ、やっぱり機械を購入しただけで終わってしまうわけではなくて、そこからがスタートになると思うんです。町の携帯ショップが閉鎖になってしまって、じゃ、どうしたらいいんだと。先ほど町長が、支援員だと、それだけでは職業として成り立たないというお話でしたが、その後に地域おこし協力隊の方の採用もというお話もありました。実は、そこも笠井議員あたりからもアドバイスをいただいて、いじれる子というのは若い人たちが多いと思うんです。例えばEASTDOCKに来ている、ワーケーションで来ている方たち、時間が取れるかどうかは別として、そういう方たちだとか、ダイロクキッチンだとか、いろんな町でも若い人等が交流をしています。

また、東伊豆町はいろんな大学との協定も結んでおります。その方たちを支援員、しっかりとした支援員という形ではなくても、今、総務省のほうでテキストなんかも取れるようになっていきますので、そういうものを使ってそういう教室を持っていただくような形というのは、実際教えるときって、そういう支援員講習みたいのを受けないと教えることができないということはあるんですか。そこら辺、ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 公式に支援員ということになりますと、総務省の用意するメニューを受けないといけないんですが、今、高齢者の方が求められているのは、そんなに高度なことではなくて、スマホの入り口となるような使い方を覚えたいということなものですから、正式な支援員でなくても、今栗原議員がおっしゃったような関係人口的な人に手伝ってもらおうというようなことで、内容的には十分対応できるのかなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） おっしゃるとおりだと思います。多分、そんなに難しいことは多分聞いても分からないし、求めてもない、電話かけるのどうしたらいいの、LINEやるのはどうしたらいいのって、そこら辺の本当に基本的なことだと思うんですね。

町のスマホ購入補助金の申請というか、条件が、LINEのアプリの登録、インストールだったと思うんですけども、その高齢者の方々はどういう形でそのLINEアプリをインストールしているのかどうかというのは、分かりますか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） まず、携帯電話をショップで買っていただくと、今、アプリをダウンロードするのにも別途お金を払わないと、店頭ショップでは面倒みていただけないというようなことなものですから、携帯電話を買っていただいたら、そのときにもらった契約書類、携帯電話一式を持って町の窓口申請に来てください、ご家族等に手伝ってもらってアプリを入れてくれている方も中にはいるんですけども、ほとんどの方がLINEは入れない形でスマホを持って窓口に来るものですから、今、職員のほうがある場で教えながらLINEをダウンロードするところからお手伝いをしているような形です。ですので、そのLINEに限らず、現時点では分からないことがあると、このスマホの補助金があったことによって、逆にそれを使った方が窓口相談に来やすくなったのかなというような、そういったところも見受けられます。ですから、LINEを入れられない方も安心してスマホを買って窓口に来ていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 対応して下さってありがとうございます。71名、全員じゃないにし

でも、結構な人数が来て、窓口もちょっと大変だったのかなというふうに思います。またこれから広がってくると、余計にいろんな対応で、LINEの登録だけじゃなくて、いろんな質問も窓口に来る方が増えてくると、なかなか対応が町だけだと対応し切れなくなってしまう可能性もあるのかなというふうに感じます。

本当に気軽に、ちょっとしたことですね、教室というちゃんとした1時間とか枠を取らなくても、こここのところだけ教えてもらいたいという人って、これからどんどん増えてくると思うんですね。そういうときに対応していただけるように、本当に若い人だったり、いろんなそういう教えてくれる場、よろず相談窓口的、窓口というとまたちょっと堅苦しいんですけども、あそこへ行けば教えてくれるよという場所をたくさん用意しておくというのは、行く側も気軽に近所のそこに行けばいいし、1か所に集中して負担がかかるよりも、そういうことをやっていくというのは大事だと思います。

また、先ほどの行政報告の中で、これから町がLINEのクーポンを発行する予定だと記されておりまして。また、このクーポンも、どうやって使うんだということもいろいろ出てくると思うんですね。そこら辺を対応するためにも、高齢者がスマホスキルを上げていくのは、1回の教室ではとてもとても、そのときには分ったつもりになっても、現実には、その後に細々したことというのはついて回ると思うんです。使って、ちゃんと使い続けていくことと、身近に聞ける人がいるというのが、高齢者のスマホスキルを上げていく大きな、重要なポイントだそうです。

身近に聞ける人、すごく難しいことじゃなければ、本当にお隣さんとかの方にも聞けると思うんですけども、多少のことはお手伝いしていただけるように、またそこに報酬が発生することも視野に入れながら、そういうEASTDOCKだったり、いろんなところで教えていただけるような体制をつくっていただけるとありがたいと思うんです。

また、これから町としてはいろいろスマホが行き渡った状態で、いろんな情報発信等も行われてくると思うんですけども、逆に、高齢者みんながスマホを持って、みんながそれぞれに何かをしなきゃいけないという形ではなくても、町のほうで、その窓口に来ればオンラインの申請だったりとか、ちょっとしたものを担当窓口の人が全部やってくれるよという窓口の創設も、またそういうやり方も一つあるのなかというふうに考えますが、そこら辺も含めて、また高齢者の人が取り残されないような、安心して町の情報も出遅れないように、スマホも、もしよかったらこれからどんどん使いこなせれば、外に出ていなくても、そこでいろんなことが体験もできますし、使い方をぜひまた教室も小まめに開催できるようにし

ながら、サポートをお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

71名からこれからまた広がっていただけるというふうに思っておりますと同時に、これからの時代というのはどうしてもスマートフォンを初めとしたそういう機器を使わないといけない世の中になってくるという意味では、そのフォローについては、しっかりやらなければいけないというふうに改めて感じました。

よろず相談という話がありましたけれども、町の役場に窓口をというお話もありましたので、それは検討させていただきますけれども、それに加えて、恐らくいろいろなところで高齢者の方が相談ができる場があると、ある意味、交流がそこで生まれて、また違う何かいい意味の効果が出る可能性もあるので、そんなことも考えながら、今後検討していきたいと思えます。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、配慮のあるトイレ環境についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 配慮のあるトイレ環境について。

トイレは毎日多くの人を使用する場所にもかかわらず、快適さは余り重要視されていないことが多い。使う人に配慮のあるトイレ環境はとても大切と考え、以下の点を伺います。

1、小中学校の女性用トイレに生理用品の入ったポーチなど、個人の私物を置く棚などを設置するお考えは。

2、前立腺がんや膀胱がんの治療、または加齢等により排尿コントロールが難しくなり、尿取りパットを使用する方のために、男性用トイレの個室にサンタリーボックス設置の普及を望むが、まずは役場や町所有の施設に設置するお考えは。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。第3問の御質問についてお答えをいたします。

まず、配慮のあるトイレ環境についてということでございまして、1点目についてですけ

れども、現在、町立の小中学校の女子トイレには、小物などを置くための専用の棚などはなくて、窓枠など比較的広いスペースに置いたりしているのが現状と聞いております。学校により必要な整備方針も違ってくるとは思われますが、学校環境を充実させるため、できることから取り組んでいきたいと考えております。

また、男性用のトイレの個室のところにサンタリーボックスというようなお話がございました。様々な立場の方に配慮して、トイレの整備を整えるのは大変重要なことだと考えております。役場の庁舎や保健福祉センターでは、かなり以前から、実は男性用のトイレの個室にもサンタリーボックスを設置をさせていただいております。清掃を担当している職員の話では、男性トイレのサンタリーボックスに捨てられているものは、トイレットペーパーの芯がほとんどで、尿取りパッドなどはごくたまにしか見かけないということでした。

庁舎や保健福祉センター以外での施設では、清掃が週に1回のみの場合も多く、サンタリーボックスを設置すると清掃委託の回数を増やす必要が生じる可能性もございます。そんなことを考えますと、現在の役場でのサンタリーボックスの使用状況などから考えると、ほかのところで設置というのは、現状ではなかなか厳しいのかもしれない。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

2019年にTOTO株式会社が行った意識調査によると、業務を行う執務スペース以外で、この場所の快適性が仕事のモチベーションに影響すると思う場所は、というアンケート結果によると、2位の食堂、休憩室、カフェテリアの46%の答えを抑えて、66%の方がトイレと答えたそうです。堂々の第1位に輝いたところがトイレだそうです。このトイレというのがごくごくプライベートな空間でありますので、気持ちの切替えだったり、気持ちをリフレッシュさせたり、また気持ちの面に大きく影響があるということが、このアンケート調査から浮彫りにされたということでもあります。

それが子供の学校のトイレであっても、一般のトイレであっても、やはりトイレというのはとても大事な、精神面に関しても大事な場所であるということは、もう間違いないのではないかなというふうに思います。

1番の学校の女子トイレに専用の設置棚をという質問に対しては、窓枠に今ちょっと置いてあったりするものが現状ということで、実はこれ、個人のポーチを置くというのも、例えば

生理用品を自分のかばんから出して休み時間とかに男子生徒の目を気にしながら、そういう面倒くさい思いを子供たちがしているんじゃないのかなと思って、トイレに置いておいたら自由にトイレのほうに行けて、気分的に随分助かるんじゃないかなというふうな思いがありました。

その前に、コロナ禍が広がったときに、経済的な理由から生理用品を買うのに困難を感じたことがある、また実際に買うのが大変だったことがあって、代用品なんかで済ませたことがある方というのが、最初の頃、5人に1人はそういう女性がいるという調査がありました。コロナ禍が落ちついて、また経済的に落ちついてきてはいても、やっぱり今年の3月に初めて国がそこら辺の生理の貧困に関しての調査を行ったところ、やっぱり2割の女性の方が、何かしらの困難を生理用品の購入に関しては抱えているという結果がありました。

2021年3月、前の町長のときに生理の貧困が叫ばれたときに、女性党员さんたちと一緒に町のほうに要望書を出しました。女性トイレに無償配布の生理用品を置いてくださいということを、その要望書の中でもうたいました。

一応、学校のほうは、子供たちに関しては、保健室のほうにそういうものを用意しておいて、子供は保健室の先生に声をかけたら、そこでもらえるようにしてあるんだというふうにお話を伺いました。どうせなら、この生理用品を女性トイレに全部置いて、自由に、誰でもが、個人個人に置くのではなくて、みんながそれを自由に使えるようなものがあると、もっともいいのではないかなというふうに思います。

その保健室に行くというのも、なかなか大変で買えないから行くのが行きにくい、声を出しにくい、行くのが恥ずかしい、人に見られたら嫌だなというふうな思いから、なかなか行きにくい状況ではあるのかなというふうに思うんです。トイレに置いてあれば、誰の目を気にすることもなく、それを自由に使えますし、実際、子供たちの女子トイレに無償の生理用品を配置してある学校というのは増えてきているんですね。

東京都が去年から都の所有の建物と学校の全トイレに、女性の生理用品のほうの配置を決めました。ただ、これどうなのでしょう、そんなに必要はないけれども、ちょっと多目に持って帰っちゃおうとか、そういうことがあるのではないかなというふうな心配も多少あるのですが、これはトイレトペーパーと同じように備品として設置することによって、そこら辺はある程度はカバーできるのではないかなというふうに考えます。その東京の都立新宿高校というところで、無償配布の生理用品をトイレに置く活動を始めたそうです。約九百何十人かいる生徒のうち、半数強が女子生徒で、一応試験的に2か所の女子トイレに設置したそ

うであります。それまではやはり保健室に困った人が取りに行ってもらおうという方式でやっていたんですけれども、その保健室に取りに行っている間は、年間で10枚程度しか持って帰る子がいなかったそうです。トイレに設置する形にしたところ、今では1か月に130枚程度の使用があるそうです。それでも2か所しかないんですけれども、960人の半数強が女子という学校で1か月に130枚ということは、そんなに驚くほどの数じゃないので、東伊豆町の小中学校だったら、そんなに数としても準備はしなくてもいいし、試験的にやってみる価値があるのではないかなというふうに考えますが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

東京の取組ということで、都立の新宿高校ということでございました。もういろいろな話が出ています中で、もしかしたら、それがごくごく普通のことになるのかなという気もしております。ただ、配置するときには衛生上の問題とか、多分、もしやるとすれば検討をしっかりとしなければいけないとも思いますので、それは少し今後検討させていただければと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 今、町長のほうから話があったように、いろんな検討が必要だと思うんですけれども、1点だけ、学校として非常に指導が大変な場合があります。トイレに私物を置くことに関しては、生徒指導上の問題が非常に発生することがあって、なかなか個人のポーチを、置いておいていいよと言っている学校も多いんですけれども、置きたくないという女生徒がいることも、御承知おきください。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

いろんな側面があって、なかなか一概に、これはいいからやろうと簡単には進められない部分もあると思います。最近、本当に「女性が輝く社会」という言葉がよく聞かれるようになりました。職場なので女性が活躍する姿、またいろんな社会で活躍をする女性の姿を目にすることも多くなりました。働いて仕事の場ではなくても、例えば社会で何かいろんな団体に属したりとかしなくても、一人一人の女性がそれぞれに自由に一日、一日を前向きに、希望を持って過ごしていけるような、それが女性が輝く社会の入り口だと思うんですね。であるならば、やっぱり女性という性差による煩わしさだったり困難というものを社会全体でち

よっと考えてあげるということのはとっても大事だと思うんで、まずは大人がそうであれば、子供たちはなおさらそういう部分は大人がサポートしてあげなきゃいけないことだと思うので、そこら辺はまたいろんな面からも検討しながら、子供たちの意に沿うような形で解決してあげていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

また、2点目の男性トイレにサニタリーボックスをとということですが、これ、最近になってすごく急激にいろんなところで広まり始めたことであります。東伊豆町は私、絶対ないと思っていたんですね。そうしたら、大分前から男性トイレの個室にごみ箱、サニタリーボックスなのか知りませんが、あるということで、ちょっと驚きました。最初、設置当時は、多分、トイレットペーパーの芯を捨てる、ごみを何か捨てるように置いてあったんだと思いますけれども、ここに来て、すごく先進的な取組だなというふうに思うんですが、ただ何年も前から置いてあるのであれば、余計に、そこに例えば尿取りパットを捨ててはいけないのかなと勘違いしちゃう方もいると思うんですね。なので、今まで置いてなかったものを置くような自治体も、ここには尿取りパットとか、そういうものを捨てていいんですよというのが分かるような掲示物というか、ステッカーだったりというのを貼って、捨てるのを促すというか、どうぞという、分かるような表示がされている工夫もされているようであります。

町としては、サニタリーボックスはあるけれども、そこら辺に表示がまだないということですので、できたらそこら辺、どうぞどうぞここに捨てていっちゃってくださいねと分かるような表示もお願いできたらなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御指摘というか、アドバイス、ありがとうございます。

既にあるボックスについてより有効に活用するために表示を変え、追加すればいいということですので、それならば多分、比較的早く対応ができるかと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 既に町の庁舎なんかにもあるということで、あとは観光地ですので、観光施設のトイレなんかにも、掃除の問題という面から考えると、なかなか簡単にはできないのかなとも思うんですけれども、やっぱりよそから来訪された方の中に、そういうごみをビニールに包んで持ち帰らなきゃいけないんだという思いをしている方も少なからずいらっしゃると思うので、そこら辺もまた、観光施設に声をかけるというか、できたら、本当に男

性トイレにサンタリーボックスがあるのが当たり前の状況に社会がなっていくといいなというふうに思います。

先ほど休憩中にもちょっと話したんですけれども、昔、外に出かけると、トイレトーパーがどこのトイレにもあったわけではなくて、結構トイレトーパーのないトイレが多かったんですね、私が子供の頃は。若い方たちはあったと思いますけれども、出かけると、母親からポケットティッシュをもらってトイレに行くというのが当たり前の感じだったんですけれども、今では当たり前のようにトイレトーパーの常備、備蓄をされていますし、またトイレ自体もとてもきれいになって、本当にきれいなトイレで、不便なく過ごせるというのはすばらしいことだと思いますので、そこら辺も本当に観光地、きれいなトイレというのは本当に大切な町のイメージを左右することにもなりかねませんし、そこら辺もまた、検討のほうをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

トイレ、本当に大事だと思っています。昔、道の駅というか、高速道路のパーキングが汚くて、みんな使わなかったのが、道の駅とかそういうサービスエリアになってきて、今本当に見違えるほどきれいになって、使い勝手がよくなったということ。特に観光地においてはそのあたり大変重要だと思っていますので、今のお話は、冒頭は何かそういう保健的な話でありましたけれども、もしかしたら、観光戦略としてもそこら辺は考えなければいけないと思いますので、幅広く検討させてください。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） すみません、言い忘れていました。

あと1点、学校の関係なんですけれども、その配慮のあるトイレ環境ということで、入学したての小っちな子供たちが和式トイレを使うのがとても大変で、我慢しちゃうという声もあります。なかなかトイレを洋式化していくのは大変かもしれないんですけれども、実は、小林製薬という会社が社会貢献活動として、「小学校に洋式トイレをプレゼント」というタイトルで、12校ほど抽出して男子トイレ、女子トイレそれぞれ一つずつの和式を洋式のトイレに変えてくれるそうです。そのときに、そのトイレ全体の床、大体学校のトイレってタイル張り汚くて、臭い、暗っぽいイメージなんですけれども、防臭シートに変える工事も併せて行ってくれるそうなんです。これ毎年やっていますので、そこら辺に駄目もとで応募し

てみるのも一つの手ではないのかなというふうに思って、ちょっとそれだけごめんなさい、最後に言わせていただきました。答弁は結構です。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員の第1問、災害時の避難等についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 皆さん、こんにちは。

午後の2番目ということで、時間的にも眠い時間ですが、ちょっとお付き合いいただければと思います。

今回は2つ通告しておりますので、順次お答えいただければと思います。

1点目、災害時の避難等についてでございます。

近年、線状降水帯の発生などにより、短時間で避難を行わなければいけない状況が全国的に多くなってきています。そこで、当町の対応など、以下の点をお伺いいたします。

1点目、避難所の開設とそのタイミング。

2点目、ハザードマップの警戒区域に近いところとかがありますが、現状の避難所の安全性はどのようになっているのでしょうか。

3点目、高齢者避難のタイミングと各自主防災会での対応方法等は決まっているか。

お答えください。お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 笠井議員にお答えをいたします。

災害時の避難等についてということで、まず、避難所開設とその対応はということにつきまして。

線状降水帯等による大雨による避難所の開設は、气象台から、これ土砂災害に係るものですが、大雨警報が発表されて、その発表により防災課職員が参集をし、降雨の状況等を確認後、自主防災会民生班に避難所開設を連絡をいたします。準備が完了した後に避難所開設を発表するということになります。

ただし、例えばそれが夜間で降雨量が多く、避難に危険が伴う場合などは、発令しないこともございます。この場合においても、情報配信メール、コスモキャスト、つくしらチャンネルにより、気象警報の情報提供及び垂直避難等、自宅での安全を確保するための行動については、広報を行っているところでございます。

また、問1の2番目でございますけれども、ハザードマップの警戒区域に関わる避難所の安全性ということでございます。

地震発生時について、まずは、いずれの避難所についても、被災状況の確認が必要となります。土砂災害の場合、一部の自主防災会の避難所が土砂災害警戒区域となっておりますが、これは構造上、構造というのは鉄筋コンクリート造ということでございますが、一定の安全性は確保されているというふうに認識をしております。

参考までに、先般発災しました熱海の土砂災害、あそこで何棟か残った家屋があるかと思えますけれども、そのうちの赤い建物についてはRC構造だったということで、あのような土砂災害でも何とか流されることなく残ったという案件、これが直接的にそれだから大丈夫だという話ではございませんが、比較的構造上安心であるのではないかとございます。

ただし、避難所については、そのときの災害種別と避難状況、これは人数とかコロナウイルス感染症等、このようなことに関わりますけれども、その状況に応じ、町民の安全を考えて公民館や地区防災センターもしくは広域避難所を使用して開設するというのもございます。

そして、問1の3番目でございます。高齢者の避難のタイミングということでございます。

が、高齢者等避難は、原則として気象台が、これは土砂災害に伴う大雨警報の発表後、防災課職員が参集後、降雨の状況を確認し、各自主防災会の避難所の開設を連絡、その後に高齢者等避難の発令をいたします。先ほどと同じように、ただし、夜間で降雨量が多く避難に危険が伴う場合は、発令しないこともございます。先ほど同じように、情報配信メールとかコスモキャスト、つくしらチャン等により、この場合は気象警報の情報提供及び垂直避難等、近くでの安全を確保するための行動について、しっかりと広報をさせていただいているところでございます。

役場からの連絡を受けて自主防災会は、1点と同じになりますけれども、避難所の開設・運営を行うということになっております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

なかなか短時間で雨が降ってしまうと、準備から開設、また夜間だと危険を伴うということで、今御説明をいただきました。今回この質問をさせていただいた意図は、2番目のところ、ハザードマップに近い、かかっているというところで気にされている方がいるということころです。

避難所開設していただくということは、地区の自主防災会の方々が開けていただく、区の役員の方々が開けていただくということなんですけれども、ここのところで、やはり開けなきゃいけない、避難所開設はしなきゃいけない、だけれども、実際、地域で避難をされる方がやはり少ないよとかいうところの問題があります。ここの部分で、先ほど町長の中にありましたけれども、状況に応じていろいろ変えていくよと、災害に応じて変えていくよということがありました。状況に応じてというのが、なかなか見えないところもあるのかなと。災害は一つとして同じことがないので、そういうことだと思いますが、例えば土砂災害のときに、先ほど言ったように一部避難所がかぶっているよ、例えば白田地区であれば湯ヶ岡公民館とかだと思われませんが、こういうところの部分で大雨が降ったときに、土砂災害が起きやすくだらうといったときに、もう当初から広域に切り替えるとか、あとは、近くはなくなるので、移動の方法をまず考えて、そちらのパターンにするとかいう、こういう場合はこうだよねと考えられるパターンというのを、何パターンか町のほうで考えているかどうか、ちょっと一つ聞きたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 今、笠井議員がおっしゃられた件についてなんですけれども、広域に切り替える場合ということなんですけれども、例えば事前避難のときに、公民館の避難ということが間に合わない場合、過去ですと台風19号のときには、広域の避難所を事前に開設したというようなことはございます。こちらにつきましても、ケース・バイ・ケースで対応しているというのが現状のところになりますので、パターンということで、こういうときにこういうふうにしているということは、今のところ明示できるような状態にはありません。以上になります。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

なかなかケース・バイ・ケースというところで、その場、その場の判断というのが必要になってくる災害だと思います。

もう一つ避難所の開設というところで言うと、先ほど言ったように自主防災会、大体、区の役員さんたちに担っていただいていると思いますが、時間が長くなってしまうと、なかなか役員の参集だったりとか、例えば開設して24時間開けなきゃいけない、丸々1日開けなきゃいけないよといったときに、どのように対応していくのかというのが、やはり少し区の中でも問題になっているのではないかなと、私は感じております。

また、今後、人口が減少している中で、高齢化が進んでいく中で、どのように開設、今までどおりやっつけていけるかどうかというところのシミュレーション、だから、そこの部分でやっってしまうと、ケース・バイ・ケースで、大雨が降ってきて、これはちょっと開けていてももうちょっと降り方がひどくなりそうだと、広域に切り替えますでもいいんですけれども、例えばその区の現状だったりとか、役員の編成だったりとか、平日、休日のパターンということで、町のほうと自主防災会とで考えて、例えば熱川小学校の避難所、この間のときも小学校、後から開いたと思うんですけれども、小学校を後から開けるのではなくて、例えば城東地区の奈良本、熱川、片瀬は防災センターがあるのであれですけれども、白田、3区で協力をして人数を絞りながら開設をして運営をしていくということで、今後、持続可能なこういう計画というか、防災ができるのではないかなと、私考えております。

私どもの世代もそうなんですけれども、仕事をしていて町内で働いている方、町外の方がいます。区のことをやっているよと言っても、なかなか急に開けられないというのが現状で、

家庭の問題もあるので。その辺、時代に即して今後計画を変えていく、またはパターン化していくというこの考えをしていく考え方はあるかどうか、お答えをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この間、9月1日の防災訓練のときに、いろんな課題が見えてきている中で、その大きな一つの課題というのが、実は人口減少が加速化しているということと、高齢化というところがあぶり出されました。まちづくり自体も、私の基本的な考えにもありますように、ある程度コンパクトにしていかなければいけないという考え方もあります。当然、防災についても、点在して対策をとるというよりは、ある程度機能を集中させてやっていくという考え方もありかと思えます。ただ、そのときにおいては、人員の配置の問題とか、あと資機材、どういうふうにやっていくかということ、どれだけの人数に対応できるかという検討もやらなければいけないという中で、今後そこはしっかりと検討していきたいと思っています。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

僕もそれは町長と同じ考え方はあります。要は、ケース・バイ・ケースでやっていくと、そのとき、そのときで越えてはいけるかもしれません。ただ、やはりシミュレーションだったりとか、先を見据えた、例えば、じゃ10年後の防災をどう考えるかとか、たられればの話かもしれませんが、そこを目指していくことによって、現状、今何をしなきゃいけない、どのように変えていかなければいけない、これがいいと思って計画を立てて実行してみたけれども、やはり問題点が浮き彫りになるというのが計画だったりとかするので、その辺の部分をよく現状と地域の課題とを聞いていただいて、対応をしていっていただきたいなと思います。

また、先ほどの広域というところ、ちょっとここの中に出ていないので怒られちゃうかもしれないですけども、旅館組合とかと災害協定を結んでいると思います。ここの部分もちょうと調べたんですけども、しっかり何をするとか、どうするということが決まっていないのではないかなと思います。こういうところも含めて、旅館さん、自主防、町というところで再度避難の在り方、また観光客への避難対応の在り方というのを、町長が新しくなりましたので、再度見直ししながら、計画を立てていただきながら示していただけると、町民も、来ていただいているお客様も、安心して来ていただける。特に伊豆半島は3.11以降、地震があつたりとか、何かあつたときには一気にお客様が減ってしまうような状況がありますので、

その辺の指針を出すことによって、観光部分もメリットにはなるのではないかなと思います  
が、このような考え方なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

9月1日の話にまたなってしまうんですけれども、なるべく全避難所を回らせていただきました。やっぱり温泉場とか、あと熱川の海のほうのあそこの旅館組合さんですかがやっているところ、全く意識が違うということを改めて認識をしたところ。つまり、地域住民の避難というよりは、観光客をどうするかというところを同時に考えなければいけないという意味では、対応の仕方、考え方については臨機応変に変えていかなければいけないというふうに思いました。

だからというわけではないんですけれども、観光客の避難をしっかりと安心感を持って、町が責任を持てるというふうにすることが、逆に言うと、観光客にとっては安心な町だということ、来ていただける機会も増えるのではないかということも含めて、10月上旬、今のところ予定でありますけれども、国土交通省と連携をした避難訓練というか、それはもともとは緊急物資の搬入の話をちょっとしようかと思っているんですけれども、まだちょっと詰めていないのであれなんですけれども、一応、指示を出した内容としては、観光客の避難をシミュレートしてくれという話も同時にお話をさせていただいておまして、そういうことをやりながら、具体的な協定の内容を詰めるにしても、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

観光客に関しては、そのような形で町長が考えていただいているということで、少し安心したところであります。

3番目の高齢者のほうに少し視点を向けたいと思います。

高齢者避難に関してなんですけど、やはりこの町でも、先ほどから出ていますけれども、高齢化というものが進んできております。高齢者避難、早めに国のほうも避難ですよというふうに今言ってくれています。動ける方はいいんですけれども、やはり今見ていると、その意識の問題もあるんですけれども、高齢者の単身世帯とか、高齢者夫婦の世帯とかの避難状況というのが、やはりまだちょっと難しいところがあるのかなというのがあります。

ここでやっぱり自主防災の出番なのかな、あとは民生とかの出番かなというのもあるんですけども、高齢者自身の声かけだったりとか、避難を促す方法とか、何か区と協力して取り組んでいращやることってありますか、もしあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） この件につきましては、要配慮者の避難につきまして、事前に登録された方につきましては、個別計画ということで計画を立てさせていただいております。近隣に住まわれている親族の方ですとか、近隣住民ということで、その方が声をかけたり、避難を助けたりということになっております。

また、以前配布させていただきました黄色いリボン、もしくは黄色いハンカチというのがあるんですけども、その人が安全かどうか、その確認ができるような手段もっておりますので、そういったことで対応させていただいております。黄色いリボンが掲示されているところにつきましては、自主防災会の役員さんが回ったときに、そこは無事だという確認ができますので、そういったことで対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

一番私が懸念をしているのは、今後、高齢者が増えていったときに、例えば降雨の場合であれば、天候が悪い中、足元が悪い中という中の避難。話を聞いていても、大雨の中、ちょっと危険はあるけれども家から出るのがちょっとというところもあったりとか、あとは、地震とかのときの安否確認というのは、黄色いリボンというのがあるんですけども、実際、でも状況が変わってきたりとか、個別の避難計画はあるにしても、変わっているよというところで、ちょっと一部、例としてですけども、阪神・淡路で被害に遭われた淡路島なんかは、やっぱり地震以降、自主防災、地区の方々が、要はあれだけ大きな災害になってしまうとなかなか機能しなくて、近くに住んでいてもなかなか状況の把握というのが、情報が錯誤したりしたということがあって、避難訓練のときに、地区でも、あそこのご自宅は高齢2人なので、もう誰と誰とが迎えにいつて声をかけて移動をさせるとかというようなことを、もう経験からやっているよということ淡路の議員さんから聞いたことがあります。

要は、今のところ、東伊豆町でここ何十年と大きな災害、地震とかがない状況で、今後あるであろう地震だったりとかに備えて、そのような部分のシミュレートをしていく必要がある

るかなと。実際、高齢の方に危ないんで避難してくださいと言っても、高齢者の方々の意識というのも一つあるんですけども、やはり地域の住民が地域を守るというところの対策と、計画としてちょっと考えてもいいのかなと思っております。なので、高齢者の避難に関してどのように本当に守っていくのかというところを、ちょっと町としても考えていただきたいと思えます。

もう一つは、東伊豆町で行っている福祉施設との連携、医療機関との連携というのも災害時にあると思えます。ここのところも必要に応じて開設してもらおうという形になっているんですけども、この必要に応じての必要がどのぐらいの規模かなというのが分からない、町がどのようなタイミングで必要と判断するのかというのを示していただくことによって、高齢者も非常に安心して避難ができるのかなと思うんですけども、この辺もなかなかケース・バイ・ケースだと思うんですけども、分かる範囲で教えていただければと思えます。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 福祉避難所の関係になろうかと思えます。こちらにつきましては、まずもって、高齢者あるいは要援護者につきましては避難所のほうへ避難していただきます。その後の状況に応じてということになるんですけども、福祉避難所を開設していただいて、そちらのほうへ転送させていただくというのが、順番になっております。なので、高齢者等避難あるいは避難指示が出た状況で、すぐに福祉避難所が開設されるというものではありませんので、その後の対応ということになっております。

以上になります。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

福祉避難所のところは、今のマニュアルを見るとそういうふうになっているんですけども、本当に、例えば地震だった場合も、このパターンで大丈夫ですかとか、雨のときは移動はできるかもしれませんけれども、地震だったり津波だったりしたときは、なかなか動けないんじゃないかなって、私は資料を見ていて思ったんですね。だから、災害によってのパターンというところだっつりのシミュレート、橋が落ちたらどうするとか、道が通れなくなったらどうするとか、あそこが崩れたらどういうふうになるとかいうところのシミュレートというのは平時のときじゃないとできないので、ぜひその部分を強化しながら、そのシミュレートしたときに、ここは通れなくなりそうですけどみたいな形で自主防災とすり合わせを

することによって、じゃ、ここのこの世帯とこの世帯、あと民生さんもそうなんだけれども、ここはもうちょっと広域じゃなくて、福祉のほうに何名、例えば介護施設とか提携を結んでいるところありますので、大体ここの地区だと、こういう状況になったときは広域で何名いけますではなくて、どのぐらいの数がもしかしたらぽっといく可能性があるので、そのぐらいの受入れとかをお願いしたいという計画というのが欲しいかなと、ちょっと思いました。

なので、なかなか災害は同じものが2つ来ないので難しいところですけども、シミュレートしていくことによって、そこの予期しなかったことというのは、若干防げる可能性というのは高まるのではないかと思います。日々のお仕事等々大変なところであるんですけども、やっぱりここも大事なかなと思いますので、ちょっと前向きに検討をしていただきたいと思えます。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ある程度想定をしておくということが重要かというご指摘だと思います。あとは、その想定はどういうような想定をするかということもあるんでしょうけれども、役場と自主防災の皆さん方の役割分担とか、そんなこともちょっと考えていかなければいけないと思います。

そして、ちょっとお話しはしなかったんですけども、津波災害のときにおいては、実はなかなか厳しい状況があるというふうな認識でおります。つまり、豪雨であれば事前に予測ができるということの中で、地震が発災をして、その後の直接的な津波が発生した、発生するであろうというときに、高齢者のみならず、津波のハザードマップ内の方々がどうやって避難をするかということについては、正直、これ東日本大震災のときも、水門を閉めに消防団の方がそこに行って、何十名か命を落としているということもあると、なかなか難しい判断があると思います。移動ができるのかできないかということも含めて、根本的な考え方を少し考えていかなければいけないのかなと。この間の9月1日の防災訓練で実際に現場に行ったときに、個人的に思った次第でございます。

ご指摘の点については、少し検討を始めたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） やはり早めの、なかなか難しいところではあると思うんですけども、時代であったりとか、環境だったりとかいろんな部分、変わってくる部分もありますので、

早めに考えて、ないよりは考えておいたほうがいいかなと思いますので、お願いいたします。

1 問目はこのぐらいで終わりにしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、当町の大学連携についてを許します。

2 番、笠井議員。

（2 番 笠井政明君登壇）

○2 番（笠井政明君） では、2つ目の当町の大学連携についてお伺いします。

現在、複数の大学と連携協定を結んでいますが、なかなかコロナ禍で思うような活動はできていないと考えております。ただ、以下の点についてちょっとお伺いしておきたいと思っております。

1 つ目が、各大学との連携の目的と効果についてどのように考えていますかということです。

2 点目、各大学の学生と当町の小中高生とのかかわりについてはどのように考えておりますか。

3 番目、この連携協定の最終的な目標がどこを目指しているのか教えてください。

お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御質問にお答えいたします。

各大学との連携と目的等についてということでございます。

大学連携協定については、現在5つの大学と協定を締結しておりまして、平成30年4月に駒沢女子大学と就職支援、人材育成協定を結んで以降、平成31年4月に共立女子大学、令和元年5月に昭和女子大学、令和元年11月に跡見学園女子大学と、それぞれ包括連携協定を結び、都内の女子大学との連携を進めてまいりました。

直近では、令和3年6月に、5つ目の大学として包括連携協定を杏林大学と締結をしたところでございます。

目的については、女性の健やかな成長と幸せを祈り受け継がれてきた当町発祥の雛のつるし飾りをフックに、女性に優しい町の観点から、女子大学生の目線による町の魅力の発掘や情報発信及びその資源の活用などを行います。

また、この町の認知度を向上させる上で、ほかの世代より認知度が劣る若い世代、特に女性層の取込みを図りたいことから、女子大学生を対象に事業展開をしており、町が行う各種事業への参加、地域住民との交流を重点に活動を行っているところでございます。

一方、杏林大学については男女共学ですが、連携大学と町とが行っている活動内容に興味を示され、杏林大学側から参加の申出がございました。町としましても、ウェルネスツーリズムなどの観光事業を中心に、介護・医療・教育など、幅広い分野での交流を見込めることから、連携をさせていただくことになりました。

連携事業については、大学生によるSNSを活用した町の観光情報の発信、首都圏での物産展やイベントへの応援、地元観光業者や各種団体との交流、インターンシップを含めた職業体験学習、大学内での当町の宣伝、当町を舞台とした旅行者との観光商品開発など、大学側と連携をとりながらの活動となっております。

具体的な効果としては、首都圏で宣伝活動を行う際、町を知った学生にイベントの企画・運営を任せ、人的フォローはもとより、学生の工夫による宣伝を行っています。また、卒業した学生の紹介により、令和3年2月には雛のつるし飾りのオンライン制作体験に11名、令和4年8月の大学サークル合宿に21名、大学軟式野球部の2泊3日の合宿に37名を誘致し、合計で100万円強の経済効果を生み出しております。

情報発信についても、連携に参加している学生が東伊豆町の情報を発信できるプラットフォームとしてSNSアカウントを開設いたしました。また、東伊豆町の観光商工係からの発信について学生のサポートをお願いしてから、フォロワーが1,600人から2,700人に増えております。当町を舞台とした旅行者との観光商品開発については、事業に関わった卒業生が旅行会社に就職したことから、東伊豆町への誘客プランの企画や、生徒が発案したプランを旅行企画で取り上げていただいております。

そして、昨年には事業にかかわった学生が東伊豆町の旅館へ就職希望をし、2名が採用され就職をしている現状です。またほかにも、当町への就職を希望している生徒がいると聞き及んでいるところでございます。

また、2点目でございます。各大学生と当町の小中高生との関わりということについて、昨年度、学生サミットに稲取高校の被服食物科の生徒が参加しましたが、今年度は1、2年生全員が参加し、大学生と交流することになっています。学生サミットは連携協定の有無にかかわらず、町内で活動する大学生がそれぞれの活動について情報共有を行い、大学間での連携の可能性などについて議論する場となっております。

高校生が学生サミットに参加することにより、高校生には様々な進路があり、大学に進学すると、キャンパス内での勉強だけでなく、いろいろな活動を経験できることを知ってもらう機会となる。また、コロナ禍で実現はできませんが、町内の中学生に将来の進路を考えるきっかけにしてもらうことを目的に、連携大学の学生に大学キャンパスを案内してもらう計画もございます。

昨年は、静岡大学を中心に実施したイベント「キンメナーレ」に他大学や稲取高校の生徒も参加をして、町内の小学生と接する機会をつくってもらいました。町内には10代後半から20代前半の若者が少ないので、小学生にとって大変よい機会になったと思っております。小中高生にとっては、自分の将来に様々な選択肢があるということ、大学生の活動を通して知ってもらいたい。また、自分の住む町が多くの大学生を引きつける魅力ある町だと感じてもらいたいと思っているところでございます。

そして、最後の質問でございますが、3点目、最終的に何を目指しているのかというところにつきましては、大学が有する人的資源や知的資源を有効活用することはもとより、連携事業に参加された学生が大学を卒業した後も当町に関わりを持ちたいと思えるよう、将来にわたって東伊豆町のファンとして応援してもらえるよう、関係人口の拡大を目指しております。

また、大学のみならず、産学官による連携事業を推進し、関連企業の知見やノウハウを生かした事業への取組を進め、地域活性化に結びつくように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

今協定を結んでいる5つの大学プラスアルファ、大学生等、学生が当町にたくさん来ていただいています。いろいろ活動をしていただいております。その中で、確かに雛のつるし飾りをフックに女子目線というのが女子大連携というところがあったんですけども、非常に宣伝活動等、人的な面で助かっている部分があったりとか、若い世代の目線でのPRということで、一部、実績という形で出てきているかなとは思っております。なかなかコロナ禍ということで、こっち来たりあっち来たりというのがなかなか難しいところであるんですけども、今お話しあったとおり、その中の何人かでも、この東伊豆町、伊豆半島というものは

知っているんだけど、ピンポイントに東伊豆町のファンになっていただけるということで、こういう連携は非常によいかなと思っております。

ここの中で今回聞いたのは、女性連携に関しては女性目線であるところがあるんですけども、ここの第2弾、第3弾というところで、例えば共学で杏林大学さんとか入ってきましたけれども、じゃ、若い男性目線から見た東伊豆町ってどうなのとかいうところですよ。あとは、理系の学生さんから見た東伊豆町ってどうなのとかいう部分で、いろいろ第2弾、第3弾という計画もできるのかなと思っております。ここに関しては、大学のほうにもメリットはあるし、当町にもメリットがあると思います。大学からすればフィールドワークの一環として、観光地におけるということで、伊豆半島、東京ではちょっと味わえないようなフィールドでの課題だったりとか問題点、いろんなことがつくれるのかなと。当町からすると、若い人たちの意見を吸い上げて、今の若者のトレンドを見つけ出せるということで、これは非常にメリットがあるので、今後、ここだけじゃなくて、ちょっと目的を持っていろいろやっていったらどうでしょうかというのが、一つ御提案でございます。

2つ目の各大学と小中高生との関わり、今、町長が言ったように、稲高生の参加が今回学生サミットのほうでありますよということで、ここに関しては、私は前々から思っているんですけども、先ほど町長の答弁にもありましたが、高校を卒業すると大体進学してしまうので、18歳から大体20代後半ぐらいまでは、すぼっと抜けてしまうのかなと思っております。特に近い18から22、大学生というところが、関わるものがなくなっちゃうのかなというところがあるんです。

これ、私の経験もそうだったんですけども、中学、高校のときに私は福祉をやっていたのであれだったんですけども、静岡大学生と御殿場のほうで2泊3日とかでボランティアをしたことがあって、そういう時間で大学生活だったりとか、どういうことをやっているかということの話ができることによって、ああ、大学ってこういうところなんだとか、こういうことができるんだというふうに、先ほど言ったように、先の進路も考えるというところで非常に必要かなと。それを変な話、小学校から中学校、高校生と、やっていくことは違うにしても、携わる時間が長くなれば、やはり将来の道筋というのは非常に見つけやすいのかなと思います。

ましてや今、子供が少なくなっていて、一学年20人とか二十何人の中の小さな世界でしかなかなか情報がとれなかったりとかするところを考えると、この辺の連携というのは、今後強化をしていただけたらなと思います。

1個調べて出てきたのが、ダイロクキッチン 페이스북のところに、先日の静大とのフィールドワークのところの記事がありまして、稲取高校の副校長先生とか教頭先生から話を伺った中でも、やっぱり近くに大学がなくて、この地域の高校生にとって大学生と接する機会は非常に貴重ですと。あとは、高校生自身も、去年の町歩きで交流したのが楽しかったから、今回も参加をして手伝いに来ただよなんていうことがあるので、こういうのは継続的に行っていくことによって、生徒たちの意識というのが変わっていったりとか、また東伊豆町の郷土愛じゃないですけども、学生のほうがこの町に戻ってきて何かをしたいという一個の経験というところにもつながってくるのじゃないかなと思いますので、この辺の連携をもうちょっと具体的に進めていってほしいなと思います。

最終的などころに関しては、町長が先ほど言いましたけれども、卒業後のファンと関係人口ですね、関係人口の増加がもうこういう連携の最終的などころだと思います。卒業して2年、3年ではなくて、20年、30年という関係ができるようなOB会みたいなのもフォローをしていただけたらなと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

いろいろ御指摘をいただいて、一つ一つうなずいておりましたけれども、第2弾、第3弾という話につきましては、理系の大学だと、工学院大学さんのほうが既にイノベーションの関係で結構入っていて、多少実現できているかなと思いますが、いろいろバラエティーに富んだやつを、ただ、同時にいろいろ手を出し過ぎるとどれもという可能性もあるので、そこはしっかりと見極めながら、ただこれに終わることなく、いろんなことを考えていければいいと思っています。

それと、高校と大学の連携についての重要性というお話を今伺って、ちょっと思い出したことがありまして、今、県立高校の再編の話がありまして、私もその検討する会に出ているんですけども、一つ思っているのは、やはり存続をするためには、その高校が独自性をしっかりと持たなければいけないということ、その問題を突きつけられているのかもしれないというふうに、個人的には思っております。そういう意味では、稲取高校というのは、ほかのどの高校よりも多分、大学連携はやっている。今いろいろお話にあったような、いろんな効果、いろんな体験を既にやっているということについては、大変よいことだと思っております、それは高校にとっても、学生にとってもよいし、大学にとってもよいということなんで、これはさらに加速化していきたいというふうに思っております。

OB会の開設、ぜひやりたいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

この辺のせっかく関係人口ができた中の継続性というところで、例え話じゃないですけども、昔のうちの親の世代とかだと思えますけれども、新婚旅行で伊豆に来たよと諸先輩方が、それで仕事が落ちついて夫婦2人でまた来たいなと思って来たよという言葉、今後も続けていくためには、そういう消えないような体験だったりとか、何かきっかけでまた来ていただけるような会みたいのを大学連携の後もやっていただけたら、最終的には観光だったりとか、関係人口の増加というところでつながっていくかなと思っております。

あとは、大学生との連携、体験というのもそうなんですけれども、もう一つあるのが、先ほど報告にもありましたけれども、稲取小学校でもやりました寺子屋、こういうのも、大学生に来ていただいたときに、いろんなことでできるのかなと。例えば小学生の夏休みの宿題を手伝おうみたいな日を設けるとか、そういうのをやってもらうとか、例えば連携でうちのほうとかもメリットがあったりとか、あとはいろいろ大学さんのほうにも提供している部分があるので、逆にそういうところで、お金ではなくて時間と人で使えるところがあるんじゃないかなと。

そこで、学校で大学生が何で今その大学にいるのかという経験を話すだけでも、十分貴重な体験にもなると思うので、この辺の学生さんたくさんいると思いますので、うまく使っていきながら連携を結んでいければ、非常に学生たちも、ああ、将来はこういうふうな思いを持ってみんな行ったんだなと、僕もできるかな、私もできるかなというふうに感じていただけたら、一つメリットはあるかと思っておりますので、ぜひその辺をお願いしたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 稲取小の寺子屋みたいな話、非常にいいと思います。ちょっと思ったんですけども、これは東伊豆町の小中高生にとってみれば、それは大学生でもいいし、もしからしたら自分たち以外の世代と交流をするということで、子供たち自体の可能性を広げていくことになろうかと思っております。大学生を中心としながら、そんなことも幅広に考えていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結いたします。

この際、午後3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 西塚孝男君

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。  
6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は3問から成っていますので、ひとつよろしくお願ひします。  
1問目、町長の政治姿勢について。

町長は町民との対話を進めていきたいとの方針を示しているが、次の点について伺う。

1、前町長が行っていた1日町長室を行う考えは。また、独自の案があるのか。

よろしくお願ひします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員にお答えをいたします。

町長の政治姿勢ということで、前町長が行っておりました1日町長室ということについて踏襲するかどうかというお話でございます。

前町長が行っていた1日町長室、私も存じ上げているんですけども、利用の状況をちょっと確認させていただいたんですけども、利用する方が非常に少なかったということを知っております。反面、町長としては、そこの2階のフロアに下りていって、ずっといらっしゃるといことを伺っております、なかなか、何と云うのでしょうか、効果的というところが難しいところがあるのかなと思っております。

まちづくりも含めていろんな政策を進めていく上で、町民の皆さんの御意見を伺うというのは大変重要だというふうに思っております、私も必要に応じていろんな対話、もしくは意見交換の場を設けていきたいというふうに考えております。要望がありましたら、もしあれば町内会とか、いろいろな団体、また任意のグループなどお集りをいただいたり、場合によればこちらから伺うことも可能ですけれども、いろんなお話を聞いていきたいと思っております。

ちなみに、稲取幼稚園の保護者の皆さんとは、既にもう二度ほどお話を伺ったりということをしております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） そういうことなら、町長の今の考え方の中で、町民が岩井町長になってから一番は、なぜ東伊豆町に、どうして、何のために来たのかという中で、ひそひそ話で、たった4年いたらどっかへ行っちゃうだろうと、また国へ戻るだろうというひそひそ話がすごく多く聞こえてきて、いろんな話になってきている。そこをやっぱり町長は、もし続けるんならずっとやっていけるのか、この東伊豆町のための骨を埋めるほど頑張っていくのかというものをちょっと聞きたいんですが、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

せっかくの議会ですから、4年で国政に戻るという話をされているという話ですけれども、余りその気はというか、一切その気はないということ。戻るぐらいならとっくに戻っています、この間の参議院選挙で。そういうつもりで東伊豆町長になったわけではないということ。

町民から御意見を伺うということについては、今お話をしましたが、加えて言うならば、先ほどもお話ししました総合計画に代わるまちづくりビジョンということをつくっていくんですけれども、当然それをやるに当たっては、いろんな方の御意見を聞かなければいけないので、恐らくその場でもいろんな町民の方々とお話をさせていただこうというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 内緒話は独り歩きして大きくなっていく。今町長が言うように、この町でずっとやっていくんだというような話を聞けば、みんな安心して、新しく町が変わってくるんじゃないかという希望が生まれて、いろんな意見が出ると思うんですよ。たった4年で終わるのかと思っているのと、ずっとやってくれる町長だと思えば、やっぱり集まったときとかいろんなときに、いろんな意見が出てくると思ったし、この場で町長がそういう気はないと言ったことで、町民は安心して任せていけるのかなと思うんです。

これで1問目を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、中学校の部活動についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 中学校の部活動について。

令和3年3月の定例会で、民間のスポーツクラブを部活動として認めてはどうかという質問をしたが、次の点を伺う。

1、少子化が進む中で部活動の種類が少なくなり、自分のやりたいことができないために、地域のクラブに入り活動を続ける生徒もいる。しかし、学校の部活動と掛け持ちになることから、どちらの活動をとるのかを悩むことになっている。

そこで、クラブ活動を部活動として認めてはどうか。

教育長、ひとつよろしくお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいまの御質問につきましては、教育長の答弁がよろしいかと思えますので、教育長よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 西塚議員の第2問、中学校の部活動についてをお答えいたします。

現在、稲取中学校では8つの部活動が運営されています。内訳は、男女バレー部、男女バスケット部、男女テニス部、男子卓球部と吹奏楽部です。

そして、学校の部活動にない地域クラブで活動している生徒は、サッカーが3名、野球が3名、新体操が2名、陸上が1名、空手が1名です。

熱川中学校では、男女バレー部、男女テニス部、女子卓球部の5つの部活動が運営されて

います。そして同じく、地域クラブに所属している生徒は、水泳が3名、陸上が1名、柔道が1名です。

現在、両校ともに部活動の全員加入を原則としているため、地域クラブに所属している生徒、例えばサッカーをやっているんだけどバレー部、あるいは野球をやっているんだけどバスケット部に所属しているような生徒は、学校の何らかの部活動に所属してもらっています。そういう制度に関しましては、入部のときに保護者を交え活動方法等について相談をし、地域クラブでの活動を保障しながら、無理のない形で学校の部活動に参加してもらっています。

基本的には、地域クラブの練習や大会参加を優先し、クラブの活動のない日に部活動に参加するという方法をとっています。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 教育長の言うことは分かるんですけども、親との話の中の約束事という中でのことだと思うんですけども、子供は結構悩んでいるんですよ。やっぱり自分がいなかったら部のほうの試合ができなくなったりとか、サッカーへ行っちゃうと、どうしたらいいんだろうと。そういう子供たちが悩むということは、自分がやりたいスポーツでそういうことが出たりすると、本当にだめじゃないかと。やっぱり子供は伸び伸びと自分のやりたいスポーツに全身をかけてやる。ハンマー投げの室伏スポーツ庁長官がこの前言った中では、もうそういう形の中で学校の先生も部活動を見られる先生が少なくなってきているし、民間のクラブ活動に移行していったらどうかというのも、国のほうで挙げていますよね。我が町もこれだけ少子化になって、クラブが少ない、クラブの人数も少ない、試合が同じときに重なったりするときに、子供たちが悩んだり、そういうことが本当にいいのかと。親に言ってあるけれども、優先するよと言っても、子供は先輩との付き合いがあったり、いろんな中で考える。だから、そののところ、はっきりしてやったほうがいいんじゃないかなと自分は思うんですけども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） スポーツ庁から、来年度から3年をかけて、休日の部活動に関しては地域のほうに移行していこうという提言が出されていますが、それを実施に移すにはかなりの課題があります。

例えば今現在、中体連という大会がありますが、そこに出られるのは学校の部活動だけなんです。だから、地域クラブで活動している生徒は、地域クラブ単独では中体連には出られません。例えばバレー部に所属していながら水泳をやっている子がいたとします。中体連で水泳の大会に出たいという場合には、学校の部活動として出ます。地域クラブとしては出られません。ですので、学校の先生方が1日顧問になって引率をします。というのは、地域クラブの指導者が生徒を引率できないんです、今の法の下では。ですので、なかなか難しいです。

あるいは地域の中に、今の学校の部活動で運営している数の指導者、あるいはクラブがあるかということ、それもなかなか難しいです。

ですので、単純にその地域クラブの活動を部活動にしたらどうかというのは、そこに至るまでには非常にたくさんの課題があります。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 新しいことやるのに課題はあるのが当たり前で、それをなぜかということの一つ一つ解決していくのが役目だと思うんですよ。経験していないから、ないから大変だ、大変だ。何が大変なのか。じゃ、指導者をどうやってつくったらいいのかというのを、国もそう言っているんだから一緒になって考えていけばできていくんじゃないかと。ただ、経験したことない、やってこなかった、その中でただ難しい、難しいでは、子供たちのために本当に教育委員があるのか、学校というのがあるのか。この田舎にいて最高の子供たちをつくるには、いろんな課題がある。だけれども、それをできないじゃなくて、田舎だからこそこできること、小さい学校だからできることがいっぱいあると思うんですよ。やっていないからじゃなくて、やらなきゃだめだということは、大人が考えて、そこで知恵を絞って解決してやるのが社会じゃないですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 課題があつて難しいからできないと言っているわけではなくて、それをいろいろな形で考えていかなければならないということです。

例えば、今、地域クラブに所属している生徒が、稲取中学校では12.7%なんです。熱川中学校では10%、わずかにそれだけの生徒なんです。なぜそれだけしかいないかというと、やっぱりいろんな家庭の事情があつたりします。学校の部活動だと、変な言い方すると、会費はかかりません。地域クラブに入ると、会費はかかる、あるいは保護者の送り迎えをしな

ければならなくなったりする。そういうことができる家庭ばかりではないですよ。そうになると、そこをどうやって解決していくのか。あるいは、学校の部活動だと、顧問の先生が、土・日に大会があった場合には引率できますが、引率できる方を養成しなければならない。そういう養成にも非常に時間がかかります。

あるいは大きな法律を変えなければならない。それは地域だけでは何ともできないところもあります。そういう面で課題がいろいろあると言っている。

県のほうからは、まだその方針が出ていません。スポーツ庁のほうからは、3年を目途にして休日の部活動を地域に移行しなさいとは言っているんですけども、県からは、こういう方針で何年までにどういうふうに行っていくかという方針が、まだ出ていないんですよ。なもので、それに従って町でできることをやっていますが、今のところ、まだ大筋が見えていないもので、課題はたくさんありますよということを申し上げました。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） それでは、そういう県からの資料が見えたら早急に、どっちみち、その指導者とか、先ほど言ったように送り迎えとか、いろんなことがあるけれども、子供たちがやりたいスポーツ、スポーツって、得意な子供、勉強が得意な子供もいる、子供はいろんな子供がいるわけですよ。自分たちみたいに200人いたときと違って、これだけ少なくなると、教室も一クラスで、けれども、秀でた、こいつは走るのが速いだとか、こいつは数学ができるだとか、そういう中で、子供たちのバランスって保てるんじゃない。バレーがうまいとか。誰にもものを言われたい、勉強が少し劣っても、俺はスポーツはすごいんだという誇りを持てる子というのをつくっていくのが、教育なのかなと。

今、一人一人が、昔みたいに平等性、みんな同じように通信簿でじゃなくて、この子はこういう子なのか、少なくなったらなつたなりに、一人一人の子供たちのことを考える教育というのが、これからは求められていくのかなと思うんですけども、どうですかね、教育長。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 個を大切に教育というのは、部活動以外でももちろん行っています。極端な話をすると、部活動って教育課程外の活動なんです。ですので、法的には部活動は設置・運営する義務は示されていないんですよ。はっきり言うと。部活動に関する顧問をやるというのは、学校の教職員に課せられた、任せられた仕事ではない、業務ではないというふうに言われています。

ですので、休日の部活動が地域に移行する、行く行くは平日の部活動も地域に移行するという未来図を描いています。それってできるのかなって、すごく不安なんです。学校の中で今まで脈々と受け継がれてきた部活動については、自分もずっと中学校で部活動をやってきたのでよく分かるんですけども、やっぱりすごく大切な活動で、子供たちも燃えるし、顧問、若いところでは本当に燃えながら土・日もなくやっていたんですけども、それが本来の業務じゃないよと言われてしまうと、寂しい面はあるんですけども、やっぱりそれがだんだんと、今地域に移行することによって、学校の教育場面から離れるというのが本来の姿らしいんです。自分はちょっと納得いかないところもあるんですけども、個人的にはね。

だから、そういう面で、部活動を通して子供たちの一人一人を育成する、あるいは教科を通して育成するということもあるんですけども、子供一人一人の個性を生かす教育というのは、部活動に限らず、学校では行っています。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 子供は少子化で本当に少なくなって、子供一人一人の顔が見えてくるわけですよね、だんだんはっきりと。昔は40人の子を1人で見ていたけれども、今は20人とかになっている。そういう中でやはり教育の在り方はこれから、この町の子供たちを世の中に出していくのに何が必要なのかということを実際に考えて、さっき言ったように田舎だからできる教育、少ないからできる教育を進めてもらって、本当に東伊豆町の子供たちのための教育をひとつやってもらいたいと思います。

これで2問目を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、稲取幼稚園の利活用についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 3問目の稲取幼稚園の利活用について。

幼稚園の統合が決まり、今後、稲取幼稚園をどのように活用するのか、町の考えを伺う。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問、稲取幼稚園の利活用に関して御質問いただきました。

稲取幼稚園については、御存じのとおり、立地が大変よいということがございます。町全

体での今後の利活用方法をしっかりと考えなければいけないと。実はこの間も、そんなこともあって、ちょっとのぞいてきました。

まずは、役場内の全ての課、局で活用について希望を取りまとめたいと思っています。その後で、町民の皆さんの御意見をしっかりと聞かせていただいて進めたいと思っています。既に活用方法を考える際には、自分たちも参加したいという団体なども実はございまして、来年度は活用方法を固定することなく、いろいろなことにチャレンジしていてもよいのではないかなというふうにも思っております。

いずれにしましても、現時点で選択肢を狭めることはなく、あらゆる可能性を考えながら、東伊豆町にとって最も効果的な活用方法、町民にとっていい活用方法というのを考えていければと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当にあそこの場所は最高なところだと思うんですよ。今、東伊豆町は旅館業の中で、前も一般質問で言ったんですけども、いわゆる夜間教育とか子供の預かりとか、そういう中でこの活用があってもいいのかなと。それは、今、旅館が忙しい時間帯が6時から9時とか、そういう中のパートとかそういうので、町に入ったお金を町の中で止める。人件費、派遣を呼ぶんじゃない。そして、そういうお金で夫婦で誕生日だ、結婚記念日だというときにも子供を預かるというような、もう気軽に預かってもらえるような、堅苦しくなくて、そういう預かる場所があると、若い人たちも、ああ、東伊豆町ってすごいな、いいなというような一つの活用方法としてはあるのかなと。

それともう一つ、さっき笠井議員の中で大学生、大学生なんかも、この前も椅子づくりとか、そういうのにこれから来るとか、空き店舗のリフォームとかやっている従業員とかいろいろ多くて、そういう人たちを泊めてやったりとか、先ほど言った寺子屋的な、冬休み、夏休みの活用とか、そういう大学生を交えたり、高校生を交えたりとか、そういう使い方は、町長が言ったように幅が広い使い方をしていったら面白いのかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思っています。

稲取幼稚園は、たしかトイレのほうを比較的新しく改修をして、子供たち用のトイレが置かれているというのを、この前も見てきました。なので、いろいろなお母さん方の御意見を

聞くと、あのトイレをしっかりと生かして、子供が使えるようなこともどうかというお話もいただいています。

もう一つ、東伊豆町役場の防災的な位置づけの中で、あそこを一部活用するという考えもあるかもしれません。非常に公園にも近くて、隣は民間の大きなスーパーがあって、お母様方にはすごく使いやすいところだと思いますので、まさに今言われたような御意見を一つ一つ丁寧に一つの机の上に並べて、しっかりと検討していきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に最高なところなんです。防災も、イオンが近くて、何かあったときは、食料がそこから持ってこれるし、最高なところだと思いますので、本当にいい活用方法をひとつ考えてもらって、お願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で西塚議員の一般質問を終結します。

---

### ◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時40分

## 令和4年第3回東伊豆町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第2号）

令和4年9月8日（木）午前9時30分開議

#### 日程第 1 一般質問

##### 6. 14番 山田直志君

- 1) ゲーム障害・ネット依存対策について
- 2) ごみの減量化について
- 3) 国民健康保険事業基金の活用について

##### 7. 7番 須佐 衛君

- 1) 熱川地区の観光整備と入湯税の在り方について
- 2) 町が保有する源泉について
- 3) 次世代へつなげる防災対策について

#### 日程第 2 発議第 3号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

#### 日程第 3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））

#### 日程第 4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号））

#### 日程第 5 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））

#### 日程第 6 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

#### 日程第 7 議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

#### 日程第 8 議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

#### 日程第 9 議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

#### 日程第10 議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）

#### 日程第11 議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

#### 日程第12 報告第 3号 令和3年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

#### 日程第13 報告第 4号 令和3年度東伊豆町資金不足比率の報告について

出席議員（12名）

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木尚和君
住民福祉課 参事	前田浩之君	健康づくり 課長	齋藤和也君
健康づくり課 参事	齋藤徳人君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長	正木三郎君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第3回定例会第2日目は成立しましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、ゲーム障害・ネット依存対策についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） おはようございます。

第1問のゲーム障害・ネット依存対策についてを質問いたします。

国や県でネット依存に対する取組が進められております。静岡県教育委員会でもネット依存対策を進めております。

そこで、町の対応についてお伺いいたします。

学校で児童生徒のゲームやネットの利用時間や性格への影響など、調査をしていますでしょうか。

2点目、県のネット依存度判定システムを活用して、児童生徒のネット依存度調査を実施しませんか。

この2点について、まずお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この質問につきましては、教育関係ということがございますので、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 山田議員の第1問、ゲーム障害・ネット依存対策については、2点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

1点目についてですが、小中学校におきましては、インターネット通信ができる機器の使用状況や使用時間、また、使用に関する決まり事など、児童生徒に調査を実施したことはございます。

また、全ての学校ではないのですが、学期ごとの調査を行っている学校もありますし、児童生徒にゲームやインターネットの利用についての注意点や、体への影響などを指導したりもしております。静岡県からもネット依存、ゲーム依存に関する注意喚起のチラシを頂き、学校を通して子供たちに配付するなど、ネットやゲームに関する取組を実施しております。

しかしながら、現在のところ、ネット依存症、ゲーム依存症をメインとした対策に取り組んでいるとは言えない状況であるため、教職員間で問題意識を共有し、積極的に対策に取り組んでまいり所存です。

次に、2点目ですが、静岡県が令和3年7月から提供しているネット依存度判定システムは、提供された際に学校に紹介しておりますが、活用については特に決まりがなかったため、これまで学校において使用したことはないようです。このシステムの利用者ですが、学校が

実施した分の集計が出ております。令和4年3月までに1万8,173名となっております。県内の小中学生の6.5%ほどが調査を実施したこととなっております。調査結果も現状把握に役立ち、児童生徒の指導の面でも有意義であるため、今後、町内の学校においても実施していきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長もあれですけども、6月に県教育委員会主催のワークショップがありまして、私、それに参加させていただいて、今回の質問をしているんですけども、私もネット依存とかゲーム依存とかゲーム障害という、そういう表題の本は何冊も読んできたつもりではいました。実は6月に参加したときに、一番最初に驚いたことは、ゲーム障害とかいうことは、WHOが2019年に傷病として認定をされて、今年の1月から、日本においても病気として判定されるというふうになったということですよ。だから、今までネット依存だとかゲーム依存だとか、依存症だという症状としての受け止めはあったんですけども、これはもう国際的にも国内的にも名実ともに病気だということが確立をしてきたということをやっぱりちゃんと共有することが、絶対大事だなということは、私は思いました。

その中で、やっぱり一番問題になるのは、じゃ、どういう症状があるかというのは、ここに、これはワークショップのときに配られた資料で、ここにも掲示してありますし、皆さんの手元にもあろうかと思えます。いろいろやっぱり症状が出るんですが、やっぱり病気だということで、なぜ病気になるかという一番のポイントは、脳の障害、前頭前野に障害が起きる。これがまさにギャンブル依存症だとか、いわゆる麻薬の中毒症などと同じように、前頭前野に障害が起こるといことが国際的にも認知されたことによって、このゲーム障害、ネット依存というのは病気だということに認定されるわけです。だから、WHOの疾病分類でも、麻薬やギャンブル、こうした依存症と同じ分類の病気という認定がされたということなので、これは今までのそういう傾向があるとか症状を持っているとかというものとは、やっぱり各段に見るべき問題は違ってきたなというのが1つございます。

2つ目の問題ですが、ここに貼り出したのは、県の調査内容の発表したものですけども、どうでしょうか、非常にネットに対する、またゲームに依存している時間も本当に長いということ、またスマートフォンの平均利用時間なんかも、やっぱり平均して2時間から3時間、3時間から4時間というところが大変多いわけです。その調査にあるように、インターネット利用によって減った時間は何かという、この教育委員会の調査の中では、小学生だ

と睡眠や自宅で勉強、読書というのが十数%減ったというレベルなんですけれども、中学生になれば、もう3割を超える。高校生になれば睡眠を含めると本当に3割、4割がこういう影響を受けているというのが、県の教育委員会の調査結果ですね。インターネットの生活への影響というのも、自覚しているけれども、やめられなかったというのが27.7%とか、学業に悪影響が出た、9.1%を考えると、3分の1以上の子供がそういう影響を受けているという事実があります。

教育長も言われましたけれども、資料の一番最後のページに、この段階では確かに9,748人の県のネット依存度判定システムの結果のまとめとして、全体として非常に高いリスクを持っている子供の割合というのが、小学校で43.2%、中学校が50.6%、高校で54.9%、特別支援学校で63.4%、平均して50.5%、こういうことが県の教育委員会の調査で明らかになっているということですよね。これは県の調査ではないかと。ただ、この9,700人という小中高生の調査というのは、対象年齢の県内の人口比で考えると、恐らく3%から4%ぐらいの水準だと思うんですよ。だから、非常にこの精密度は高いと思います。よくテレビでやる内閣支持率や政党支持なんていうのは2,000、3,000という調査ですから、それに比べたら3%、約1万人の調査の精度というのは、非常に高いものがあるんだろうと思います。

教育長、これは県全体はそうだけれどもというところがあるわけなんですけれども、でも、ワークショップの中には賀茂郡内の養護教諭や教員の先生、病院の相談員、看護師、いろいろ来ておりました。県の教育委員会の担当者も、この数字はもしかしたら低いかもしれないと。アンケートを自分でやっぱりやっていく中で、利用時間や何かを低くして、もしかするともっと進んでいるのかもしれないということのただし書きは、口頭でもありました。と同時に、参加されているそういう関係者の方からは、賀茂郡は恐らくこれよりもっと高いのではないかという指摘を、皆さんが言われておりました。なぜか。リアルに子供たちが遊んだり生活する環境がないから、少ないから。賀茂地区ではそもそも子供がいない。家も離れている。遊び場やスポーツ少年団など、子供たちが関わる社会環境が不足しているのではないか。観光地などの理由から両親の共働きも多いのではないか。もしかすると、ゲームやネットに依存している割合は高いことが予想されるのではないかという声をいただきました。

さらにその中で、ある病院のメディカルソーシャルワーカー、いわゆる相談員ですが、東伊豆町からも患者さん来てますよと。河津からも下田からも南伊豆からも病院に患者さんは来てますよということもございました。また、ある町の調査では、昨年の一斉休校後の調査で、言わば学校が再開してから体力測定とかやったと。視力の悪化が4割の子供に見られた

と。そのことはやっぱりゲーム等々に、学校を休んでいる間、そういう状況がどんどん進んだのではないかというような指摘をしておりました。

教育長も御答弁されたんですけれども、本当にこのゲーム障害とかネット依存というのが病気であるという視点もやっぱり家族、また本当に地域社会全体で共有していくことが非常に私は大事だと思いますし、そういう視点からこそ、やっぱり今の調査をしていくということが本当に大切だなと思っています。しかし、調査しただけでは済まない部分もありますけれども、病気であるという認識を前提にした対策を立てることが、今本当に必要になってきているというふうに思うんですけれども、教育長もあれですか、ゲーム障害というのは病気だというふうなことについての知見というのは以前からありましたか、いかがですか。病気だという認識は持ってましたか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） はい、スマホ依存とかスマホ依存症というのがまだ病気として認定されてないということは分かっていました。ゲーム依存症ということに関して、WHOが2019年に認定した、その年数まではちょっと把握はしてなかったんですけれども、ゲーム依存症というのが国際的に病気という形で認定されているということに関しては、分かっていました。それが多分恐らく全ての教職員が共通理解をしているかどうかまでは、ちょっと分かりません。休校中にスマホを使ったり、ゲームに依存していたというか、その時間が長くなったというのは、恐らくいろんなところで調査をして、アンケート調査をして各学校も把握をしていると思います。

ただ、なかなか難しいのが、ふだんでも学校にスマホを持ってきてはいけないし、ゲームを学校でやる子もまずいないはずです。その中で、家庭でルールを決めてもらうということが一番大きなことかなというふうに思います。学校のほうでもいろいろ情報機器に関する家庭でルールをつくってくださいという呼びかけはしています。一番最近の調査、全国学力・学習状況調査というのが4月に行われるんですけれども、小学校6年生と中学3年生が対象なんですけれども、その調査の中で、家庭にルールがあるかどうかという項目があるんですけれども、それでは、小学校6年生では71.9%が家庭にルールはあると。中学生では79.3%が家庭内でルールがある。ただ、守っているか、守っていないかに関してはちょっと分からないところもあるんですけれども、きちんと守っている、大体守っているという割合は、小学校では59.6%、中学校では68%ですので、家庭内でルールがあって、ある程度そのルールを守ってやっているということに関しては、6年生と中学3年生だけなんですけれども、学校

のほうでは把握しています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 本当に教育長が言われたように、教育長は御存じだったということですけども、やっぱり教員の皆さんもそうだし、これはやっぱり家庭でも、また本当に地域でも、病気としての見方、依存してゲームばかりやっているなどかという、その状況ではなくて、やっぱり毎日4時間も5時間もやるということは病気なんではないかということを含んで考えていかないと、まず治療の出発点につながらないというふうに思います、それはね。

やっぱりさっき言ったように、障害が前頭前野に起こるということは、人によって言い方がそれぞれありますけれども、人間の理性をつかさどるのが前頭前野という言い方をする方もいれば、動物と人間の決定的違いは、この前頭前野が発達したか、しなかったかと、こういうことも言われるように、人間として非常に大事な機能が前頭前野にあるんだと思うんですね。

非常に教育長、大事なことを言われたんですけども、やっぱりこのゲーム障害との関係で一番有名なのは、国立病院機構の久里浜医療センターが依存症治療の一番有名な施設ではあるんですが、大体患者さんは、7割が20代以下、残りの患者さんも3分の1が20代ということですから、大体病院に来る患者さんの8割近くが20代以下ということであるのではないのかなということで、やっぱり教育現場との関わりはどうしても強いのだろうと。ゲーム障害のいろんな中で、発症する問題として、やっぱりうつ病であったり、ひきこもりであったりとか、こういうこととの関連性というのも強く指摘をされていますよね。だから、当然これは学校教育という面でも見過ごせない状況が生まれていると思います。

同時に、やっぱり教員長言われたように、これは学校だけでは無理なんですよね。家族のサポートも必要で、私も自分の子供を育ててくるときは、もう年中ゲームばかりやっているから、もうおまえ、ゲーム機取り上げるぞなんていうふうにやっていた時期もあるんですけども、最近、この本を読んでいると、どうもそのやり方はまずかったなというふうに思うんですけども、ただ、昔のいわゆるゲーム機、ファミコンなんていうゲーム機とのやっぱり質が違う。子供に対する影響が違う。このことのやっぱり違いを考えなければいけないんですけども、親の中には、これからもうパソコンの時代だから、2歳や3歳の子供から、子供がゲームであれ、パソコンになじんでいることはいいのではないかというふうに見ている

親だっていますよね。そのうち飽きるのではないかというふうに見ている親もいます。どうしたらいいのかなと悩んでいる親御さんもいるんだと思うんですよ。やっぱりこういうことを我々真剣に受け止めていくことが必要ではないかな。この久里浜医療センターの院長先生の治療の中での話としては、やっぱり学校へ参加、当然授業に、学校に行けない、ひきこもりになる、社会から閉ざされる。同時に結果的に家庭崩壊したり、子供のパソコンの対応について夫婦の危機が生じるとか、そういう例も、久里浜医療センターでは知見としてはあるようです。これはそうなると学校だけの問題ではないということなんですけれども、やっぱりそういう問題として取り扱っていく必要があるなと思うんですよ。

そこで、ちょっと町長にお伺いしておきたいんですが、話を飛ばすんですが、町長、昨日もちよっと遠慮がちに世界に羽ばたけるような子供をとということを書いてみましたけれども、そこは私は遠慮しなくていいと思うんですよ。逆に言うと当たり前のことを町長は言ってくれたのではないかなと。この間の学校の統廃合等の関係の中で、そういう声自体はあまり言われてこなかったんです。子供、少子化なんだからしょうがないとか、子供の生活、部活動、いろんなことからの視点、いろんな意見もあったし、けれども、学校本来の部分で言えば、町長言われるように、子供の可能性を伸ばしてあげたいんだと。応援していくんだと。それは私は保護者であれ、子供であれ、もっと言えば教職員も大きな励みになる言葉だと思うんですよ。そのことがやっぱり先生のやる気にも、意義というのかな、つながっていることで、使命にもなるわけですから。そういう町長からして、今のこのゲーム障害とかネット依存という問題についてどう見ますか。町長の感想なりをお伺いしておきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 昨日の答弁に絡めての御質問、ありがとうございます。

まず、WHOが2019年にオンラインゲームなどのやり過ぎということ自体がゲーム障害であって、精神疾患だということを認定をしたというのは、認識をしております。加えて、香川県が条例で規制をかけたことに対して、私の記憶だと、健康と権利をめぐる議論という、そういう表題が出ていたかと思えますけれども、やり過ぎではないかという話と、いやいや、これは病気なんだから規制しなければいけないんだという話を、たしかずっと裁判という形でされていたと思います。その内容というのは、オンラインゲームについての利用時間規制とか、スマートフォンについても、たしか中学生以下はある程度時間を限るとか、親御さん、保護者がゲーム利用環境を管理しなければいけないとか、あとはゲーム事業者も自主規制をしなければいけないというような、結構ハードルの高い内容だったと思います。

その結果どうなったかという、つい最近、一応香川ゲーム条例というのが合憲であるという話が出ていたかと思えます。つまり、県がやれることをやったというふうに認識をしておきまして、今、議員御指摘の中で少し私の胸に刺さったというのが、子供たちが遊ぶ環境がないんだという話、それは共働きという、そういうような状況もあるし、遊ぶ場所自体がないという話がありました。そのようなことを考えて、これは県としてできることと、また町ができること、親御さんができること、それぞれが違うんですけども、同じ思いの中で町としてできることをしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 久里浜の医療センターなんかの先生方の、やっぱり治療というのは、ゲームの世界からリアルな世界に戻していく。だから、県もきずなキャンプというような形で、やっぱり青少年の家か何かで1週間ぐらい泊めて、スマホや何かをいじらないで外遊びをして、みんなで食事の準備をして、リアルな生活、みんなそこで話し合ったり、いろんなことをする。そういうものを通じて、やっぱりそれが治療なんですよということの中で、今町長が言われたことも非常に大事なことですけれども、まずとにかく今うちの町の子供たちを守るためには、そういう病氣的な症状の子供たちがいるのか、いないのかなというようなことを、やっぱり調査によってある程度調べていくことも必要だし、やっぱり子供たち、また子育てに関わっている親御さんであり、私なんかはどっちかという、もうじじばば世代になりましたけれども、やっぱりそういう人にも、この病気から守るために何が必要なのか。さっき言ったように、久里浜の先生の方ですね。スマホを買うとかゲーム買うとかいうときには、ちゃんとルールをつくろうよねとか、その後の取組といたって、親も本当に難しい対応をしなければならない。そういう相談窓口なんかも学校に必要なのか、町でつくらなければいけないのかと思うんですよね。学校の先生方にあれもやれ、これもやれと言うのはできないと思うんですけれども、調査を基にして、そういう中から必要な対策をやっぱりぜひ検討していただきたいなというふうに私は思うわけです。ぜひそういうことを病気だということ、そして、病気にしない、子供を守ろうよということが、家族や地域社会の共有できる認識になるように取組を進めていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 貴重な御提案ありがとうございます。

自分もネット依存度判定システムというのをやったことがなかったもので、御質問いただ

いた後に、実際にやってみました。非常に簡単な質問で、すぐにできるもので、ああ、これはすぐに学校でも導入できるな。紹介した校長先生方も、すぐにやっていただいた校長先生もいて、じゃ、早速やってみようかなんていうことを言ってくださいましたので、学校のほうでもすぐにやれるようなことはできると思います。

今までも、例えばちょっとコロナで開催が難しくなってきたりしてしまっているんですけども、学校保健委員会というのがあって、学校と保護者と子供が入ったり、薬剤師さんが入ったり、学校医が入ったり、それでいろんな子供の保健、健康に関することを話題にして、いろんな話し合いをする会というのが開かれていた時期があったんですけども、その中でもやっぱりスマホの使い方、ゲーム機器の使い方等が話題になって、こんなルールをつくってこうねなんていうことが話題になったりしたことがあります。そんなことも含めながら、コロナでちょっと開催できてないところもあるんですけども、あるいは学校の養護教諭が出している保健だより等々で、また啓発をしていきたいななんていうふうに思いますので、本当にありがとうございます。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、ごみの減量化についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、ごみの減量化について伺います。

町としてごみの減量化を目指して、ごみ袋の有料化を行いました。そこで伺います。

1点目に、有料化によりごみの減量化は進んでいますか。

2点目に、ごみの排出量、リサイクル率の現状を、町長はどのように見ておりますか。

以上、お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、ごみの減量化等についてという御質問について、御答弁を申し上げます。

まず、有料化によりごみの減量化が進んでいるかということなんですけれども、今お話にありましたとおり、東伊豆町においては、本年4月より町民から徴収した料金で管理費などを除く焼却費用を賄う目的で、収集ごみの有料化というのを始めさせていただきました。この中で生活系ごみについては、指定ごみ袋に料金分を上乗せする形で有料化を行っております。

す。また、事業系ごみについては、エコクリーンセンター等にごみを持ち込むときに、そのごみの持ち込み量に料金を上乗せする形で実施をさせていただいているという、実は二通りあるというか、2つあるということでございます。一般廃棄物には家庭から排出される生活系ごみと、今お話あったように、事業所から排出される事業系ごみの2種類がありまして、実はこのごみの性格というか、ちょっと違うところがあって、例えばごみ袋に入れて収集する家庭系ごみだと、事業者が自ら収集して、ごみ焼却施設に持ち込む。ごみ袋に入れて収集する家庭系ごみと、事業者が自ら持っていくという、持ち込む系の事業系のごみというのがある、ごみの集め方も違うということが結構ポイントなんですけれども、ここと、あと実はコロナ禍で生活系ごみというのは、どちらかというと増える傾向がある。一方、事業系ごみというのは、どちらかというと減少する。要は経済活動を表しているということで、コロナの中でそれが縮小するということだと思えるんですけれども、ごみの発生する傾向が違うということがあります。

現状、ごみの排出量について、何が原因で増減しているかというのは、今お話ししたように、要はごみの有料化が原因で増減しているのか、コロナ禍が原因で増減しているのかというのが、ちょっと現状では見極められないというふうに少し考えてます。加えて、ごみの排出は季節によって大きく異なってくる。この東伊豆町においても1月から12月の間で、大体傾向が違ってくるというふうに思います。そんなことを踏まえて、でも、比較しなければ少なくなっているかというのをちょっと見極められないので、ちょっと考えてみました。コロナの影響が出る前の令和元年の5月から7月、3か月の月1人当たりの排出量と、今年令和4年の同じ5月から7月、3か月の月1人当たりの排出量を比較してみました。要はコロナの影響を排除したということなんですけれども、事業系の令和元年5月から7月の月1人当たりの平均排出量は18.81キログラム、令和4年で18.89キログラムと、マイナス0.08キログラム減。生活系ごみの令和元年5月から7月の月1人当たりの平均排出量は25.48キログラム、令和4年で21.30キログラムとマイナス4.18キログラム減ということで、ちょっと強引かもしれませんが、事業系ごみについては少し、ちょっと何とも言えないような状況であるかもしれませんが、少なくともごみ袋に有料化部分を上乗せして回収する生活系ごみについては、一定程度のごみの減量化が進んでいるというふうに考えております。

2問目でございますが、ごみの排出量やリサイクル率の現状について、町長はどのように見ているかということで、これがまさにポイントだと思います。まず、生活系ごみに関して、ごみの減量化がある程度進んでいるという今お話をさせていただきましたが、ごみの減量化

ではまだまだやれることがあると思っております。ごみ処理を有料化することは、焼却場の維持管理費をその収入で賄うということで、受益者負担の考えになると思うんですけれども、その意味からも、方向性は全く正しいと思います。ただ、ごみ処理を有料化するだけでは、本当のごみの減量化はまだまだつながらないのではないかなというところをちょっと考えておまして、現在、ごみは少々ごみ袋代を払ったとしても、一旦捨ててしまえば業者さんが回収をしてくれて、自分の目の前からなくなるわけですね。そんなふうに感じている方が多いのではないですかね。あまりごみの量を気にするという方が意外に少ないのかもしれない。実はそれは私は違っている、もう考え方を変えたほうがいいのではないかなと思っております。ごみが増えれば増えるほど、ごみを出した本人に、ブーメランのごとくコストとして返ってくるというふうな認識を、もう少し持つべきではないかなと思っております。

東伊豆町のエコクリーンセンターは、建設から15年たった2018年に、これまで稼働し、負担を強いられてきた焼却炉の大規模な改修工事に着手しました。これは当然、水分量の多い生ごみを例えば燃やすと、しかも多量に燃やすということはそれだけ負荷がかかるということで、改修時期が短くなっていくということでもあります。総事業費は約30億円、東伊豆町が単独で負担している金額だけで言うと、約6億8,000万円、この建設費用の一部を、ここが大事です。東伊豆町民がみんなで負担しているということになります。町民への負担を少しでも下げる取組は町としてもしっかりとやらなければいけないというふうに思っております。そのやり方の1つがごみの分別だというふうに、今のところは感じております。

ちなみに、徳島県の上勝町においては、廃棄物量を抑え、焼却埋立てごみの排出をなるべくゼロに近づけるということを目指して、その結果、ごみのリサイクル率を約81%、これちょっと信じられないぐらい高い値なんですけれども、という高水準という結果を出しているという町もあります。ごみが増えればそれだけ自分に負担が返ってくるということで、ごみは混ぜればごみだけれども、しっかりと分別すれば資源にもなるという、この意識を、町民の皆様方に広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 大体、町長の認識で私も同じであろうかなと思っておりますけれども、やっぱり有料化だけでは減っていかないです。実は、私は有料化するというときに、その条例には反対したんです。反対したのは何かと云ったら、値上げすることしか考えてい

ないからです。やっぱりそれは町長、結果として、この4月以降回覧板で出たのは、ごみの袋が変わりますというこのチラシ、この1枚。それと、区の回覧板でA3の裏表、出し方変わりますよというチラシあります。でも、共通していることは、減量化しましょうなんていうことは書いてありません。こういうことですよ。だから、やっぱり意識がなければ行動にならないわけですよ。行政が意識ないんだから、町民がどうなるのかということになると、先ほど町長言ったように、私も変えましたよ。あのごみの出す月水金に毎日出していたやつを、今は週できれば1回か2回にしようと。何のためにいったら、昨日の一般質問でもありましたけれども、私も要らなくなった紙なんていうのも、くしゃくしゃとってごみ箱に入れていたやつも、伸ばして、それだけ入れる箱をつくって、要らなくなったもの、古くなったものをやると、これはこれでまた1束できて、これをリサイクルで水曜日に出すというふうなこともしてます。

だから、でも、そうなんですけれども、やっぱり今のままでは変わっていかないし、そこでやっぱり一番問題があるのは、目標がちゃんと設定されてないということに一番私は問題があるんだと思うんですよ。例えばこれはオープンになっているわけですけども、環境センター、東伊豆町、河津町で出している循環型社会形成計画というか、ごみ焼却場に絡んだ計画、この中での減量化目標というのは、5年間で12%ですよ。この12%はどの程度の量かと言え、町が出しているひと・まち・しごと計画で、人口推計している人口が1万1,000人から9,300人に減るというふうな数と、ほとんど一緒ですよ。だから、ごみの減量化をあえてやらなくたって、ごみの量は、人口がその程度減ってくれるから、減るんじゃないかと、こういう目標設定をしているわけだから、真剣になる必要がないんですよ。これでは駄目ではないかなと思うんですけども、町長いかがですか、この点。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まさにほっといても人口が減る分、ごみの量が減ることだと思いますので、目標設定がされてないということも、確かに問題というか、設定したほうがいいかなとも思いますが、個人的に言うと、町民にごみを分別するためのインセンティブをどうやって持ってもらうかという工夫が足りないのかなというふうに思います。その工夫についてはいろんなやり方があるかもしれません。分かりやすいのは、ちり紙交換ですけども、古紙を出したらトイレットペーパーが返ってくるという、あれはまさに大きなインセンティブですけども、それができるのか、できないのか。できないんだったらどういうやり方があるのかも含めて、

これからしっかり検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、これからのこのごみの減量化って、やっぱり2つのポイントが大事ではないかなと私は思っているんですけども、1つは、町長も理解されて、これを町長に言うのは全く何かおこがましいなというところがあるんですけども、やっぱり町長、1つはSDGsという考え方の中で見ていく必要があると思うんですよね。国の地球温暖化促進法の改正によって、来年度以降、地方公共団体の実行計画策定なんていうことが法律の中でもうたわれて、地方自治体においても、やっぱりクリーンエネルギー、再生可能エネルギーの問題であったり、温暖化の要因である二酸化炭素のやっぱり削減について、それは菅内閣のときに、2013年比で2030年、46%削減ということをして国としては閣議決定もして、そういう目標を設定した中で、この46%をやるためには、企業や何かをお願いするだけではなくて、国の機関も地方公共団体も温暖化に対する計画を策定して頑張りなさいと、こういう方向づけが1つなされていると思うんですよ。

そうすると、やっぱり当然冷房や暖房の温度を1度上げたり下げたりとかいろんなこともありますけれども、やっぱり二酸化炭素の排出ということで考えると、町長も昨日から言ったように、水分が多い重油を使って燃やしていく。もう本当にエネルギーのロス、また二酸化炭素の排出というような面では、一番大きな町の課題というのは、やっぱりエコセンターにおける焼却という問題になってくるんで、このSDGsという考え方、やっぱりそれは地球を守り、自分たちの人間の生活を守るわけですから、この視点からも、ごみの減量化はやっぱり避けて通れない問題になっているから、しっかり計画を立てるといことと町長、先ほど答弁でも言われたように、やっぱり財政問題も避けて通れないわけですよ。町長、本当に言われたように、たしか建物建設時は全体で建設費が35億ぐらいだったですかね。15年たった。炉だけ改修しますよといったら、炉だけの改修で30億かかる。もしそのままの状況で今度改修するといったら、炉と建物全体、附帯設備なんか改修すると60億ぐらいになるんだとか、こういう話ですから、やっぱり人口が減って町の財政も厳しくなる中で、このごみの焼却は必要なサービスでもあり、部分なんだけれども、財政の問題から考えても、ここに大きなお金を出し続けるということについては非常にやっぱり無理もあるので、私は、町長、先ほどの答弁で言われたように、昨日から町長言っているんで、恐らくそういう全体の問題としてやっぱりSDGsを含めて、ごみの焼却という問題も含めて、ちゃんと新たな計画を

つくり、目標をつくって取り組んでいただけるのかなというふうに、昨日の話も聞いていて  
思いましたけれども、それはそういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、SDGsについてお話が出ましたので、少し触れさせていただ  
ければと思います。

御存じのように、地球温暖化が進んできて、その中で当初は持続可能な開発という言葉で  
進んできたものが、このSDGsにブラッシュアップされてきたという認識であります。ま  
さに気候変動、地球を守るという、最近雨の降り方も随分変わってきたし、町民はそれを感じ  
ていると思いますけれども、小さなことからという意味で、なるべくそういうことでSD  
Gsに取り組むという話もあるんですが、先ほどからインセンティブというお話をしたん  
ですけれども、やっぱりお前やれと言われてやるよりは、自分がやろうと思ってやるほうがい  
いのかなというふうに思います。

そこで、SDGsの私なりの考え方の1つというのは、これからインバウンドを誘致をし  
なければいけないという中で、恐らく諸外国の価値観というのは、このSDGsについては  
日本よりもさらに上回っていると思います。言い換えるならば、海外の方々が自分の訪れを  
観光しようと思ったときに選ぶ1つの選択肢として、SDGsの取組が多分効いてくるん  
ではないかなと個人的には思っています。まず世界の中から日本が選ばれて、日本の中から伊  
豆地域が選ばれて、さらにその中から東伊豆が選ばれるような1つの戦略として、このSD  
Gsをしっかりとやっているということはいいいんではないかなと、個人的には今思っており  
ます。観光という面でこれをしっかりと進めればお客さんが増えるという、間接的にそういう目  
標というか、インセンティブが働けば、その取組というのは進むんではないかなというふう  
に思ってます。そんなことも考えながら、具体的にいつまでにとかという話はちょっと現状  
なかなか言えません。それは役場のマンパワーの話もありますし、いろんなこともあるので。  
ただ、気持ちとしては、この辺の取組はしっかりやる必要があるというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） でも、町長、全体的なあれは確かに今言われたとおりで、町長にお  
任せしますけれども、やっぱりさっき町長も言ったように、まだ今の状況でやっぱりやり残  
した部分、昨日の一般質問でも、いろいろ紙の問題とか食品残渣の問題、いろんなあれもあ  
りました。やっぱり私は実は前にも一般質問で取り上げたんですけれども、例えば鎌倉市な

んかがつくっているごみの処理の冊子のような、やっぱりもう一回啓蒙をして、細かく町民にこういうことができる、またこういうことをしましょうよというようなものが、やっぱりこうやって分けなさいという指示だけではなくて、もっとやっぱり必要だというふうに思うし、町長が言われたように、なるほどインセンティブという考え方があれば、それを組み合わせることは非常に有効なのかなというやっぱり思いはありますが、本当に有料化しただけで、あと言ったもので多少コンポストも対象になったり、少しは増えましたけれども、まだ町の取組としては十分な意識が町の中にもないし、町民には伝わってないので、ここをやっぱり改善していくことが非常に私は大事だというふうに思っております。ぜひそういう視点で、まだ不十分だと思うこともあるようですから、不十分なものをぜひ十分な形に町民の皆さんに働きかけをしていただきたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今御指摘の点も踏まえながら、役場の中でしっかりと議論、検討をして、町民にしかるべき対応を図っていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、国民健康保険事業基金の活用についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 国民健康保険事業基金の活用についてを質問します。

一時期は数千万円ぐらいしかなかったんですけども、最近は国民健康保険事業基金が増加をしているようです。そこで、町の対応についてお伺いいたします。

現在、国民健康保険の事業基金の残高は幾らぐらいありますでしょうか。

この基金を活用する考えがあるとすれば、どういう方針であるのか、そのお考えをお伺いします。

3つ目に、難聴が認知症の誘発要因の一つと言われており、難聴対策の一つとして、補聴器の購入等に対する助成を行ってほしいなというふうに私は考えていますが、その点はいかがか。

4点目に、一時は健康づくりのまちということで、いろいろ町を挙げて健康づくりに取り組んだ時期もありますが、その後、その取組も消滅しておりますが、しかし、町民の皆さんは、まだトレーニングをする仲間たちや歩いたりする人たちが非常に多く存在しております。そういう中で、トレーニング機器や運動の補助器具を購入するということに活用できないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

第3問、国民健康保険事業基金の活用についてということで、1つずつお答えをしたいと思います。

まず、残高は幾らかということですが、国民健康保険事業基金の残高は、令和4年3月31日現在で、残高3億9,454万7,597円となっております。

また、この基金を活用する考えがあるのかということにつきまして、まず、国は保険料水準の統一を今目指しているところでありまして、本件におきましては、令和9年度までに到達可能な段階の保険料水準の統一を、実際に目標としております。保険料水準統一に関わる取組の結果、当町におきましては、事業費納付金が現在の額より実は増えることが見込まれております。納付金額が増えれば、被保険者の税負担は増えることとなりますので、このことから、納付金増による税率改正の際の激変緩和措置として、この基金の活用を今考えている。要は被保険者の方々が大変なんで、その大変さを少し和らげるために使いたいということでございます。

次に、具体的に基金の活用の中身に御提案ということであると思っております。

3番、4番につきましては、同じような内容ということなので、一括して御答弁を申し上げます。

まず、被保険者に過度の負担をかけないために、まず納付金、先ほどお話ししたように、納付金の増による税率改正の際の激変緩和措置等の保険料水準統一に向けた取組、これをまず最優先でやりたいと思っております。どれぐらいかかるかというのがすごく大事なところなんですけれども、仮に国民健康保険事業基金の活用をする場合は、激変緩和措置をする必要がなくなった状況をまず十分に確認をしてから、それでも基金がまだ余っているという、こういう状況が生まれたらということでもありますけれども、基金の趣旨に合った活用を検討したいと思っております。幾つか今御提案をいただきましたけれども、その趣旨についてなんですけれども、国民健康保険事業基金の活用につきましては、基本的に全ての被保険者が恩恵を享受できる形で運用することが望ましい。つまり被保険者としてお金を払っていて、その払っている方々の恩恵を考えなければいけないということで、それを踏まえまして、今御提案をいただいた内容につきましては、補聴器の購入にしてもトレーニング機器や運動補助器具の購入

にしても、ちょっとその趣旨からずれるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そうなんです。3点目、4点目は、それは知っていて質問したんですけれども、補聴器の問題なんかも、一般財源があって、潤沢ならできるよとか、あと福祉基金がもうちょっとあればなとか思うんですけれども、福祉基金も3,000万、4,000万のレベルだとどうなのかな。ただ、福祉基金も私が知る限りでは、現在の保健福祉センターを建設したとき以来、一度も使ってないですよ。その後はね。だから、町民に広く役立つ使い方もあるんだろうし、一般財源が非常に厳しい中で、3億8,500万弱ある、この国保の基金というのを有効に活用したいな。何しろ今本当に町民の皆さんが、いきいきセンターであれ、保健センターであれ、自転車こぎに行き、またクロスカントリーコースをやっぱり歩いたり走ったりするという人がまた多いですよ。また熱川の海岸あたりの県道を散歩される、そういう方が本当にそれはそれで健康づくりということで、まちづくりやった名残というのか、そういう遺産というか、そういうことがあって、やっぱりこういうお金が生まれているのではないのかな。そう考えると、先ほど町長言ったように、頑張っている町民に、やっぱり少し先ほどの言葉ではないけれども、インセンティブではないけれども、何か本当に還元していくようなことに活用できないのかなというのが、1つの趣旨であります。

町長の言われたように、確かにこれから国の国保税なんかの標準化とかいろんな形の中で、増える納付金に対応するという事は1つの考え方としては分かります。ただ、そういう点で補聴器の問題、本当はできれば福祉基金や何かの活用で何か対応できればなと思うんですが、ただ、町長、4番目のトレーニング機材、機器の問題について言うと、町長の所信表明等々でも言っておるような、いわゆる今の国も中心的に言っているフレイル対策というような部分で、今も一生懸命やっていますけれども、やっぱりこういう視点から考えると、あそこの部分は、まだ人材のいろんな部分では必要な機材も不足しているのではないのかな。そういう部分では、まさに健康づくりという部分で活用はできないのかな。介護保険は全くそういう点は活用できないものと認識をしておりますので、そういう国保の基金の活用の仕方ということについてはお考えいただけないのかなというふうには、これは町長の事業推進にも関わってくるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

福祉基金の活用みたいな話も含めてお話をいただきました。現状でやれることという、まず1つ考えられるのは、既に行っている施策で、うまく、まだ目詰まりを起こしているとか、ちゃんと活用し切れてないところをもう一度見直してというところもできるんじゃないかなというふうに思っております。例えばトレーニング機器のところにつきますと、東伊豆町では、既に東伊豆の健康マイレージというお話をやられています。昨日の答弁でも話しましたがけれども、町ではスマートフォンの高齢者の購入という話もやっている中で、例えば世の中では、紙媒体ではなくて、スマホのアプリでマイレージをためていくという取組もあろうかと思えます。同時に、今議員の御指摘の中で、健康へのまちづくり、健康を使ったまちづくりの中でインセンティブというお話もありましたので、例えばこの辺の技術を使ったインセンティブの構築みたいな話もありかと思えます。ただ、これは今、私が勝手に言っている話なので、具体的にどうなるかというのはまだ分からないところではありますけれども、まずは今あるものをしっかりと見直して、やれるところをしっかりと目詰まりを取っていくという作業をしていきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員より、一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、熱川地区の観光整備と入湯税の在り方についてを許します。

7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) よろしく申し上げます。今回3問通告しております。順に質問をさせていただきます。

まず、1つ目として、熱川地区の観光整備と入湯税の在り方についてということで、3年ぶりに行動制限のない今年の入り込み状況は、各温泉場ともおおむね回復してきていると見受けられたが、熱川地区の観光整備と入湯税の在り方について問う。

(1) 熱川海浜プールと高磯の湯については営業を休止しているが、状況はどうなっているのか。

2、ここ数年、温泉やプールの配管の老朽化が目立ち、その改修に苦慮する面が見られる。応分の負担を求める意味から12歳未満の免税者にも入湯税を課し、その財源をプール等の整備に充てることも考えるべきと思うが、町長の考えは。

3、昨年の入湯税の12歳未満の免税人員は何人か。

4、北川地区の観光地域づくり整備事業について、その概要と整備の状況は。

以上でございます。

○議長(稲葉義仁君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 須佐議員から3問の質問をいただく中で、まず熱川地区の観光整備と入湯税の在り方についてということで、関連してお答えをいたします。

まず、熱川海浜プールと高磯の湯についてということですが、熱川海浜プールにつきましては、毎年多額の補修費により施設の機能を維持してきましたけれども、建設から60年が経過をし、漏水が収まらない状況になっており、復旧には大規模な改修、ほぼ新設に近い工事が必要になるということでございます。

また、プールの運営に関しては、熱川温泉観光協会が開設、当初より運営を担っていましたが、近年の収支状況が思わしくないことから、芳しくないことから、運営もままならない状況となっていました。このようなことから、大規模な改修を賄う財源がないこと、運営を担う団体がないこと、また、町として現在公共施設の統廃合を含めた見直しを進めていることなどの理由により、今年度より施設を閉鎖しております。

プールの利用者数は、コロナ前の令和元年で2,687名、令和2年度で1,398名、去年は905

名となっております。一方で、プール修繕関係とライフセーバーにかかるコストが毎年400万円程度あることから、1人当たりの利用者に対する経費は、コロナ前の令和元年で1,488円、昨年については少し増えまして、4,419円となっております、利用者数に対する費用コストの高さが数値的にも表れております。

高磯の湯につきましては、熱川温泉観光協会の施設で、運営管理は熱川温泉観光協会が行ってきました。近年は利用者の減少により、赤字分の補填に苦慮している状況が続いたことなどの理由から、昨年、熱川温泉観光協会より、8月下旬以降、施設を閉鎖する旨の連絡があり、現在に至っているということでございます。

続きまして、熱川地区の観光整備と入湯税の在り方ということでございますけれども、入湯税は鉱泉浴場、いわゆる温泉でございますけれども、の利用に際して課税されるもので、旅館への宿泊、飲食等により娯楽性の高い相応の支出が見込まれ、そこに課税根拠を見いだしているものでございます。したがって、担税力、税金を担う力でございますが、通常予想されない12歳未満の子供への課税につきましては、家族連れなど特定の宿泊客の負担増を招くことにもなりかねず、現時点で課税には慎重な検討が必要だと考えております。入湯税の用途は、観光施設整備などに目的税として使用されておりますが、プール等の整備を行うには多額の費用が必要となりますので、費用対効果などを考慮し、今後、入湯税の引上げをする際に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、昨年入湯税、12歳未満の免税人員は何人かということでございますが、令和3年度入湯税の12歳未満の課税免除人数は、3万2,899人となっております。

また、北川地区の観光地域づくり整備事業について概要、また整備状況についてということでございますが、静岡県の観光地域づくり整備事業補助金の交付条件である観光地エリア景観計画の策定を、昨年度北川地区で行い、北川区や観光関係者を交え、ワークショップ形式で整備計画を立てました。整備の内容については、北川ねこさい広場の整備工事、北川築城石公園トイレの改修工事、北川遊歩道街路灯取替え工事の3件について県の認定を受け、交付条件である令和4年度から3年以内の期間に整備することとなっております。

整備の状況ですが、北川遊歩道街路灯取替え工事については、本年度の当初予算に計上され、現在、取替え工事が行われております。北川ねこさい広場の整備工事及び北川築城石公園トイレの改修工事は、次年度以降の施工となりますが、整備の詳細については今現在、北川区や観光関係者が中心となり、ワークショップ形式で意見収集を行いながら設計に反映させるように進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） まず、そちらの掲示板に写真を掲示しております。左上が熱川海浜プールの様子です。今年地元のお母さんたちからもよく聞いたのが、これまでプールへ子供たちを行かせていたんだけど、プールがなくなってしまって非常に困るという声を多く聞いております。私も観光業に従事していますので、お子さんたちがプールへ行くということは毎年のように見るわけなんですけれども、特に熱川YOU湯ビーチ、波が高くなると、海に入れないということ、そういうこともありまして、私もプールの需要は大きいんじゃないかというふうに思ったんですけれども、年々減っていると今報告がありましたが、これはコロナ禍であるということも影響しての原因ではないかと思うんです。今、この町をやはり子供たちに売り込んでいくということを考えると、このプールの整備というのは、これはもう必須条件ではないかと思うんです、観光地としては。これから需要も回復していきますし、そういった中で、このプールをしっかりと整備してやっていくということを、検討課題として考えていただけないかなというふうに思っております。

また、高磯の湯についてですけれども、これまでの経緯を様々関係者の方から伺ってはおります。プールの指定管理者が、同様に高磯の湯もこれまで管理してきたという経緯もあったかと思えます。その指定管理者の熱川温泉観光協会が町の観光協会に統合されるという経緯があった中で、これは町の観光協会がしっかりそのこのプールも高磯の湯も管理して、これからやっていくというのが、新たな観光協会の使命としてそれはあるんじゃないかというふうに私は思っているんです。その辺のところ、いま一つ町長からは前向きな回答が得られなかったわけなんですけれども、そのことについてもう一回町長にお尋ねします。その辺どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 管理等、観光協会ということで、あくまでも民間ベースの話であるというふうに認識をしております。施策的な面で御意見を申し上げることは可能かもしれませんが、そのところについては、まずは観光協会御自身でしっかりと考えていただくことが重要かというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 老朽化がここのところ目立ってきているということで質問させていただいているわけなんですけれども、私、この入湯税の問題について、これまでも2回質問をしていました。最初に、子供入湯税について提案したというのが平成26年の9月でした。2回目が平成30年の9月ということで、不思議と4年に1回、しかも9月議会で同じような形でこれを質問させているということがあるわけなんですけれども、これは目的税として入湯税があるわけなんですけれども、12歳未満には課税されないという点があります。ただ、同じように温泉を利用して、子供も温泉に入る。宿泊料金の差は大人と子供があるにせよ、温泉に入って温泉を楽しんでもらうという形に関しては、150円かどうかは分からないですけども、入湯税を出していただくということは、私はこれはあってしかるべきではないかというふうに思っております。

これまでも議論させていただいた中に、お隣の伊東市は、小学生以下、6歳未満は免除されていますけれども、にも入湯税を課している経緯がございます。全国的には少ないかもしれないですけども、そういう形で、近隣でも入湯税を子供に課しているところがある。

また、今その子供入湯税に関して言いますと、税というものが、町長も今ふるさと納税のことをいろいろ話をされていましたが、税というものが、寄附というものと等しいもののような感じで一般的に周知されつつある中で、お子さんが100円、150円というお金を出していただいて、それでプールなり子供が利用する、そういう施設というものを少しずつ整備していくという形というのは、これはあるのではないかと。町長が今回よく使われる言葉に、インセンティブという言葉が町長、言われますけれども、入湯税を払ってくださったお子さんに、東伊豆町に次に訪れたときに、何かチケット、それこそプールに入れるような入浴チケットですとか、プールのチケットですとかというものを考えてあげるとか、ステッカーみたいなものを差し上げるとかというようなことも1つのインセンティブで、そういう形の中で、はなから諦めるのではなくて、少しずつ整備にお金をかけるということが大切なんではないかというふうに思っております。

今、12歳未満の入湯人員というのを伺いましたところなんですけれども、3万2,899人です。よろしかったですか。ちょっと数字を一応確認させていただきたい。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) 数字につきましては、3万2,899人ということでございます。

○議長(稲葉義仁君) 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) そうしますと、今電卓をちょっとはじいてみますと、493万4,850円という形で、数字が150円で計算しまして全員で掛けますと、こういう形になる。そうすると、年間それぐらいの額の税が入ってくるということ。この使い道は観光だけに使われるということではないと思いますので、安易に言えませんけれども、それなりに補修ですとか改修に使われる金額は入ってくるということになると思うんです。そういった形で考えていかないと、少しずつ薄く、広く、もう税も考えていかないと、なかなか町も立ち行かないんじゃないかと思いますので、もろもろ今申し上げましたけれども、その辺について町長、お考えをお伺いします。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) まず、税金が寄附と同じというのは、若干違うんじゃないかなというふうに、何となく感覚で思います。

それと、インセンティブとしてお子様に何かを配布するということについては、価格を上げておいて物で返すというのは、何かちょっと意味が薄れるのかなという、本来ならばインセンティブを与えるならば、感情的なものとか、気持ちに残るとか、そんなことなのかな。魅力とか、そういうことなのかなと、ちょっと今お話を聞いて思いました。

税金は確かに直接的に収益というか、町が使える財源ということに直結をしてくると思いますけれども、間違いなく、それはどこかに負担を強いているという話になります。我が町は、観光地でございまして、観光産業というのは非常に大きな柱になっている中で、まさに入湯税というのは、その観光に関わる大変重要な税金であると同時に、その扱いについては現場サイド、観光業の皆様方の考え方、今はコロナ禍で入湯税を上げるということ自体を自粛というか、やめているということもありますし、その辺は、しっかりと現場の話を聞きながら考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○議長(稲葉義仁君) 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) もちろん税は寄附イコールではありません。ただ、今ふるさと納税という概念が広まっていく中で、100円とか150円というような形のものは、この町に少しでも還元されるということのお話をさせていただいたというところでございます。冒頭にももちろん観光で訪れる方もそうなんですけれども、町民の方もよく利用していたということもありますので、これは先ほど、町長、観光協会が主体的に考えるべきではないかと思っております。

ということでありましたけれども、全く諦めることなく、やはりどういう形で残るかどうかということ、これはプールもそうですし、この高磯の湯も、やはりああいう大海原の前で温泉に入れる、露天風呂に入れるというところはそんなにないと思います、全国でも。楽しみにしている方も多いと思います。人数が減ってきた。なぜ減ってきたのかということを考えていかなければいけないのではないかと、逆にね。増やしていくためのその考え方を町や観光協会に期待するところがございます。

それと、北川の観光づくり整備事業ということで、今お話を聞きまして、ワークショップ形式でされるということで、地元の声を十分に聞いて進められているということは非常にいいことではないかなというふうに思います。ねこさい広場については、今それこそコロナ禍でやっていませんけれども、4月ですか、5月、春先に、週末に多くの方が魚を食べに来ていらっしゃるというようなこともあります。その辺のところの整備と、やはり大切なのは、地元の北川で定置網で捕れた魚を財源にして、それを食べていただいているということが大切なんではないかと思うんですよね。そういった意味では、北川漁港というのは町の漁港でございますので、その辺のところの管理もしっかりやっていただきたいなど。漁をするのに際して、何ら不便がないような形の取組と、応援していつてあげてもらいたいなというふうに思います。

また、トイレ等も改修ということで、築城石公園ということで、築城石のうちの町の歴史的に、かなり私も築城石が好きですし、大事にしていかなければいけない部分だと思っていますので、やっていただきたいなというふうに思います。何にせよ、非常に温泉場の旅情を誘うような、そういうような形の取組というものはされていると思いますので、街灯の整備とかありますので、その辺のところをやっていただければなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 北川地区におきましてはいろんな取組がされていて、物ではないですけども、ムーンロードという話が以前からあって、最近はそのムーンロードを題材にした新しいビールが発売をされたり、いろいろ地域一体となって観光の盛り上がりに取り組みされているところだというふうに認識をしております。

漁港の整備をもう少しという話がありますが、あそこはたしかスキューバダイビングの活用もあったかと思えます。それなりに民間の方々も使われているという中で、地域の方と話をしながら、あとは位置的な話もいろいろあると思うんですね。ポジションというか

ですね。その辺も含めて、隣接する温泉街と港等のちょっと距離感というか、そこが少し動線が問題があるという指摘も受けている中で、ねこさい広場の整備をやることによって、そこをつなぐ効果もあるというふうに思います。言い換えるならば、ねこさい広場から見れば、その漁港がしっかりと見えてくるということもありますので、そこの状況を踏まえながら、あの地区の方のお話も伺いながら、もし効果的な策があれば検討していきたいというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、町が保有する源泉についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 2問目としまして、東伊豆町が保有する源泉についてということで質問させていただきます。

町が保有する源泉について、以下の点について伺う。

1、町が保有する源泉は何本あり、管理状況はどうなっているか。

2、当町は温泉が豊富な町として知られるが、町民がその恩恵を享受できていない。町源泉を開放して温泉を安価に販売してはどうかと考えるが、いかがか。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問について、町が保有する温泉についてということで2問いただきました。

まず、町が所有する源泉は何本か、あと管理状況についてでございますが、現在、町が所有している源泉は6本で、そのうち町が使用しているのは、白田浜源泉の1本のみとなっております。管理は町内の業者に委託をしているという状況です。また、その白田浜源泉は改修に2,400万円ほどかかる見込みとなっております。給湯しているのが12件から頂く温泉使用料では賄えないという状況もございまして、来年3月末で休止をする予定で、今調整を行っているところでございます。

その町源泉を開放して温泉を安価に販売してはどうかということですが、今お話ししたように、来年3月に白田浜温泉を休止する予定となっております。利用できる温泉がこの時点では休止ということも含めると、使えなくなる。使うところがなくなるということ

でございます。温泉の維持管理には多額の経費がかかるため、現状では、未来永劫ではないですよ、現状では温泉の販売は考えていないということでもあります。

ただ、温泉の町として町民がもっと温泉に親しむ機会があってもよいのかなど、個人的には思っております、加えて、温泉は地域にとって大きな資産でもありまして、一方で、維持管理を考えると難しい問題も山積をしているというところでもあるのも事実であります。難しい問題ではありますが、どうしたら町が保有する温泉を活用できるかということ、今後いろいろな方の御意見も聞きながら検討はしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、源泉の本数をお伺いしたら6本あるということでした。ちょっと私が把握しているところが、白田浜の今説明いただいた1本と、それから、今日またこちらの掲示板にも貼らせていただきましたが、右の上のところですね、良寛の湯という源泉がございますけれども、この2つぐらいかなと思ったんですけれども、あと、その4か所を、もしあれでしたら、資料をまた出していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この良寛の湯はアスト会館で使われていたものということで記述されております。その下にまた写真を載せておりますけれども、この左側が隣の河津町で温泉を供給している温泉スタンドでございます。右側は、たびたび出てきているんですが、私の家内の実家の下呂温泉のほうで供給しているところでございます。河津町のほうは、これは町で運営しております。大体200リットルで100円という形。小分けもしてまして、20リットルで10円という形での供給なんですね。私がちょうど写真を撮りに行きましたところ、くみに来ている方がいたので、その方が写真撮っていいよということで写真撮らせていただきまして、左下。このような形で皆さん、軽トラにタンクを積んで買っていらっしゃる方が非常に多いということ、これは役場のほうにもお電話でちょっと取材させていただきました。そういう回答でございます。

下呂温泉のほうは、こちらは下呂温泉事業協同組合という、これは町がほぼ関与していないようですけれども、そういう組合が運営しているところで、200リットル150円、300リットル200円で供給されているということでございます。移住者の方なんかも、その温泉目当てにという方もいらっしゃるようで、非常にそこを利用されている方が多い。河津町の温泉事業経営戦略ということで見ますと、現在、第2次給湯期にあるということ、これとはまた

別で、配湯しているんですね。水道と同じように、水道温泉課さんだっただと思えますけれども、お問合せしましたら、同じように温泉を管で配湯してまして、今、河津町は3,333世帯、これは経営戦略のときの世帯数ですけれども、今若干どうなっているか、ちょっと増えているか、減っているかということですが、そのうち480世帯が利用されているということです。5か所の源泉から配湯されている。その管によって配湯されるというのが1立方メートル当たり420円で配湯されているということで、職員の方がお話いただきました。これは黒字であるということです、大事なことは。黒字で運営されているといういうことがございます。

まず、今の町長のお話ですと、なかなかやはり3月の末に12件配湯されている方もやめなければいけないという切実な状況もあるような中で、思い切った考え方の転換をしながら、今、町長が言われたように、温泉を町民の人たちが享受できるようなことも考えていかなければいけないのではないかというふうに思うんですよね。そうしたときに、この良寛の湯というのは、場所が白田のちょっと奥まったところにございますけれども、ここはそういう形の取組ができるのではないかなど。その取組というのは、この河津や下呂温泉で見るとような温泉スタンドというような形のものでできるのではないかなどというふうに思って、今日質問させていただいているんですけれども、そのことについて町長は、いま一度御答弁いただけますでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 良寛の湯については、良寛という名前がついているということで、かなりグレードの高い源泉だという話は、以前聞いたことがあります。なかなか名前はつかないらしいですね。第何号とか数字でつく場合はあるけれどもということで、その認識はあります。現状、白田のほうの源泉を一応休止ということにしたのは、廃止をしてしまうとなかなか復活ができないということもあります。現状で何ができるかということ、ちょっと時間もかかるし、いろいろ課題があろうかと思えます。現状、考えられる課題については、少し私よりもちょっと担当の課のほうから説明をさせていただいたほうがいいのかと思えますので、少し御説明をさせていただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） まず、温泉スタンドの関係ですが、今、河津町の例をお示しをしていただいたんですが、実は賀茂で言うと西伊豆町、河津町、松崎町が温泉スタンドをやっております。ただ、この温泉スタンドの意味が、それぞれの町が企業会計で温泉の配湯を行っております、河津町は先ほど480世帯ということでしたが、西伊豆町は270件、松崎

町は348件ということで、かなり広範囲にお湯の給湯事業を企業会計として行って、独立採算で実施が可能だということで、例えば西伊豆町ですと営業収益が8,200万円、松崎町は営業収益が5,400万円ということで、温泉の給湯事業がしっかりとしている上で、温泉の給湯の区域外の方に、じゃ、どうするんだということで、温泉スタンドを補完的にやっているということです。そこには当然企業会計ですので、しっかりと職員が配置をされて、企業会計の中で、その他の配湯事業から出る収益と同じところで事業をしているので、温泉スタンドも維持できているというような状況でございますので、当町のように今使われている方が12件で温泉スタンドをやるといふことと比べると、全くちょっと背景が違うというところがございます。

温泉についてはかなり維持費のほうがかかっておりまして、通常のメンテナンスだけではなくて、5年に一遍とか10年に一遍、かなり大きな改修工事が必要になってくるということなものですから、その使われる方が少ない中でそれだけの税金を投入していくというのは、なかなか難しいのかなと。あと温泉スタンド以外の配湯事業についても、これからかなりのスピードで人口が減っていく中で、先ほどのプールの件もそうでしたが、町とすると、公共の資産を減らしていかざるを得ないというような状況がある中ですので、そういった新規事業をやるに当たっては、かなり慎重な判断が必要になってくるのかなというように考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今現場の説明もありましたけれども、結局、その配当、管によってお湯を供給するという形になりますので、契約金ですとか、そういったものが発生しますよね。そういった形の中でうまくやりくりしているということだと思います。河津町のその方の話によっても、温泉スタンドだけでそれで利益が出るかという、いや、なかなかそれはという話がございますので、うまくその辺のところ、企業会計として、町長がよく言われる稼ぐ力みたいな形のを、町もこれから戦略打って、企業として、企業会計のほうも十分活用しながらやっていく必要も、前向きにそこをこのところを検討していく必要もあるのではないかな。それによって町民が温泉に入ることができる。また、町でやるのが非常に難しいのであれば、委託という考えもあるかと思っておりますけれども、そのような形の中で、決して後ろ向きではなく、前向きに、この良寛の湯というのが、今町長言われましたけれども、これが配

湯できれば、茂樹の湯でもいいと思うんですよ。冗談ですけどもね、ごめんなさい。そういうようなことも含めて、前向きに町長、やっぱり見ていくということが必要だと思います。最後にお聞きます。どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 実際の気持ちの面で温泉を活用したいというお話と現実問題、そのほかの町とは状況がいろいろ違うという話、加えて、これからこの町の人口はなるべく増やそうというつもりでは努力はしようと思っておりますけれども、現実問題、なかなか急激に増えるわけでもないという中で、様々なものをコンパクトにしていくという考え方もやっていかなければいけないと。いろんな課題がある中で、すぐに現状、これはすぐやれるというふうにはなかなか言えないのが現実だと思っております。ただ、先ほどお話ししたとおり、温泉というのは我が町の資産でもありますし、その辺と、あとは町民が温泉にもう少し親しめるような、そんなふうになればいいなという思いの中で、現実も直視をしながら、やれる施策をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、次世代へつなげる防災対策についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 次世代へつなげる防災対策についてということでございます。

次世代へつなげる防災対策について、以下の点について伺う。

1、町長は、所信表明の中でも防災対策について強い関心を示されたが、9月1日の防災訓練を見てどのような感想を持たれたか。また、現状の課題は何か。

2、津波浸水区域にある当町の庁舎において、災害対策本部機能の確保については大きな課題があると考えてるが、今後の方向性について伺う。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問、次世代へつなげる防災対策についてということで質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、9月1日の防災訓練を見て、その感想、現状課題ということでございますが、先日の防災訓練において、まずは住民の皆様、自主防災会、消防団、町内事業所、高等学校、ア

マチュア無線クラブ等、総合防災訓練に御協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。  
ありがとうございました。

総合防災訓練当日は、各自主防災会による地域型の訓練を視察をいたしました。2年ぶりの訓練となりましたが、各自主防災会とも、新型コロナウイルス感染症の対策を十分行っていて、訓練メニューを実施をされておりました。自主防災会がそれぞれ自主的に訓練メニューを考え、実施されていることにつきましては、非常に心強く感じております。防災には自助、共助、そして公助という言葉がございますが、地域の皆さんの活動が町の防災を支えていただいているということ、現地で改めて再確認をさせていただきました。

課題でありますけれども、自主防災会に限らず、消防団においても同じことが言えると思うんですけれども、人口減少と少子高齢化による災害時の実働の人員確保、マンパワーの部分が大変課題になっているというふうに感じております。今回の訓練においても、高校生に参加をいただきました。今回参加を見合わせた中学生を含め、有事においても非常に大切な人材と考えております。今後も訓練をはじめ、実災害時については、子供たちの安全性を確保した上で協力を求めていければというふうに感じております。

そして、2つ目ですけれども、津波浸水区域にある町の庁舎についてということでございます。県の第4次被害想定では、南海トラフ地震発生時（L2）の想定で、役場本庁舎前は約9メートルの浸水が想定をされております。議員の御指摘のとおり、役場本庁舎での本部機能の確保については、大変厳しい状況になることが予想されていることから、防災対策本部施設についての検討を指示をしたところでございます。

津波対策については、先日でありますけれども、土木学会沿岸まちづくりにおける経済的手法検討小委員会との意見交換会での意見も踏まえ、今後総合的に検討し、実施していきたいと考えております。具体的には、現在の町並みを維持し、被害を軽減するために、例えば沖合に構造物を設置することや、海から少し離れた位置に堤防を設置することにより、堤防の高さを低く抑える引堤の設置等、まちづくりと併せて庁舎の在り方について検討を行いたいと思います。すみません、今の引堤について、ちょっと書き方があれだったので、陸側に、すぐ海の際に例えば必要な高さの堤防を建てるとすると、かなり高さを高くしなければいけないということになります。それが少し陸側にセットバックした位置に建てられると、その高さを軽減できるということで、景観上、非常に有効ではないかという御指摘もいただきました。そのようなことをいろいろ御指摘いただいた内容も含めながら、あとはまちづくりですので、地域の方々のお話も聞きながら、当然安心・安全の防災という観点は忘れることな

くまちづくりをしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 答弁ありがとうございます。

この間、私も自主防災のほうに参加させていただきましたけれども、ちょっと雨が降ってきてしまって、十分にできない場面もありましたけれども、今、町長がお話しされた、やはりマンパワー不足ということは今後あると思いますし、防災の知識といいますか、そういったものを町民の皆様がしっかり防災の意識を植えつけると言ったらあれですけども、持つということも大切なんではないかというふうに思います。

そんな中で、8月のお盆の時期に松崎の雲見地区で災害がございまして、そのときなんか、災害ボランティアとして松崎高校生が活躍されたということがございました。非常に心強いなというふうに感じる場所ですけども、私も災害ボランティアコーディネーターとして地域の活動に参加しながら雲見地区にもお邪魔して、給水作業なんか手伝わせてもらったりしたんですけども、これから高齢者の方が増えてきて、足の悪い方がいて外に出られないというような方は、やっぱり福祉避難所、昨日も議論にありましたけれども、そういった形の中のことも、町のほうでしっかりまとめられているようですので、前向きにまたそれも進めていただきたいなというふうに思います。

今、第4次地震被害想定ということで、ちょうど私もまた掲示板の右下ですね、その中で、東伊豆町の様子を表したわけなんですけど、ちょうど今色が変わっている赤い部分につきましては、この稲取岬、とりわけこの庁舎が建っている前のところには、9メートルの津波が南海トラフの巨大地震のときには必ず来ると。その南海トラフの巨大地震も、もう30年も前から言われているわけですけども、どんどん起きないわけで、起きないということは、その確率が高まっている。もう10年先に確率が高まっているということがございます。そんな中で、この災害対策本部というものが庁舎内に設置される。恐らくこの4階が設置場所になるんだと思うんですけども、しっかりそれが役割が果たせるかどうかということは、大きな問題ではないかと私は思っております。その中で、町の強靱化地域計画を拝見しますと、もしここが水没して停電が起きた場合、電力の供給が停止した場合、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー導入の検討が必要であるというふうに出ているんですけども、この72時間の確保というのが、果たしてこの町の庁舎、大丈夫なのかどうかということも、担当課長も今いらっしゃっているんで、その辺のところについて

もちよつと大丈夫かどうか、お伺いしたいなと思います。

○議長（稲葉義仁君） 防災課長。

○防災課長（国持健一君） 72時間の電源の確保につきましては、まずもって非常用の発電装置、こちらが庁舎の5階でございます。こちらをまず稼働させるということになりますが、屋内タンクが100リットルということで3時間、地下タンクが1,900リットルということで、63時間分用意してあります。ただし、地下タンクにつきましては1階にポンプがあります。こちらが被災しますと上に上げられないということで、こちらが稼働できない可能性があります。その対策としまして、ポータブル発電機、こちらを用意してございます。こちらにつきましては、負荷容量によって時間が異なっているんですけども、10時間から4時間ぐらい、間を取って6時間ぐらい稼働ができるような状態になっています。これにつきましては、燃料を補給することによりまして稼働時間を延ばすことができる。ポータブルですので、燃料を給油することによりまして時間を延長できますので、これで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、お話伺いましたけれども、かなり水没の可能性がありますがね、その地下タンクですか、今1,900リットルというお話がありました。使えなくなると。ポータブルがあっても、これは非常に危険な状態ではないかなと。災対本部が維持できるかどうか心配があるわけでございまして、この強靱化地域計画の中にも、庁舎の移設や代替災害対策本部の設置について検討する必要があるというふうに書かれておるわけですけども、その辺のところ、今町長も指示されたということですが、早急にやっぱりどうするのかということ、庁舎をこのままここに置くのか、それとも災対本部をまた別のところでも立ち上げるような形のできるのかどうかということも検討していかなければいけないと思うんですよ。

近隣のちょっと市町で確認しましたところ、下田市に場合は、会議室に災対本部を開くんですが、もし水没した場合には、敷根のスポーツセンターですか、そちらのほうに移動するという話、そこにもうコピーといいますか、そういう設置がもうできているという話を伺いました。あるいは南伊豆町の場合は、庁舎内に湯けむりホールと言うんですかね、庁舎の横に湯けむりホールがあって、ホールのところを通常は階段があって、皆さん、座るようなステージになっているわけで、そこが全部災害対策本部になるということもあって、新しい形

の庁舎の検討にはそういう形のものも含まれているような感じであります。喫緊でここら辺のところ、町長、どうするのか。庁舎を移転していくのか、また災対本部をどこかに設置するのかということも含めて、ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 災害対策本部の扱いについては、ちょっと予断を与えるような話はなかなかできないんですけども、先ほど指示をした内容につきましては、その機能だけほかのところでも補完できないかということも含めた指示でございます。

それと、少しお話を聞いていて気になった点があるんですけども、L1、L2の扱いについてなんですけれども、先般の土木学会の有識者の方々との話の中で、L1、L2の設定というのが、全て最大、インプットの数値というのが一番上限の危ない側で全部入れているということで、場合によれば過度というか、もう最高値の値しか出てないということでありまして。果たしてその最高値の値が本当に来るのかということも含めて確率論的な話もありますけれども、あとは具体的に実効性のところと比較をしながら、より合理的な判断をさせていただいて、東伊豆町の防災については考えていければと。言い換えると、L2がこうだから危ないんだという話だけをすると、なかなか本当の中身の話ができなくなる可能性もあると。要は不安をあおる的な話になりますので、そこは冷静な判断でもって有識者の御意見を今後もいただきながら、町の的確な対応を図っていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、町長がそういうお話をされている中で、レベル1、レベル2の話があったと思います。レベル1のときには非常に10メートル、10何メートルという話もありましたし、レベル2になって、少し9メートル、10メートルぐらい。忘れてはいけないのは、東日本大震災のときに、想定外という言葉があったと思うんですよ。それは町長は私に言われなくても分かるよというふうに言うかもしれないんですけども、何があるか分からないということ、そして、この地域は相模灘の西部の地震の震源も関係してくるということで、三連動の地震が南海トラフで起きた場合に、やはり最悪のことを考えて準備しなければいけないというのは、私の考えなんですよね。ですので、今その機能だけ移転させるということの話があったわけなんですけれども、それもどういうところにしっかりとその整備をしていくのかということも、すぐに予断を許さない形での計画をお願いしたいなというふうに思います。最後の質問です。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 東日本大震災については想定外という言葉がよく言われました。その後のいろいろな検討の中で、過去の地震歴をしっかりと反映した推測の仕方を、たしか今していると思います。そこを考えれば、想定外というところが縮小されているのではないかなというふうに思います。そして同時に、これは確率論的な話も含むので、極めて分からない話をしていて、どこまで推測できるかというのは分からないんですよね。その中で、1つのやり方によって災害対策を行うのではなくて、多重的な防御、いろいろな避難のこともソフト的な面で避難をするということも含めて、ハード的な面においても先ほどお話しした引堤の話もあれば、今高潮の問題があるので、防潮堤をもう少し何か工夫をするということも併せてやっていくとか、その辺の複合的な対応ということが重要ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第2 発議第3号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 発議第3号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 朗読をもって、提案説明とさせていただきます。

発議第3号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和4年9月8日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 議会運営委員会委員長 山田直志。

賛成者 議会運営委員会副委員長 西塚孝男。

今回の改正は、議員が宿泊を伴う研修、視察等のために出張をしたときの旅費を打切りまたは減額して支給するという規定を追加し、費用弁償の調整ができるよう条例の一部を改正するものです。

具体的には、これまで視察によっては予算を超える旅費が必要となった場合、予算の範囲内での旅費を打ち切って支給ができるようにすることで、行政視察の計画を立てやすくするものです。また、最も経済的な経路及び方法で計画を立てるため、正規の旅費よりも安くなるパック商品も選定する場合、その差額について減額して支給できるようにする内容となります。

資料の3枚目に新旧対照表をおつけしましたので、参考としてください。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第3号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号))

○議長(稲葉義仁君) 日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)事業において、速やかに実施する必要が生じたため、令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについての令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号)について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,817万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,744万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目総務費国庫補助金、補正前の金額に6,817万4,000円を追加し、1億8,396万8,000円といたします。

1節総務費補助金、細節4新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,817万4,000円の増については、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として示された国庫補助金の限度額を計上しております。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正前の金額に160万円を追加し、8,315万円といたします。

事業コード1庁舎維持管理事業、14節工事請負費、細節4庁舎水道管改修工事につきましては、庁舎横の漏水対策工事を実施するため予算措置いたしました。

9目企画費、補正前の金額に1,627万円を追加し、7,013万2,000円といたします。

事業コード6新型コロナウイルス感染症対策事業（企画費）、18節負担金補助及び交付金、細節3公共交通機関燃料費等高騰対応支援事業補助金1,627万円の増につきましては、燃料費高騰に対し、公共交通事業者へ燃料費等の前年度比増加分3分の2以内で補助を行うものであります。

17目財政調整基金費、補正前の金額から3,369万円を減額し、2,481万円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金3,369万円の減につきましては、今回の補正予算における財源不足を調整するために減額するものであります。

19目地域住民生活等緊急支援費、補正前の金額に2,400万円を追加し、2,400万円といたします。

事業コード1新型コロナウイルス感染症対策事業（地域住民生活等緊急支援費）、27節繰出金、細節1水道事業会計繰出金2,400万円の増につきましては、臨時交付金を活用し、水道基本料金1期2か月分を免除するため、水道事業会計へ繰り出す内容であります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正前の金額に1,500万円を追加し、3,131万8,000円といたします。

事業コード4新型コロナウイルス感染症対策事業（農林水産業費）、18節負担金補助及び交付金、細節1物価高騰対応農漁業者経営安定化補助金1,500万円の増につきましては、農業者・漁業者に対し、施設の改修や資機材整備の2分の1の補助を行うものであります。

9ページ、10ページを御覧願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に3,450万円を追加し、1億6,187万2,000円といたします。

事業コード4新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節6物価高騰等緊急対策事業者支援金3,450万円の増につきましては、物価及び燃料費高騰対策として、町内事業者に対し、事業規模に応じて30万円を限度額とした幅広い補助を行うものであります。

3目観光費、補正前の金額に64万4,000円を追加し、1億1,617万1,000円といたします。

事業コード4観光施設維持管理事業、10節需用費、細節5修繕料64万4,000円の増につきましては、池尻海岸遊歩道に緊急に修繕するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の金額に985万円を追加し、1億2,746万3,000円といたします。

事業コード13新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、18節負担金補助及び交付金、細節1学校給食食材費等負担金320万円の増につきましては、給食費を値上げせずに現在の給食水準を維持するために、給食会計へ補助するものであります。細節2小中学校児童生徒給食費負担金665万円の増につきましては、物価及び燃料費高騰に対して、子育て世帯を支援するため給食費3か月分を無償にするものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額56億4,926万6,000円に6,817万4,000円を追加し、57億1,744万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額56億4,926万6,000円に6,817万4,000円を追加し、57億1,744万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が6,817万4,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている町民や事業者の経済的な負担軽減を図るため、水道料金の免除を行う予算措置といたしまして、令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を処分したものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについての令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条 令和4年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正。

第2条 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正いたします。

収入。

第1款水道事業収益、既決予定額4億1,418万9,000円に2,400万円を追加し、4億3,818万9,000円といたします。

第2項営業外収益、既決予定額1,676万7,000円に2,400万円を追加し、4,076万7,000円といたします。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額4億764万7,000円に2,400万円を追加し、4億3,164万7,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億7,543万7,000円に80万円を追加し、3億7,623万7,000円といたします。

第3項特別損失、既決予定額に2,320万円を追加し、2,320万円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により、補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、5目1節他会計補助金を2,400万円増額します。水道料金、基本料金免除に要する経費の財源であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、一般会計を通じて水道事業会計へ繰入れする内容であります。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費、19節

委託料80万円の増は、水道料金免除に係る電算システム調整委託料の増額であります。

3項特別損失、1目75節その他特別損失2,320万円の増につきましては、基本料金免除額を営業収益に充当するための増額措置であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第5 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）事業において、速やかに実施する必要が生じたため、令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについての令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,744万円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、17目財政調整基金費、補正前の金額から273万4,000円を減額し、2,207万6,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金273万4,000円の減につきましては、今回の補正予算における財源不足を調整するために減額するものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の金額に273万4,000円を追加し、2億3,844万9,000円といたします。

事業コード9子育て支援事業、18節負担金補助及び交付金、細節2未就学児子育て支援給付金270万円の増につきましては、物価高騰による子育て世帯の負担軽減を目的に、1人当たり1万3,500円を支給するものであります。

恐れ入りますが、1ページ、2ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括してあります。

歳出ですが、補正前の額57億1,744万円から変更ありません。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源、一般財源ともにゼロ円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第6 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2億6,354万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を59億8,098万2,000円とするものであります。

それでは、まず、歳入の主な内容ですが、各種繰入金や前年度繰越金の増額、また、算定事務が完了し、交付額が決定いたしました普通交付税や臨時財政対策債を増額措置しております。一般寄附金では、1件の御浄財を寄せていただきましたので、御意向に沿って有効に

活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業やふるさと納税記念品における宿泊補助券等の未使用分、生ごみ処理機購入費補助金、幼稚園統合整備事業を増額しました。また、稲取海防の松等の保全、修繕工事をはじめ、早急な対応を要する項目について予算措置をいたしたところであります。必要な財源配分を行った後、余剰財源を財政調整基金へ積立措置させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,354万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,098万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税、補正前の金額に7,253万8,000円を追加し、14億5,753万8,000円といたします。

1節細節1普通交付税7,253万8,000円の増は、本算定の終了した普通交付税の交付決定に基づく増額であります。

11ページ、12ページを御覧願います。

18款1項寄附金、2目一般寄附金、補正前の金額に50万円を追加し、50万円といたします。

1節細節1一般寄附金50万円の増につきましては、シマムラシロウ様より御浄財を賜りま

したので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、補正前の金額に683万5,000円を追加し、683万5,000円といたします。1節細節1介護保険特別会計繰入金683万5,000円の増につきましては、令和3年度分の実績確定に伴う増額措置であります。

3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金500万円を減額及び3目利子補給金基金繰入金500万円を追加する内容は、ふるさと納税基金を活用して利子補給補助を行う予定でしたが、令和4年度当初予算編成後の3月補正にて臨時交付金の一部を基金に積み立てたため、今回の補正予算で財源調整を行います。

20款1項1目繰越金、補正前の金額に2億3,137万円を追加し、4億5,137万円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金2億3,137万円の増は、前年度の決算剰余金を全額前年度繰越金として措置するものであります。

13ページ、14ページを御覧願います。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の金額に559万2,000円を追加し、559万2,000円といたします。

1節民生費過年度収入、細節4後期高齢者医療費負担金過年度返還金337万7,000円の増は、前年度の本額確定により負担金が返還されるものであります。

22款1項町債、3目臨時財政対策債、補正前の金額から5,495万6,000円を減額し、7,504万4,000円といたします。

1節細節1臨時財政対策債5,495万6,000円の減につきましては、発行可能額の決定に基づくものであります。

15ページ、16ページを御覧願います。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に4,040万8,000円を追加し、5億3,535万2,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼3,334万4,000円の増につきましては、令和3年度内に支払いが完了しなかった未執行分について、前年度の予算残額を再度翌年度に予算計上する内容であります。主に、宿泊補助券や定期便などについては、年度をまたぐケースがあることから、補正措置をするものであります。

17ページ、18ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額から288万1,000円を減額し、9,937万円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金288万1,000円の減につきましては、今回の補正歳出予算で、ふるさと納税における紙感謝券の印刷や撮影委託料、研修視察等の経費を計上しており、その分の積立てを減額するものであります。

19ページ、20ページを御覧願います。

17目財政調整基金費、補正前の金額に2億672万4,000円を追加し、2億2,880万円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金2億672万4,000円の増につきましては、令和3年度決算剰余金のうち2分の1を下らない金額を、地方財政法第7条の規定により積み立てるものとして、2億2,568万6,000円と今回の補正予算歳入歳出調整後の財源として、積立金を1,896万2,000円減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は、約14億9,300万円となります。

29ページ、30ページを御覧願います。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、補正前の金額に236万5,000円を追加し、818万円といたします。

事業コード2優良景観樹木保全事業、14節工事請負費、細節1優良景観樹木保全工事につきましては、稲取海防の松保全工事を行うための増額であります。

6款1項商工費、3目観光費、補正前の金額に1,003万3,000円を追加し、1億2,620万4,000円といたします。

事業コード1地域観光振興対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節1町観光協会補助金627万2,000円の増につきましては、インバウンド対策としてモデルコースを設定したパンフレット策定等を行うものであります。

事業コード4観光施設維持管理事業、10節需用費、細節5修繕料221万3,000円の増につきましては、熱川ほっとばあーくの改修や今後の修繕に備えて増額するものであります。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正であります。例規集データベースシステム使用料及び後期高齢者医療保険料コンビニ収納代行業務委託料を追加しておりますので、御確認願います。

4ページを御覧ください。

第3表地方債補正であります、臨時財政対策債について変更しておりますので、御確認願います。

5ページ、6ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額57億1,744万円に2億6,354万2,000円を追加いたしまして、59億8,098万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額57億1,744万円に2億6,354万2,000円を追加いたしまして、59億8,098万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、国県支出金が177万5,000円の増、その他財源が145万5,000円の増、一般財源を2億6,031万2,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、全協を欠席をさせていただきましたので、ちょっと確認をさせていただきたいなと思います。

30ページの農林水産の関係です。

先ほど、総務課長のほうからも説明がありました海防の松の保全の関係ですけれども、3点ぐらい、ちょっと確認をさせてください。

全協の資料もらった中で、写真をいただいています。最後のほうに断裂をした写真がありますけれども、これらについては修復をしないで伐採をして処理をするということなのか、それとあと、積算表みたいなものがありますけれども、その中で、さびの対策というのはH鋼等なされると思うんですけれども、海岸線ですのでその辺どうなのでしょう、塩対策みたいなことというのは、業者との打合せの中で行われたのかどうか、それと、中が空洞化みたいなことがここに書かれているんですけれども、この前も議員の中からもちょっと話があったんですけれども、黒根に向けて車走らせると、相当の松が松くい虫の被害に遭っているような状況が見られます。空洞化というと、やっぱり樹木が弱っているという状況の中で、松くいの被害を受けやすい、そういう状況下にあるのかなと、こうしたお金をかけて松くい虫になってしまうと、このお金が本当に無駄になってしまうということもありますので、その辺の松くい虫の防止みたいなことというのは業者と話し合われたかどうか、その辺ちょっと

教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 3点、順次お答えいたします。

まず、木が折れた部分、破損した枝部分については、これは業者のほうで修繕で木を切った中でその腐食、折れた部分ですけれども、そこはちゃんと、そこで菌が発生してまた腐食しないように、保存処置はされております。

H鋼のさび対策についてなんですけれども、これは当然やるべきことで、これは見積りの中に入っております。

空洞化と松くい被害の関係なんですけれども、これは直接的な関係はないです。松くい被害というのは、松の寄生虫、それによって松枯れが起こる現象でありまして、今回のこの空洞化については、長年の老朽化によって空洞が生じたということで、樹木医さんのほうからそういう診断をいただいているということで、松くいと直接関係はありません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 最近の風水害が、今まで過去にないというぐらい大きなものになってきているんです。で、黒根辺りで松くいが発生をこう多く見られるというのは、地盤がちゃんとしっかりしていないところで風に揺すられたりして、樹木が弱ったことによって松くい虫が入りやすい状況になっているのかなというふうに、私は個人的には思っているんです。今回のところについては、直接は関係ないのかも分からないのだけれども、そういう空洞化ということが見られるということは、やっぱり松が健全でない状況下にあると、そういう中で、この辺も樹木医さんがやられていると思いますので、松くい虫の防止対策しっかりとやってくれという話はしていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田義則君） 海防の松につきましては、ほかの場所と同じように防虫散布のほうを年に3回やっております、そこは景観上重要な松だということで私どもも認識しておりますので、そこら辺はしっかり対応していきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 2点、教育委員会のところにお伺いいたします。

1点目は、34ページで学校教育環境整備事業として、委員会の報酬を増やすということの

計上をされております。この会議を増やすという内容についてですけれども、それらの意味合いというのはどういう意味で増やすのかということについての理由を、もう1回伺いしておきたいというのが1点。

2点目ですが、38ページになりますが、図書館の施設維持管理事業のところでは修繕費の計上があるんですけれども、8月22日の議案等説明会のときに、これは図書館の2階の多目的トイレというふうにお伺いしたんですが、それで間違いないかどうか。この2点をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、まず70万4,000円の報酬の補正につきまして、当初予算で挙げておりました、今年度、学校統合関係についての検討をしていくということで予算を挙げたんですけれども、当初の見込みの方々よりも委員さんの数をまず増やしました。学校関係者の保護者の代表の方を多くしたのと、前年度まで携わっていただいた保護者関係の方も入っていただきました。

その人数がまず増えたというのが予算の増えた大きな要因なんですけれども、それと月に1回ぐらいはやっていこうということだったんですが、当初の予定ですと、今年度というよりも今年中には答申をいただきたいということで、検討していく形を取っておりました。で、12月くらいには1回終了させて答申をいただこうと思っておったんですけれども、答申を出すだけで終わりではなくて、その答申があって、町でまた見させていただいて、その後教育会議ですとかで検討した中で、その報告ですとかその後のお話もさせていただきたいということで、回数も増やしていただきたいということで要求させていただいております。

あと、図書館のトイレの改修につきましては、御説明しましたとおり、2階の障害者対応トイレの改修を、もともとそういう場所なんですけれども、現代風にしっかりウォシュレットをつけたりとか、ベビーチェアを置くとか、そういった今風の対応をさせていただきたいということで、補正予算要求させていただいております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 学校教育の問題で、私、先ほどもちょっと町長の所信表明等でさせていただいたんですけれども、今まであまりこの学校統合の中で町長が言われてきたような子供たちの成長をしっかり応援するんだという視点というのは、当たり前だったのかもしれないんですけど、あまり声高々には言われてこなかったです。私は、今回、岩井さん町長

に就任されて、町長の所信表明でそういう視点を学校教育について持っていらっしやると、こういう内容については、こういう角度からもこの学校の整備ということについてこういう視点も加えて、しっかり検討していただくということになるのかどうか、この点について、町長の所信表明等の政治姿勢等の関係も含めて、やっぱりこれは期待のあるところだと思うんですけども、この点をお伺いしたいのが1点。

2点目ですけれども、後出しになってごめんねというところがあるんですが、8月22日の議案等説明会で受けた、実は後から、つい先日、図書館を利用している方から、山田さん、2階よりも1階の多目的トイレのほうがひどいじゃないかと、要は、障害者や高齢者の人が行って使うトイレのところのガードパイプや何かが、ガムテープで補強されて何とか使っていますよと、こういう指摘もいただきました。そうすると、私は教育委員会として1階のトイレの状況を把握していたのかどうか、また、1階のその状況、トイレよりも利用者がはるかに少ないであろう2階のトイレを優先して先に改修する理由というのはどこにあるのかなというところが分からないんですが、この点を御説明お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） まず、学校の環境整備委員会の内容ですけれども、現在、統合する方向でいいのかどうか、それを小中一貫にするですとか、中学校だけにするですとか、いろんな検討をしております。町内で2か所置くのか1か所置くのかというのも大きな問題になってきますので、そういった内容とともに学校をどういうふうにするにしろ、子供たちに最適な教育環境を提供するためにはどういった内容の学校、設備関係で、教育内容よりも先に環境的にどういったものが、メディア棟が今後絶対に必要だろうとか、そういったことも次回、今月の委員会からはグループワーク形式で検討して行ってより良い意見を求めるような方法を考えております。ですので、単なる場所とか学校の統合どうするだけではなくて、教育環境のことまで全て話し合った上でよい環境を整えたいという方向でやっておりますので御理解いただければと思います。

図書館のほうなんですけれども、すみません、1階のトイレにつきましては、私、行ってもなかなか利用しなかったものですから、内容のほうは確認していませんでした。今、現在、2階が先になってしまったというのが、2階が漏水で使用禁止になっていたんです。で、漏水の対応工事だけ先にやるということだったんですけども、もう当時の古い器具なので、対応の部品がないということでしたので、やるなら今風の改修をしたいということで、ちょっと金額増えましたけれども、それで要求させていただいております。

すみません、1階の状況につきましては、確認すればそちらが先だろうというお話も出たとは思いますが、私はちょっとそちらは現地確認してございませんでしたので、また、要求させていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） これは私の受け取りですが、この間のやっぱり学校統合の問題についての論点的に見ると、非常に今までは共同教育だとか郷土愛だとか、何となく学校の子供たちや保護者というよりも、何となく地域の方々に納得していただかなきゃならないというような問題のほうが多く語られてきて、どうもその今までの整備委員会等々の答申やいろんな中からは、子供を本当に伸ばして、町長言われるように世界で通用するような羽ばたいていくような、こういう志を持った、子を育てていこうというような教育本体の議論は少なかったかなというふうに、私は受け止めております。

今、局長さんからも言われましたけれども、ぜひ、そういう視点から見て、学校の在り方がどうあるべきなのかというようなことを、しっかり、やっぱり検討していただいいていくということが、そうするとやっぱり、場所や、1つにするのか2つにするのかということになると、どうしても極端な話が、保護者や先生方参加されていても意見がなかなか出てこないところもあると思うんですけれども、やっぱり先生方にも、また保護者にも、これからできる東伊豆町の新しい学校というのは、本当に子供たちを育て成長させる場として期待が持てる場だということをしかり、やっぱり反映していただくことが大事で、ここがやっぱり、しっかり心棒として通っていかないと、やっぱり学校としてこの整備というのは何だったのかなということになりますので、ぜひ、今回メンバーも増える、また、そういう話し合う回数も増えるということの中で、町長が所信表明されておりましたように、本当に志を持った子供を育てられるような学校に整備されるよう、十分に検討していただきたいと思っております。

そこは、私の意見です。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎動議の提出について

○2番（笠井政明君） 議長、動議。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） 議案第33号に対する附帯決議を提出したいと思います。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（稲葉義仁君） お諮りします。

ただいま2番、笠井議員から発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議についてが提出されました。この動議は1名以上の賛成者がおりますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時56分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎追加日程第1 発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議について

○議長（稲葉義仁君） これより、追加日程第1 発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） それでは、発議第4号について、朗読をもって説明させていただきます。

発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和4年9月8日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者、東伊豆町議会議員 笠井政明。

賛成者、東伊豆町議会議員 楠山節雄、栗原京子、西塚孝男、須佐 衛、内山慎一、鈴木勉、定居利子、山田直志、藤井廣明です。

議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議。

一般会計補正予算（第5号）に計上された6款商工費 地域観光振興対策事業 町観光協会補助金については、下記事項の対応を求める。

記。

1 町観光協会補助金事業については、今回特にインバウンド対応パンフレットの使用目的、使用方法及び根拠となる見積りの積算等に曖昧な部分が見受けられたので、今後はしつ

かりと改善されたい。

また、台湾旅行会社の招聘事業についても、当町の観光資源に対する評価分析や観光プランニングの結果、情報発信がどのように行われたかなど、事業の効果検証を町観光協会と共に行い、今後の町観光協会の活動にフィードバックしていくことを求めます。

2 観光客・来訪客ともに、新型コロナウイルス感染拡大前の水準には戻っていない。国及び県の旅行関連支援事業は、一定の効果が期待できるが、ポストコロナを展望するところとした支援策には限界がある。

町観光協会については、東伊豆町・町観光関連の委託事業や補助事業の多くを受託しており、一本化された町観光協会は、観光関係者の英知を結集できる団体であることから、その知恵や行動力を生かし、観光資源の磨き上げや観光産業の活性化を図り、ポストコロナに対応した組織及び事務局の体制整備を図るよう指導されたい。

以上、決議する。

令和4年9月8日。

東伊豆町議会。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 提出者というよりも、実は町長にお伺いしておきたいんですけども、私は、実を言うと、この予算項目で言うと、個人的には反対なり減額修正したいなというふうな気持ちも持っておりました。

しかし、議員でも全員協議会開いて、みんなで協議した結果こういうことの結論は得ましたので、こういうことがしっかり行われれば、全く無駄な予算ということでもないなということなんですよ。

議員の中にも、附帯決議なんていうのはパフォーマンスで役に立たないんじゃないかということと言われる議員もいらっしゃいます。町長は、今回のこういう附帯決議という議会からの意見についてどのように受け止めて、今後生かしていただけるのか。町長の所見をお伺いしたい。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 多くの議員方の署名の入った附帯決議をいただきました。

一定の重みを感じております。

内容をしっかりと拝読をさせていただいて、しかるべき対応を図れるところについては図ってまいりたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） ほか質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第4号 議案第33号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第7 議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1,527万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,126万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、令和3年度決算剰余金繰越しを行い、財源調整の

ため国民健康保険事業基金から繰入れを減額するものであります。

歳出につきましては、未就学児均等割保険税軽減措置を伴う備品購入費の増額、財源調整のための基金積立金の増額及び令和3年度の保険給付費等交付金の精算による過年度償還金等の増額補正でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） ただいま提案されました議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,527万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,126万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明をいたします。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の金額に128万2,000円を追加し、1億2,505万9,000円といたします。

2節、細節1職員給与等繰入金の増は、QRコード利用の補償対応に係る改修費用を繰り入れ、5節、細節1未就学児均等割保険税繰入金の増は、保険税軽減措置に係る公費負担相当額を繰り入れるものでございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の金額816万4,000円を減額いたします。

1節、細節1国民健康保険事業基金繰入金の減は、令和3年度決算繰越金の計上に伴い、財政調整のため繰入金を減額するものでございます。

7款1項1目繰越金、補正前の金額に2,215万8,000円を追加し、2,215万9,000円といたします。

1節、細節1の繰越金の増は、令和3年度の決算見込みで、実質収支額が2,215万8,137円

となる見込みですので、全額を令和4年度に繰越措置するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に77万円を追加し、645万5,000円といたします。

12節委託料、細節4国民健康保険システム改修業務委託料60万5,000円の増は、国民健康保険システム改修業務委託料の計上による増額補正でございます。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、補正前の金額151万6,000円を減額し、2億9,065万2,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1一般被保険者医療給付費分151万6,000円の減は、令和4年度国民健康保険事業費納付金の確定によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正前の金額から169万円を減額し、1億61万1,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1一般被保険者後期高齢者支援金等分169万円の減は、令和4年度国民健康保険事業費納付金額の確定によるものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、3項1目介護納付金分、補正前の金額に188万2,000円を追加し、3,979万4,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1介護納付金分188万2,000円の増は、令和4年度国民健康保険事業費納付金額の確定によるものでございます。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の金額に1,327万3,000円を追加し、1,327万3,000円といたします。

24節積立金、細節1国民健康保険事業基金積立金1,327万3,000円の増は、歳入歳出の差引額を基金に積み立てるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正前の金額に251万4,000円を追加し、1,251万4,000円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節6保険給付費等交付金償還金242万7,000円の増は、令和3年度保険給付費等交付金（第三者行為等分）の確定に伴う精算返還金でございます。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億3,598万8,000円に1,527万6,000

円を追加いたしまして、17億5,126万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億3,598万8,000円に1,527万6,000円を追加いたしまして、17億5,126万4,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源その他で688万2,000円の減額、一般財源で2,215万8,000円の増額といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第34号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、午後2時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第8 議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

○議長（稲葉義仁君） 日程第8 議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,978万4,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入は、令和3年度決算余剰金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、その繰越金を後期高齢者医療広域連合に前年度精算分として納付するために増額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） ただいま提案されました議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,978万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明いたします。

5款1項1目繰越金、補正前の額に52万7,000円を追加し、52万8,000円といたします。

1節、細節1繰越金52万7,000円の増は、令和3年度の決算見込みで実質収支額が52万6,500円となる見込みですので、全額を令和4年度に繰越措置するものでございます。

恐れ入ります、7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額に52万7,000円を追加し、2億1,921万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1後期高齢者医療広域連合納付金52万7,000円の増は、令和4年度に繰越した額を後期高齢者医療広域連合に納付し、精算するものでございます。

3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を、歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額2億1,925万7,000円に52万7,000円を追加いたしまして、2億1,978万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額2億1,925万7,000円に52万7,000円を追加いたしまして、2億1,978万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、一般財源で52万7,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第35号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に3,658万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,274万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は、令和3年度決算剰余金の繰越しを行うものであります。

歳出につきましては、介護給付費及び地域支援事業費並びに事務費繰入金の過年度分について、精算返還を行うものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,658万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,274万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

8款1項1目繰越金、補正前の額に3,592万5,000円を追加し、3,792万5,000円といたします。

1節繰越金、細節1前年度繰越金3,592万5,000円の増は、令和3年度の決算見込みで、実質収支額が3,792万4,559円となる見込みですので、当初予算計上分の200万円を差し引いた金額を令和4年度に繰越措置するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明をいたします。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金、補正前の額に47万8,000円を追加し、1,103万1,000円といたします。

24節積立金、細節1介護保険給付費準備基金積立金47万8,000円の増は、繰越金等の収入補正額から総務費及び国庫支出金等の過年度分返還金を差し引いた額を基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正前の額に3,577万6,000円を追加いたします。

22節償還金利子及び割引料3,577万6,000円の内容は、令和3年度の介護給付費、地域支援事業費等の確定に伴い精算するものです。

介護給付費につきましては、細節2国庫介護給付費負担金過年度分返還金2,623万6,000円から、細節5一般会計介護給付費繰入金過年度分返還金399万2,000円までを返還いたします。

地域支援事業費につきましては、細節6国庫地域支援事業交付金過年度分返還金40万7,000円から、細節9一般会計地域支援事業繰入金過年度分返還金53万5,000円までを返還いたします。

そのほか、細節10一般会計事務費繰入金過年度分返還金227万円等の返還を行います。

3ページへお戻りください。

第2表債務負担行為であります、介護保険料収納代行業務委託料についてのものです。

4ページ、5ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億4,616万1,000円に3,658万4,000

円を追加いたしまして、13億8,274万5,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億4,616万1,000円に3,658万4,000円を追加いたしまして、13億8,274万5,000円といたします。

補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金が16万5,000円、一般財財源が3,641万9,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1

号) について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59万円とするものであります。

天草干場の貸付先が変更になったことによる調整を行うものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

令和4年度東伊豆町の稲取財産区の特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額から2万5,000円を減額し、58万9,000円とします。

1節その他普通財産貸付収入、細節1土地貸付料17万5,000円及び細節3稲取旅館組合土地貸付料マイナス20万円は、天草干場の貸付先の変更によるものです。

貸付先は、従来の稲取旅館組合から合同会社エターナルに変更となりました。今年度は9月から3月までの7か月分を計上しました。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1款管理会費、1項1目管理会委員会費、補正前の金額から2万5,000円を減額し、29万4,000円とします。

21節補償補填及び賠償金、細節1天草用地使用補償料2万5,000円の減は、貸付先変更によるものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正予算を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額61万5,000円から、歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ59万円とします。

なお、補正予算財源は全て一般財源となっています。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第37号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に2,254万7,000円を追加し、総額を4億5,419万4,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的支出の既決予定額に125万4,000円を追加し、総額を1億7,067万8,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、電気料金高騰に伴う動力費の増額や、人事異動に伴う人件費の調整などを行っております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条、令和4年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条、令和4年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3,164万7,000円に2,254万7,000円を追加し、4億5,419万4,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額3億7,623万7,000円に2,254万7,000円を追加し、3億9,878万4,000円といたします。

資本的支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,709万4,000円を1億6,834万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額591万2,000円を602万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億6,118万2,000円を1億6,232万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億6,942万4,000円に125万4,000円を追加し、1億7,067万8,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額6,824万1,000円に125万4,000円を追加し、6,949万5,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めます。

第1号職員給与費、既決予定額9,127万7,000円に136万8,000円を追加し、9,264万5,000円といたします。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

参考資料により、主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、26節動力費を500万円増額します。電気料金高騰による不足額の増額です。

2目配水及び給水費の1節給料から、3節賞与引当金繰入額では給与費関係の調整をさせていただいております。

19節委託料97万9,000円の増は、昨年度実施した資産台帳整備業務を本年度で完了させるため、増額としております。

26節動力費1,400万円の増は、先ほどの原水及び浄水費と同じく、電気料金高騰による不足額の増額であります。

3目簡易水道事業費用、22節修繕費120万円の増は、今後の不足見込額の増額であります。

5目総係費、1節給料から6節法定福利費引当金繰入額までは、全て給与費関係で、人事異動に関する調整をさせていただいております。

8ページ、9ページを御覧ください。

次に、資本的支出についてですが、1款資本的支出、1項建設改良費、5目調査費、19節委託料125万4,000円の増は、来年度の水道用水供給事業開始に向けた当初予算や、電算システム調整に係る業務委託料の増額措置であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、ちょっと確認をさせてください。

動力費の関係なんですけれども、ページ、6、7ページになりますか。

電力会社替えて、去年すごく減額がされたということを記憶をしています。これ見ますと、原水のほうの動力費は7%から8%ぐらいで、電気料金の高騰という数字と、こう合ってくるのかなというふうに思うんですけれども、簡易水道のほうが35%ぐらいの上昇になっているんですけれども、これは、電気料金高騰のほかにも何か要因があるんでしょうか。

ちょっと上がり幅というか、補正額がちょっと大き過ぎるもので、その辺ちょっと確認を

させていただきます。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいまの電気料金の関係ですが、この増額の要因というのは、昨今の燃料費の高騰による電力会社の関係になりますけれども、燃料費調整額という制度がありまして、こちらが、もう毎月のように金額が高騰しております。

以前は電力会社を替えたことによりまして削減ができたということで、当初予算の編成におきましても説明をさせていただきましたけれども、今年度に入りまして、4月から前年対比で37%とか、約40%から50%程度の前年対比で増になっております。

それで、もうこの時点で一応予算が不足するということがほぼ確定しましたので、今回、計上をさせていただいております。

率につきましては、先ほどの原水及び浄水費と配水及び給水費で、状況もちょっと違うということで、率は違っておりますけれども、理由といたしましては、燃料費調整額の高騰というところが一番の要因になっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 調整費については、なかなかこう確定をした数字がずっとあるわけではなくて、今後もやっぱり変わってくるということで、この数字についてはまだまだ流動的という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 今、楠山議員のおっしゃるとおり、今の時点で見込めるものを一応見込んで積算をしておりますけれども、また状況が変わりましたら、またそのときは補正予算等に対応をお願いすることになるかと思っております。そのときはよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） コロナの影響もあって、水道の営業費用のほうは伸び悩む、しかしこの電気料金、今回のやつだと1,900万の増額ということで、この2年間余りで水道の、やっぱりキャッシュ・フローで手持ちの現金がどんどん少なくなっていくと、こういう状況になっているのではないかなと思うんですけれども、なかなかこれ、水道課として、いつまでこういう状況で耐えられるのかなというのはどう見えていますか。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいまの水道事業の要は財政状況ということになるかと思いますが、例えば今回の議案の2ページをちょっと御覧いただきたいと思いますが、2ページに予定キャッシュ・フロー計算書というものが掲載されております。

1番上のほうに、利益、損失の数字であります当年度純損失ということになります。1,994万3,000円ということで、この補正予算の段階で約2,000万円の損失という状況になっておりますけれども、これはあくまで予算ということで、例えば同じような状況が令和2年度にございましたけれども、令和2年度の最終補正のときに、この数字が純損失ということで約2,900万円という形になっておりました。

ただ、予算のほうは、歳入は一応低めに見ておまして、歳出は高めに見ているということで、決算上は辛うじてですけれども、約400万円程度の純利益という形で終わったという経緯があります。

なので、これはちょっと推測ですけれども、これからちょっとその支出の抑制とかできることをやって、なるべくこの損失という数字ではなく純利益で終われるように運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございますか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 9ページになりますが、水道用水供給事業について準備が進んでいるということなんですけれども、今の現状の状況について内容を教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいまの水道用水供給事業の立ち上げの状況ですが、昨年度もいろいろ説明をさせていただきましたが、残念ながら昨年はちょっと年度内に終了できなかったということもありますけれども、一応、今年度中に準備を整えまして、各簡易水道事業者とも連携をして、新年度から一応スタートが切れるようにということで、今、準備をしております。

今のところ問題はないということで認識をしております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第38号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 報告第3号 令和3年度東伊豆町健全化判断比率の報告について

◎日程第13 報告第4号 令和3年度東伊豆町資金不足比率の報告について

○議長(稲葉義仁君) 日程第12 報告第3号 令和3年度東伊豆町健全化判断比率の報告について及び日程第13 報告第4号 令和3年度東伊豆町資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

町長より、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました報告第3号 令和3年度東伊豆町健全化判断比率及び報告第4号 令和3年度東伊豆町資金不足比率の報告について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和3年度決算における東伊豆町の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、東伊豆町監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました報告第3号 令和3年度東伊豆町健全化判断比率報告について、報告第4号 令和3年度東伊豆町資金不足比率の報告について、御説明させていただきます。

今回の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算における各比率を報告するものであります。

それでは、初めに、令和3年度決算における当町の健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率につきましては、4つの判断比率がございます。1つ目の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、実質収支額が黒字で赤字額がないため、数値は記載してございません。

2つ目の連結実質赤字比率は、当町の全ての会計の赤字額と黒字額を合算した連結赤字額の標準財政規模に対する比率であります。全会計の合計が黒字で連結赤字額がないため、こちらも数値は記載してございません。

3つ目の実質公債比率は5.8%であります。実質公債比率は、一般会計等が負担する元利償還金や、元利償還に準じた支出の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、普通交付税における基準財政需要額算入分を差し引いて算出しております。

4つ目の将来負担比率は34.8%になります。将来負担比率は、一般会計等の地方債や将来背負っていく可能性のある負担額の標準財政規模に対する比率であり、算定におきましては、将来負担額から負債の償還に充てることができる基金や、基準財政需要額算入分を差し引いて算出しております。

健全化判断比率につきましては、令和3年度決算におきましても、全ての比率が早期健全化基準を下回る結果となりました。

次に、令和3年度決算における当町の資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計（法適用企業）と、風力発電事業特別会計（法非適用企業）が対象となります。

令和3年度決算におきましては、2会計とも資金不足額がないため比率は記載してございません。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第14 報告第5号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)

○議長(稲葉義仁君) 日程第14 報告第5号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました報告第5号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)について、提案理由を申し上げます。

本件は、東伊豆町の水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により、水道料金に係る債権を放棄したもので、同条例第8条の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権は水道料金で、放棄した日は令和4年3月31日、放棄した事由、人数、件数、金額は表に記載のとおりで、合計で33人、108件、202万7,672円となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました報告第5号 債権放棄の報告について(水道料金に係る債権)の概要を御説明いたします。

東伊豆町水道事業の私債権の管理に関する条例第7条の規定により、水道料金に係る債権を放棄したもので、同条例第8条の規定により報告いたします。

恐れ入りますが、資料の別紙を御覧ください。

昨年度末、令和3年度決算におきまして、不納欠損、債券放棄したものを報告させていただく内容であります。

1の放棄した債権の名称は水道料金です。

2の債権を放棄した日は令和4年3月31日であります。

3の債権を放棄した事由、人数、件数、金額についてですが、初めの1の免責ですが、こ

ちらは条例第7条第1項第2号の該当分であります。破産手続及び再生手続等、事件終結分がこの項目に該当しており、6人、11件で、157万5,333円となっております。次の2、消滅時効期間満了ですが、こちらは条例第7条第1項第3号該当分であります。転出等による居所不明や廃業、死亡等による徴収不能債権がこの項目に該当しており、27人、97件で、45万2,339円となっております。合計で33人、108件、202万7,672円を放棄したものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告を終わります。

---

○議長（稲葉義仁君） ここで、議案第36号について、当局より訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 先ほどの議案第36号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）の字句の修正を、1か所お願いしたいと思います。

表紙の部分なんですけれども、第1条の2行目に当たります、歳入歳出それぞれ、数字で1,382,745円と書かれていますが、その間に千の字が抜けておりましたので、漢字の千の字を入れていただきたいと思います。失礼いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時05分

## 令和4年第3回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年9月9日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

---

### 出席議員(11名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 楠山節雄君 | 2番  | 笠井政明君 |
| 3番  | 稲葉義仁君 | 5番  | 栗原京子君 |
| 6番  | 西塚孝男君 | 7番  | 須佐衛君  |
| 8番  | 村木脩君  | 10番 | 内山愼一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君  |
| 13番 | 定居利子君 |     |       |

### 欠席議員(1名)

- 14番 山田直志君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	健康づくり課長	齋藤和也君
健康づくり課 参事	齋藤徳人君	教育委員会 事務局局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第3回定例会第3日目は成立しましたので、開会します。

なお、14番山田議員より、本定例会を欠席するとの届出がありましたのでご報告します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松

崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

町長から、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました議案第39号から議案第46号までについて提案理由を申し上げます。

まず、議案第39号から議案第45号までの各会計の令和3年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額67億3,755万6,000円に対しまして、歳入は調定額68億1,179万5,354円、収入済額66億4,630万5,665円となり、調定額に対する収入率は97.6%でございます。

歳出につきましては、支出済額61億5,048万8,057円で、予算現額に対する執行率は91.3%であります。

歳入歳出差引残額は4億9,581万7,608円であります。このうち、繰越明許費繰越額4,444万7,000円を控除した実質収支額は、4億5,137万608円となり、地方自治法第233条の2の規定により翌年度の歳入に編入することとなっております。

収入の根幹をなす町税の収納率は、コロナ減免による調定額の減少に伴い、収入額も減少しましたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大により徴収猶予を受け、繰り越された固定資産税などが納付された影響で、前年度を上回る結果となりました。

当町では、引き続き納税者の利便性を高める取組として、地方税における申告、申請及び納税等の手続を電子的に行うシステムを推進するとともに、各種税務研修への参加を通じて職員の資質向上を図り、町政運営において貴重な自主財源となる町税の確保と町民の信頼に応える納税秩序の維持に努めてまいります。

続きまして、議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額18億2,077万2,000円に対しまして、歳入は調定額18億6,986万1,445円、収入済額18億2,133万3,820円となり、調定額に対する収入率は97.4%でございます。

歳出につきましては、支出済額17億9,917万5,683円で、執行率は98.8%であります。

歳入歳出差引残額は2,215万8,137円となっております。

次に、議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額1億9,896万1,000円に対しまして、歳入は調定額2億188万2,470円、収入済額1億9,784万5,270円となり、調定額に対する収入率は98.0%でございます。

歳出につきましては、支出済額1億9,731万8,770円で、執行率は99.2%であります。

歳入歳出差引残額は52万6,500円となっております。

次に、議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額14億418万1,000円に対しまして、歳入は調定額14億1,703万3,281円、収入済額14億356万1,581円となり、調定額に対する収入率は98.8%でございます。

歳出につきましては、支出済額13億6,563万7,022円で、執行率は97.3%であります。

歳入歳出差引残額は3,792万4,559円となっております。

次に、議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額78万2,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに78万2,059円でございます。

歳出につきましては、支出済額73万2,000円で、執行率は93.6%であります。

歳入歳出差引残額は5万59円となっております。

次に、議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額677万6,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに682万858円でございます。

歳出につきましては、支出済額411万4,367円で、予算現額に対する執行率は60.7%であります。

歳入歳出差引残額は270万6,491円となっております。

次に、議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を申し上げます。

予算現額212万1,000円に対しまして、歳入は調定額及び収入済額ともに209万7,051円でございます。

歳出につきましては、支出済額204万9,445円、予算現額に対する執行率は96.6%であります。

歳入歳出差引残額は4万7,606円となっております。

以上、議案第39号から議案第45号について、7会計の決算概要を申し上げます。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度東伊豆町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

決算概要を申し上げます。

収益的収入の状況であります。コロナ禍の影響もあり、使用水量が減少したため、水道事業収益の決算額は、4億1,759万2,976円で、前年対比4%の減となりました。

収益的支出につきましては、電力会社見直しによる動力費の減や台風15号被害の対応経費皆減により、水道事業費用の決算額は4億1,735万5,810円で、前年対比5.2%の減となりました。

また、資本的支出につきましては、新規井戸の施設及び導水管の整備工事に着手したことにより、決算額が2億5,800万4,091円で、前年対比47%の大幅な増となりました。

最後に、事業損益についてですが、純利益が134万7,145円となり、当年度未処分利益剰余金に計上させていただきました。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 会計管理者に決算内容の説明を求めます。お願いします。

（会計課長兼会計管理者 正木三郎君登壇）

○会計課長兼会計管理者（正木三郎君） ただいま提案されました議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算から議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算まで、順次御説明させていただきます。

なお、説明につきましては、お手元にお届けしてございます主要施策の成果説明書に詳細が記されておりますので、ここにおきましては、決算書の款のみの朗読をもちまして御説明とさせていただきます。

各会計とも、歳入につきましては、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に朗読させていただきますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の1ページ及び2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款町税16億9,139万4,936円、6,031万2,238円、1億433万5,939円。

2款地方譲与税5,449万1,000円、ゼロ、ゼロ。

3款利子割交付金81万2,000円、ゼロ、ゼロ。

4款配当割交付金690万7,000円、ゼロ、ゼロ。

5款株式等譲渡所得割交付金985万6,000円、ゼロ、ゼロ。

6款法人事業税交付金1,385万2,000円、ゼロ、ゼロ。

7款地方消費税交付金2億9,816万5,000円、ゼロ、ゼロ。

8款ゴルフ場利用税交付金2,244万2,000円、ゼロ、ゼロ。

9款環境性能割交付金562万5,000円、ゼロ、ゼロ。

10款地方特例交付金2億5,414万3,000円、ゼロ、ゼロ。

11款地方交付税15億9,286万円、ゼロ、ゼロ。

12款交通安全対策特別交付金107万4,000円、ゼロ、ゼロ。

3ページ及び4ページをお開きください。

13款分担金及び負担金1,797万5,380円、1万3,900円、23万2,350円。

14款使用料及び手数料4,079万1,039円、8万8,876円、50万6,386円。

15款国庫支出金9億5,886万9,452円、ゼロ、ゼロ。

16款県支出金 3億9,658万779円、ゼロ、ゼロ。

17款財産収入 8,554万1,985円、ゼロ、ゼロ。

18款寄附金 2億4,543万7,810円、ゼロ、ゼロ。

19款繰入金 1億1,096万5,563円、ゼロ、ゼロ。

20款繰越金 4億803万3,886円、ゼロ、ゼロ。

21款諸収入 1億257万835円、ゼロ、ゼロ。

22款町債 3億2,791万7,000円、ゼロ、ゼロ。

5 ページ及び6 ページをお開きください。

歳入合計予算現額67億3,755万6,000円。調定額68億1,179万5,354円。収入済額66億4,630万5,665円。不納欠損額6,041万5,014円。収入未済額 1億507万4,675円。予算現額と収入済額との比較マイナス9,125万335円でございます。

次に、歳出でございます。

7 ページ及び8 ページをお開きください。

1 款議会費6,076万3,738円、ゼロ、130万5,262円。

2 款総務費16億5,141万9,684円、418万7,000円、9,121万8,316円。

3 款民生費16億4,198万1,368円、7,517万1,000円、8,287万9,632円。

4 款衛生費 6億7,462万4,769円、2,043万4,000円、3,573万0,231円。

5 款農林水産業費 1億3,238万7,478円、2,390万8,000円、3,905万3,522円。

6 款商工費 3億2,887万2,190円、ゼロ、1,715万6,810円。

7 款土木費 2億6,250万8,222円、1億1,255万4,000円、915万5,778円。

8 款消防費 3億8,466万4,795円、ゼロ、2,687万2,205円。

9 ページ及び10ページをお開きください。

9 款教育費 3億9,070万3,470円、563万2,000円、2,065万8,530円。

10款災害復旧費796万6,305円、ゼロ、53万5,695円。

11款公債費 6億1,459万6,038円、ゼロ、1,465万2,962円。

12款予備費ゼロ、ゼロ、596万3,000円。

歳出合計予算現額67億3,755万6,000円。支出済額61億5,048万8,057円。翌年度繰越額 2億4,188万6,000円。不用額 3億4,518万1,943円。予算現額と支出済額との比較 5億8,706万7,943円となった内容でございます。

歳入歳出差引残額 4億9,581万7,608円、うち基金繰入額ゼロ円でございます。

続きまして、167ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、各会計とも区分、金額の順に御説明申し上げます。

1、歳入総額66億4,630万5,000円。

2、歳出総額61億5,048万8,000円。

3、歳入歳出差引額4億9,581万7,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源4,444万7,000円。

5、実質収支額4億5,137万円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、国民健康保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款国民健康保険税3億2,710万6,715円、660万4,572円、4,189万32円。

2款使用料及び手数料19万9,700円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金249万2,000円、ゼロ、ゼロ。

4款県支出金13億3,872万8,983円、ゼロ、ゼロ。

6款繰入金1億2,117万2,960円、ゼロ、ゼロ。

7款繰越金2,106万5,131円、ゼロ、ゼロ。

8款諸収入1,056万8,331円、ゼロ、3万3,021円。

歳入合計予算現額18億2,077万2,000円。調定額18億6,986万1,445円。収入済額18億2,133万3,820円。不納欠損額660万4,572円。収入未済額4,192万3,053円。

予算現額と収入済額との比較56万1,820円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費769万2,296円、ゼロ、142万2,704円。

2款保険給付費13億215万6,521円、ゼロ、1,029万7,479円。

3款国民健康保険事業費納付金4億4,558万5,833円、ゼロ、2,167円。

6款保健事業費2,326万7,902円、ゼロ、488万2,098円。

7款基金積立金895万3,000円、ゼロ、ゼロ。

9 款諸支出金1,152万131円、ゼロ、399万1,869円。

10 款予備費ゼロ、ゼロ、100万円。

歳出合計予算現額18億2,077万2,000円。支出済額17億9,917万5,683円。翌年度繰越額ゼロ円。

不用額2,159万6,317円。予算現額と支出済額との比較2,159万6,317円でございます。

歳入歳出差引残額2,215万8,137円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、23ページ、お開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額18億2,133万4,000円。

2、歳出総額17億9,917万6,000円。

3、歳入歳出差引額2,215万8,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額2,215万8,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金はゼロ円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款後期高齢者医療保険料1億5,084万1,300円、99万3,200円、304万4,000円。

2 款使用料及び手数料5万300円、ゼロ、ゼロ。

3 款繰入金4,634万4,670円、ゼロ、ゼロ。

4 款諸収入23万7,100円、ゼロ、ゼロ。

5 款繰越金37万1,900円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額1億9,896万1,000円。調定額2億188万2,470円。収入済額1億9,784万5,270円。不納欠損額99万3,200円。収入未済額304万4,000円。予算現額と収入済額との比較マイナス111万5,730円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,706万170円、ゼロ、132万9,830円。

2 款諸支出金25万8,600円、ゼロ、31万2,400円。

歳出合計予算現額 1 億9,896万1,000円。支出済額 1 億9,731万8,770円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額164万2,230円。予算現額と支出済額との比較164万2,230円でございます。

歳入歳出差引残額52万6,500円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、11ページ、お開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額 1 億9,784万5,000円。

2、歳出総額 1 億9,731万9,000円。

3、歳入歳出差引額52万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額52万6,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、介護保険特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款保険料 2 億7,884万9,600円、400万8,400円、946万3,300円。

2款使用料及び手数料 6 万4,500円、ゼロ、ゼロ。

3款国庫支出金 3 億4,813万2,173円、ゼロ、ゼロ。

4款支払基金交付金 3 億3,517万1,899円、ゼロ、ゼロ。

5款県支出金 1 億8,744万4,017円、ゼロ、ゼロ。

6款財産収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

7款繰入金 1 億9,747万1,900円、ゼロ、ゼロ。

8款繰越金5,633万3,592円、ゼロ、ゼロ。

9款諸収入 9 万3,900円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額14億418万1,000円。調定額14億1,703万3,281円。収入済額14億356万1,581円。不納欠損額400万8,400円。収入未済額946万3,300円。予算現額と収入済額との比較マイナス61万9,419円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費1,072万6,680円、ゼロ、238万1,320円。

2 款保険給付費12億537万1,455円、ゼロ、3,213万9,545円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ、ゼロ、1,000円。

4 款基金積立金8,247万3,000円、ゼロ、ゼロ。

5 款地域支援事業費5,777万423円、ゼロ、295万577円。

6 款諸支出金929万5,464円、ゼロ、21万536円。

7 款予備費ゼロ、ゼロ、86万1,000円。

歳出合計予算現額14億418万1,000円。支出済額13億6,563万7,022円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額3,854万3,978円。予算現額と支出済額との比較3,854万3,978円でございます。

歳入歳出差引残額3,792万4,559円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。続きまして、33ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額14億356万1,000円。

2、歳出総額13億6,563万7,000円。

3、歳入歳出差引額3,792万4,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額3,792万4,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、稲取財産区特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款財産収入73万1,803円、ゼロ、ゼロ。

2 款繰越金5万256円、ゼロ、ゼロ。

3 款諸収入ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額78万2,000円。調定額78万2,059円。収入済額78万2,059円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較59円でございます。

次に、歳出でございます。

3 ページ及び4 ページをお開きください。

1 款管理会費43万6,000円、ゼロ、ゼロ。

2 款諸支出金29万6,000円、ゼロ、ゼロ。

3 款予備費ゼロ、ゼロ、5万円。

歳出合計予算現額78万2,000円。支出済額73万2,000円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額5万円。予算現額と支出済額との比較5万円でございます。

歳入歳出差引残額5万59円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額78万2,000円。

2、歳出総額73万2,000円。

3、歳入歳出差引額5万円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額5万円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、風力発電事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款繰入金383万8,000円、ゼロ、ゼロ。

2款繰越金293万8,791円、ゼロ、ゼロ。

3款町債ゼロ、ゼロ、ゼロ。

4款諸収入4万4,067円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額677万6,000円。調定額682万858円。収入済額682万858円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較4万4,858円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款電気事業費411万4,367円、ゼロ、216万1,633円。

2款予備費ゼロ、ゼロ、50万円。

歳出合計予算現額677万6,000円。支出済額411万4,367円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額266万1,633円。予算現額と支出済額との比較266万1,633円でございます。

歳入歳出差引残額270万6,491円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページ、お開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額682万円。

2、歳出総額411万4,000円。

3、歳入歳出差引額270万6,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円。

5、実質収支額270万6,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

次に、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計の1ページ及び2ページをお開きください。

議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金198万5,000円、ゼロ、ゼロ。

2款繰越金11万2,051円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計予算現額212万1,000円。調定額209万7,051円。収入済額209万7,051円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額ゼロ円。予算現額と収入済額との比較マイナス2万3,949円でございます。

次に、歳出でございます。

3ページ及び4ページをお開きください。

1款総務費204万9,445円、ゼロ、7万1,555円。

歳出合計予算現額212万1,000円。支出済額204万9,445円。翌年度繰越額ゼロ円。不用額7万1,555円。予算現額と支出済額との比較7万1,555円でございます。

歳入歳出差引残額4万7,606円、うち基金繰入額ゼロ円となった内容でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額209万7,000円。

2、歳出総額205万円。

3、歳入歳出差引額4万7,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源がゼロ円。

5、実質収支額4万7,000円。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金ゼロ円でございます。

なお、別冊主要施策の成果説明書の177ページから187ページ、財産に関する調書の詳細が付されておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 引き続き、水道課長より決算概要の説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 鈴木貞雄君登壇）

○水道課長（鈴木貞雄君） 続きまして、議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

款項の区分による説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

収益的収入及び支出ですが、収入の第1款水道事業収益は、予算額4億1,321万1,000円に対し、決算額は4億1,759万2,976円で、予算額に比べ438万1,976円の増です。

第1項営業収益は、予算額3億9,579万9,000円に対し、決算額は3億9,977万4,104円で、予算額に比べ397万5,104円の増です。

第2項営業外収益は、予算額1,710万円に対し、決算額は1,750万6,055円で、予算額に比べ40万6,055円の増です。

第3項特別利益は、予算額31万2,000円に対し、決算額は31万2,817円で、予算額に比べ817円の増です。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用は、予算額4億2,689万7,000円に対し、決算額は4億173万5,810円で、不用額2,316万1,190円です。

第1項営業費用は、予算額3億9,340万4,000円に対し、決算額は3億7,549万7,191円で、不用額1,590万6,809円です。

第2項営業外費用は、予算額3,258万1,000円に対し、決算額は2,619万8,649円で、不用額638万2,351円です。

第3項特別利益は、予算額4万1,000円に対し、決算額は3万9,970円で、不用額1,030円です。

第4項予備費につきましては、12万9,000円を充用し、不用額が87万1,000円となりました。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入、第8項固定資産売却代金は、予算額9万2,000円に対し決算額は9万2,465円で、予算額に比べ465円の増です。

支出ですが、第1款資本的支出は、予算額4億5,131万2,000円に対し、決算額2億5,800

万4,091円、翌年度繰越額1億8,195万円で、不用額1,135万7,909円です。

第1項建設改良費は、予算額3億5,260万4,000円に対し、決算額1億5,929万6,430円、翌年度繰越額1億8,195万円で、不用額1,135万7,570円です。建設改良費の内容ですが、4号・5号井戸施設整備工事など13件の建設工事と、東伊豆町水道用水供給事業構築業務委託1件を実施いたしました。

建設工事、業務委託の概況につきましては、15ページから18ページに記載してございます。

第2項企業債償還金は、予算額9,870万8,000円に対し、決算額は9,870万7,661円で、不用額339円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,791万1,626円は、建設改良積立金2億3,415万8,496円、当年度分損益勘定留保資金269万6,330円、過年度分消費税資本的収支調整額676万円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,429万6,800円で補填いたしました。

次の5ページ、6ページには、損益計算書を記載しております。

6ページを御覧ください。

事業損益についてですが、当年度純利益が134万7,145円となりました。

次の7ページから9ページには、貸借対照表を記載し、10ページには、キャッシュ・フロー計算書、11ページ、12ページには、剰余金計算書を記載しております。

11ページを御覧ください。

未処分利益剰余金3億3,540万7,004円につきましては、剰余金処分計算書(案)のとおり、翌年度へ繰越しとさせていただきます。

13ページ以降には、事業報告書附属資料、参考資料及び注記を添付してございますので、御確認ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) ただいま決算概要の説明がございました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第46号までは11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、決算審査特別委員会に付託しました議案第39号から議案第46号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月28日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会において、9月28日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として決算審査特別委員会は、大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、9月10日から9月27日までの18日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月27日までの18日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから、決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月28日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。

したがって、来る9月28日は、午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行うことに決定しました。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（稲葉義仁君）　ここで、当局より訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。

水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君）　大変申し訳ありません。先ほどの説明の中で、決算書の1ページの支出の第3項特別損失の部分で、説明のほう、特別利益ということで、誤った説明をしておりましたので、正しくは特別損失ということで、訂正をよろしく願います。申し訳ございませんでした。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会　午前10時19分

## 令和4年第3回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

令和4年9月28日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

---

### 出席議員(12名)

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山愼一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
健康づくり課長	齋藤和也君	健康づくり課参事	齋藤徳人君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長	正木三郎君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和4年東伊豆町議会第3回定例会第22日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松

崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定について

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8 議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） それでは、朗読をもちまして、審査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和4年9月28日。

東伊豆町議会議長、稲葉義仁様。

決算審査特別委員会委員長、須佐 衛。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、付託案件。

事件の番号、件名の順に読み上げます。

議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算。

議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算。

議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算。

議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算。

議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算。

議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和4年9月9日、12日、13日、26日に委員会を開催し、付託された各議案について、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和3年度各会計決算は、議案第39号から議案第46号までの8議案については賛成多数で、次に述べる意見を付して原案を認定すべきものと決定した。

### 3、審査意見。

令和3年度決算においては、コロナ禍における地方創生臨時交付金の活用や不用額の大幅な増加により、昨年度に引き続き、財政調整基金は増加したが、一般財源を効率的・効果的に執行するため、執行状況の確認に留意するとともに、適正な事業運営に配慮されたい。意見として、特に以下の3点について改善を図られたい。

(1) ふるさと納税基金の活用事業には、道路等整備事業、雇人（学校支援員）、新型コロナウイルス感染症対策など、一般財源で行うべき内容が見られる。同基金の活用事業については、寄附者の意向に沿った中で、町の魅力増進や先行投資的な事業など、一般財源では対応できないような意欲的な事業に活用されたい。

(2) 東伊豆海のみえる農園は、町の例規により「自ら農園を使用し、耕作する者」など6項目を使用者の選定基準として定めており、地域農業と観光農業の振興及び町民と都市住民との交流を図るために設置された施設である。創意工夫して事業の推進を図るべきところ、例年、チラシ配布や新聞掲載での募集にとどまる運営をしており、滞在型・日帰り型ともに、利用の充実・改善には程遠い。趣旨を踏まえた施設の運営に留意されたい。

(3) 健康増進事業については、例年、目に見える効果を上げているが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症による事業中止などにより、短期間で一部の参加者に体力の低下が見られた。コロナ禍においても同事業が継続されるよう、対策に万全を期して実施するなど、弾力的な対応が必要である。また、白田・片瀬・大川の各地区では、会場が設けられていないことや、高齢者の会場までの移手段確保の問題もあり、一部の高齢者への取組にとどまっている。町では、高齢者46.7%のうち、後期高齢者が占める割合は23.9%と超高齢化社会となっていることから、質・量ともに改善を図る必要がある。

一方で、ライフプランセミナー等、フレイル予防及び介護予防を含めた包括的な取組が効果を上げ始めているところでもあり、組織の枠組にとらわれない包括的な視点から取組を推進されたい。

### 4、主な質疑の内容。

#### (1) 一般会計。

総務課。

問：実質収支に対する調書によると、コロナ禍であることを踏まえても、単年度収支の差引額として4億円以上の剰余金が出ているが、その要因は。

答：歳入は収入が予算を9,125万円下回っているが、繰越しとなる特定財源予算が1億9,743万9,000円あるので、実質的には1億618万8,000円上回っている。歳出は不用額が3億4,518万1,000円出ているが、コロナ禍による町税の見込みが難しかったことや町長選挙の年であったこと、扶助費の見込み額などが要因として挙げられる。

問：コロナ禍の2年間の収支上の黒字について、どのように考えるか。

答：財政調整基金の残高が例年7億円前後で推移していたが、積み増しにより10億円という数値目標を達成できた。コロナ対応の地方創生臨時交付金を活用できたところが大きい。

問：ふるさと納税の活用について、他の先進地と比べて十分ではないという印象がある。寄附者の意向に沿った使い方になっているか。

答：現状のふるさと納税の規模では、思い切った施策を打ち出すことはできていない。今後、プロジェクトチームが先進地を視察する中で、寄附の増加だけでなく、使い道なども併せて学びたいと考えている。

企画調整課。

問：長期お試し移住体験施設の利用実績が少ない。今後物件を増やす予定はあるか。また、お試し移住体験施設について、売買・賃貸することはできるのか。

答：物件を募集したところ、ほとんど反応がなかった。長期お試し移住体験施設に限らず、空き家の掘り起こしが課題であるが、今後、提供者がいれば検討したい。売買・賃貸については、短期お試し移住体験施設はできないが、長期お試し移住体験施設については可能である。

問：シティプロモーション事業とワーケーション推進事業をローカルデザインネットワークに626万円で委託している。実績が見えてこないが。

答：関係人口を増やす目的で、これらの施策を行っているが、見える化できるようにしていきたい。企画調整課で把握できているだけで、昨年は町内に移住してきた若者が6人から7人いる。また、EASTDOCKの利用者は、前年度から99人増の221人と倍増しており、確実に関係人口は増えている。

問：昨年度改修した稲取ふれあいの森の「MORIE」を、元地域おこし協力隊員が経営する「s o - a n」に安価で賃貸している。貸出しのルールが不明確ではないか。

答：予算や使用方法について明確でない部分もあるので、例規の整備や予算の整理を図りたい。

問：町有原野貸付料収入白田区配分金と風力発電事業出資金の内容は。

答：GPSホールディングス株式会社からの地代収入から、風力発電事業用地補償金として白田区へ1,000万円、風力発電事業出資金として東伊豆風力発電合同会社へ1,100万円の支出となっている。

問：新型コロナウイルス感染症対策事業としてLINEシステムを構築したが、コスモキヤストや情報配信メールとの兼ね合いは。

答：防災上の観点から、情報伝達の多重化となっている。情報配信メールはいずれ廃止し、LINEに統一したい。

問：ネット環境を整備したことでよくなったことは何か。

答：コロナ禍でWeb会議が増える中、どの会議室でもWeb会議ができるようになった。また、スマホやタブレットを使って、自席で調査業務ができるようになり、利便性が向上した。

税務課。

問：収納の概要について、収納率が2.53%上昇とあるが、徴収猶予の影響は令和3年度のみか。

答：徴収猶予の影響は令和3年度のみと考えている。徴収猶予については1年間の猶予で、再度延長申請したものが一部あるが、令和4年度には影響はない。

住民福祉課。

問：交通安全推進事業工事費について、各地区の追加的要望への対応はしているか。

答：必要なものについては予算措置している。年度途中で出されたものについては、次年度以降の予算措置に向けて、現地確認等を行っているが、緊急を要するものについては随時対応をしている。

問：個人番号関連予算について、マイナンバーカードの普及率はどの程度か。

答：令和3年度決算時点では48.7%となる。

問：運転免許証の返納者数は。

答：令和3年度運転免許証返納者数が46人で、うち32人が運転経歴証明書発行手数料助成金を申請している。

健康づくり課。

問：報償費、委託料、負担金の不用額の差異についてはやむを得ないか。

答：主な要因は、新型コロナウイルス予防接種の個別接種に関するもので、集団接種の医師謝礼では、予約の状況に応じて医師を3人から2人に変更するなど、見込めないところがあった。委託料については、町外接種者は国保連を通じて支払いをするため、見込めないところがある。

問：傾聴ボランティアの回数及び自殺死亡率の増加について、要因と対策は。

答：傾聴ボランティアの利用者が100人近く増加している。高齢者夫婦や一人暮らしの方を訪問しており、電話対応も行っている。

自殺死亡率の増加については、年2回のゲートキーパー養成講座の開催により、ボランティアを増やす計画を立てている。また、自殺対策協議会を開催して、情報交換するなどの対応を取っている。

問：健康増進事業における事業の効果性について、コロナ禍という理由で事業を安易に中止したように思えるが、対策を講じて継続できなかったのか。

答：教室での事業は、1人2メートル間隔を取り、使った道具の消毒を行うなど、感染症対策を講じて実施していた。緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の発出等により、町の方針で一時教室を中断したが、再開後に動きが鈍る人が多く見られたので、事業の継続性は重要であると感じた。中断していた間は、全員に記録表を渡し、体調管理を依頼した。

問：健康増進事業はフレイル対策として十分対応できるか。

答：令和3年度より、フレイルチェックを包括支援と共同で行っているが、同じ内容のチェックを教室の生徒にも実施している。低栄養と見られる人が多いので、管理栄養士による栄養指導を行っている。

観光産業課。

問：農地利用最適化推進委員について、耕作放棄等に対する話合いが必要と思われるが、どうか。

答：最終的には農業委員も含めて話合いをする。使える農地をうまく活用できるよう、部会単位で引継ぎできるように検討中である。

問：商工会、観光協会に事業検証を求めているかどうか。

答：両者から提出があったものに、町の検証を含めて町長に報告した。実施したことに対して、いかに改善していくかが重要と考えている。

問：細野高原イベント事業費補助金について、長時間歩けない高齢者や足の不自由な来場

者については、昨年度も検討課題となっているが、改善されたのか。また、今後の事業の方向性は。

答：反省会を行って検討しているが、解決までに至っていない。利活用の検討会では「ウオーキングの聖地」など、年間利用を考えている。

問：電波宣伝委託料、観光宣伝委託料ともに、実績内容が昨年度と同じである。効果の検証が必要では。

答：電波宣伝委託料では、県内、東京及び神奈川に向け宣伝を行っている。町の観光宣伝委託料については、今年度から観光協会が一元化されたので、注視しながらやっていきたい。

問：住宅リフォームについて、前年より増えている要因は。

答：以前は補助率20%で20万円を限度とし、1回のみ申請となっていたが、要綱を改正し、5回までの申請とした。また、コロナ禍におけるひきこもり需要も増加要因としてある。  
建設整備課。

問：日帰り型農園の利用者には、使用料の減免等を受けている団体が含まれているのか。

答：含まれている。使用料を徴収しているのは、43区画中24区画である。残り19区画は、ふるさと学級5区画、健康づくり課2区画、管理人による見本園12区画であり、使用料の減免等の対象となる。

問：滞在型農園の入居条件や費用の支払い方法は。近隣市町に居住する者が趣旨から外れる利用をしている。本来の目的ではないのでは。

答：都市との交流を目的として整備しているため、東伊豆町に住所がないことを条件としている。使用料の支払いは年間61万2,000円であるので、一括でも分割でも可能となるよう選択させている。初めての利用者については、入会金1万円を頂いている。利用者については、今後の検討課題としたい。

問：地籍調査についての進捗状況は。

答：平成29年から賀茂地区で協議会を組織し、津波浸水区域を中心に実施している。第7次国土調査10箇年計画では、約10年かけて、熱川、片瀬、白田、令和4年度から稲取を実施していく計画である。

防災課。

問：継続して整備する資機材の内容及び備蓄を3日分から7日分に増やすに当たり、県の補助率は決まっているのか。

答：毛布やアルファ米については、継続して整備を行う。毛布は目標数に達するよう整備

を進め、アルファ米は7日分を確保するために順次増やしていく。消火器は使用期限に準じて入替えを行う。県の補助率は3分の1であるが、町民のために町として備蓄すべきと考えている。

問：アルファ米には賞味期限があるが、毎年替えているのか。防災訓練の際に配付されたが、フードバンクへの寄附等、配付方法を検討すべきでは。

答：防災訓練に参加し、アルファ米を食べることも訓練の一環としている。賞味期限は5年6か月であるが、5年ごとに替えている。購入数にばらつきはあるが、去年は1万7,500食だった。5年ごとの更新となるため、賞味期限が短いものはフードバンクの対象とならない。

教育委員会事務局。

問：語学指導委託事業と国際教育推進事業について、どう分けているのか。

答：語学指導事業については、小学校から英語教育をということで、日本語で説明しながら英語を教えることにたけている方を町が直接委託している。

答：国際教育推進事業については、国が行っているJETプログラムという事業を活用し、本場の英語を学ぶということで、中学校を専門に回っている。小学校、幼稚園にも、回数は少ないが行っている。

問：当町の図書館の実績として、図書館来館者数等の記載があるが、比較の仕方が難しい。近隣の市町と比べ、利用度合いはどう評価されるのか。

答：令和3年度については、コロナ禍で来館者数は少なくなっている。目標は3万人、貸出冊数も多いときは10万冊だったが、現在は減っている。当町の図書館の特徴として、社会教育、生涯学習に力を入れている。ここ10年ほど、子供からお年寄りまで活動できるものを行っている。

問：町民の高齢化に対する図書館の努力、取組は。

答：現在、図書館が行っている取組みとして、人気のある本について、冊数は多くないが、大活字本を購入している。また、高齢者向けの音読サークルも開催している。大きな活字で読みやすく、音読は認知症予防などの効果がある。

## (2) 国民健康保険特別会計。

問：国保税の納付方法として、口座引き落としの推進と不納欠損の取組については。

答：口座引き落としについては窓口で推進している。国保税の納付方法の実績は、納付書4,040件、口座7,123件、コンビニ3,543件の合計1万4,706件となっている。不納欠損におい

て、地方税法第15条の7第5項は1人5件、第18条は35人39件で、執行停止を解除する要件がなかったため、欠損とした。

問：診療報酬の1人当たりの費用が増加している。県内に比べて東伊豆町の状況は。

答：医療の高度化等により費用は高くなっている。保険給付費は減少しているが、それを上回る勢いで被保険者数が減少しているため、1人当たりの費用が増加している。医療費の県平均は1人当たり38万63円で、当町は41万4,354円となっている。

(3) 後期高齢者医療特別会計。

問：診療費等の状況で、受診控えが回復したことにより医療費が増額したとあるが、実績は。

答：医療費の県平均は1人当たり77万3,753円で、当町は79万1,653円となっている。

(4) 介護保険特別会計。

問：フレイル予防対策事業ライフプランセミナーの参加者の実人数は。75歳以下の方にも参加を募ってはどうか。

答：80人程度の方に声かけし、参加者実数が50人となる。65歳以上からの対応も必要と思われるが、対象人数が多く対応が困難であるため、今後の検討課題となる。

(5) 稲取財産区特別会計。

問：土地の貸付面積の内訳は。

答：今回の決算にある貸付面積については、民間への新規貸付けに加え、稲取旅館組合、NTT等への貸付けとなる。

(6) 風力発電事業特別会計。

問：特になし。

(7) 幼児教育アドバイザー特別会計。

問：訪問1回当たりの負担金の内容は。

答：基本的に均等割として、各市町5万円ずつの負担に加え、残りは訪問割となっている。訪問には巡回と要請があり、訪問回数により算定しており、偏りがでないように訪問回数を各市町に確認している。

(8) 水道事業会計。

問：有収率について、前年度よりも改善されている理由は。

答：大川地区での漏水調査を行った結果、漏水箇所を発見することができ、修繕を行った。そのため、特に大川簡易水道で有収率が上がった。令和3年度は、白田地区の漏水調査を行

っている。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより、議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号 令和3年度東伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号 令和3年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

◎日程第9 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第9 議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に998万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を59億9,096万3,000円とするものであります。

主な内容ですが、オミクロン株対応ワクチン接種に係る経費や家庭用ポータブル発電機等購入補助金の増額及びこれに伴う国・県の補助金を増額措置しました。

また、保健福祉センタートイレ修繕や台風14号の被災対応など、緊急性を有する経費を計上しております。

必要な財源配分を行った後、財源不足を財政調整基金の積立金から減額させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について、概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ998万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,096万3,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正前の金額に312万円を追加し、3,462万4,000円といたします。

また、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、補正前の金額に621万1,000円を追加し、2,687万2,000円といたします。

これらに伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金312万円の増及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金621万1,000円の増は、オミクロン株対応ワクチンの接種方針が国から示されたことによる必要な経費に対する国庫支出金であります。

16款県支出金、2項県補助金、6目消防費県補助金、補正前の金額に65万円を追加し、2,389万3,000円といたします。

1節地震対策費補助金、細節2地震・津波対策等減災交付金65万円の増につきましては、家庭用ポータブル発電機等購入補助金の申請増により増額させていただきます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、17目財政調整基金費、補正前の金額から257万5,000円を減額し、2億2,622万5,000円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金257万5,000円の減につきましては、今回の補正予算おける財源不足を調整するため、減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は約14億9,000万円となります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に933万1,000円を追加し、8,713万8,000円といたします。

事業コード4新型コロナウイルスワクチン接種事業、933万1,000円の増につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種に係る事業費について、看護師謝礼89万円、運転手謝礼5万4,000円、郵便料131万7,000円、コールセンター委託料409万2,000円、送迎用車両賃借料82万5,000円の増などを計上しております。

7目保健福祉センター費、補正前の金額に27万5,000円を追加し、4,273万6,000円といたします。

事業コード1保健・福祉センター維持管理事業、10節需用費、細節5修繕料につきまして

は、男子トイレ及び身障者トイレ手洗い水洗修繕が必要となったため、増額するものであります。

9 ページ、10 ページをお開きください。

8 款 1 項消防費、4 目防災対策費、補正前の金額に195万円を追加し、5,099万8,000円といたします。

事業コード4 総合防災対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節2 家庭用ポータブル発電機等購入補助金195万円の増につきましては、申請の急増により増額するものであります。

10款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費、補正前の金額に100万円を追加し、264万4,000円といたします。

事業コード1 道路災害復旧事業、14節工事請負費、細節1 災害復旧工事の増につきましては、台風14号の被災対応及び今後の災害に備えた財源確保として増額するものであります。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額59億8,098万2,000円に998万1,000円を追加いたしまして、59億9,096万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額59億8,098万2,000円に998万1,000円を追加いたしまして、59億9,096万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が998万1,000円の増となります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第47号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議員派遣について

○議長（稲葉義仁君） 日程第10 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、現時点で期日等が確定している行事及び各常任委員会の行政視察計画などが対象となります。

お諮りします。お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

---

◎日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年東伊豆町議会第3回定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_